

独立行政法人自動車技術総合機構 第1期中期目標期間業務実績自己評価調書

様式1-1-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中	期計画(中期目標)			F度評价			中期目標		項目別	備考欄
		28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年 度	令和 2年 度	見込評 価	期間実績評価	調書No.	
	I. 国民に対して提	共する	ナービン	スその他	也の業務	多の質の	つ向上に関	する事項		
	動車の審査業務 型式認証における基準適合 審査等	В	В	В	В	В	В	В		
性	動車の審査業務 使用段階における基準適合 審査	В	В	В	В	В	В	В		
自	動車の登録確認調査業務	В	В	В	В	В	В	В		
自務	動車のリコール技術検証業	A	A	A	A	В	A	A		
0	究内容の重点化・成果目標 明確化 自動車(安全分野)	AO	AO	AO	AO	AO	AO	AO		
0	究内容の重点化・成果目標 明確化 自動車(環境分野)	AO	вО	AO	AO	AO	AO	AO		
0	究内容の重点化・成果目標 明確化 鉄道等	ВО	ВО	ВО	AO	AO	ВО	вО		
発	部連携の強化・研究成果の 信、受託研究等の獲得、知 財産権の活用と管理適正化	В	В	В	В	В	В	В		
:	動車の審査業務の高度化 型式認証における基準適合 審査等	В	В	A	A	A	A	A		
	動車の審査業務の高度化 使用段階における基準適合 審査	В	В	A	A	A	A	A		
	動車のリコール技術検証業 の高度化	A	A	A	A	В	A	A		
自	動車技術の国際標準化	Α	Α	Α	S	Α	A	A		
鉄	道技術の国際標準化	А	В	А	В	A	A	A		
		В	В	A	A	В	В	В		

	中期計画(中期目標)		左	F度評(中期目評価	標期間	項目別調	備考欄
		28 年 度	29 年 度	30 年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	見込評価	期間 実績 評価	書No.	
П.	業務運営の効率化に関する事項	į	•			•				
	一般管理費及び業務経費の効率化 目標等、調達の見直し、業務運営 の情報化・電子化の取組。総員配 置の見直し、その他実施体制の見 直し、人事に関する計画	В	В	В	В	В	В	В		
Ш.	財務内容の改善に関する事項									
	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資産の見直し	В	В	В	В	В	В	В		
IV.	短期借入金の限度額	_	_	_	_		_	_		
V.7	その他業務運営に関する重要事項	Į								
な対確の充統合	車の設計から使用段階までの総合的 応、施設及び設備に関する計画、人 保、育成及び職員の意欲向上、広報 実強化を通じた国民理解の醸成、内 制の徹底、独立行政法人自動車技術 機構法(平成11年法律第218号) 3条第1項に規定する積立金の使途	В	В	В	В	В	В	В		
事が	不要財産又は不要財産となる 「見込まれる財産の処分等に関 計画	_	_	_	_	_	_	_		
	重要な財産を譲渡し、又は担てする計画	_	_	_	_	_	_	_		
VIII.	剰余金の使途	_	_	_	_	_	_	_		
一定	この事業等のまとまり						•			
	道路運送車両法に基づく執行業務 等(保安基準適合性の審査、登録 に係る確認調査、リコールに係る	_	_	A	A	В	В	A		

盗難車両対策、点検・整備促					
進への貢献等、関係機関との					
情報共有の促進					

技術的検証等)(1.(1)~							
$(3), 2. (2) \sim (3), 4.)$							
自動車及び鉄道等の研究業務等		Λ	Λ	Λ	Δ	Λ.	
(2. (1), 3.)	_	А	А	А	А	А	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
I. 1. (1) ①	的確で	で厳正かつ公正な業務の実施											
	自動	 車の審査業務											
	<u>(1</u>)型式認証における基準適合性審	查等										
業務に関連する政	5	安全で安心できる交通の確保、	治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人	自動車技術総合	機構法第 12 条	3					
策・施策	17	自動車の安全性を高める		(個別法条文など)									
当該項目の重要度、				関連する政策評価・行政事業	レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
難易度				(行政事業レビューシート番	号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205			

2. 主要な経年ラ	データ													
①主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和 2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2	
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度	
		終年度値等)												
審査方法等の	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008	
改善		(繁忙期を除いて毎												
		月実施)												
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,229	
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755	
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609	
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755	
								スト (百万円)						
								従事人員数	949	949	992	992	992	

3	. 各事業年度の美	業務に係る目標	、計画、業務実	績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実統	漬評価)				
	自動車が市	自動車が	<主な定量的指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定					
	場に投入され	市場に投入	標>	(i)業務実績	В								
	る前に実施す	される前に	・審査方法等の	自動車認証審査を的確かつ効率的に実施し、基準に適合しない自動	業務実績のとおり着実な実施状況								
	る型式認証に	実施する型	改善	車が市場に出回ることを防止した。	にあると認められる。								
	おける基準適	式認証にお		なお、審査型式数及び不合格件数は以下のとおり。									
	合性審査等の	ける基準適	くその他の指標		<課題と対応>								
	的確で効率的	合性審査等	>	申請型式数及び不合格件数	特になし。								

	T	1							
な実施に向け				平成	平成	平成	令和	令和	<評定に至った理由>
た取組を推進				28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	
するととも			車両型式審査	3,565	2,817	2,647	2,678	2,874	<指摘事項、業務運営上の
に、申請者で	組を推進し	計画通り着実に	件数						課題及び改善方策>
ある自動車メ		実行できている	(型式数)						※実績に対する課題及び改
ーカーや装置	·		共通構造部型	22	12	15	30	194	善方策など
メーカー等の	方事務所や		式審査件数						
利便性の向上			(型式数)						<その他事項>
を図ること。	の創設、審		装置型式審查	269	364	335	302	611	※有識者からの意見聴取等
	査方法等の		件数						を行った場合には意見を記しています。
	改善 (50 件		(型式数)						載するなど
	以上)によ		不合格件数	3	5	3	5	4	
	り、型式認								
	証等の申請		(ii)技術職員の	育成・配置	量、技術力	の蓄積等			
	者である自		認証審査を的確認	かつ効率的	りに実施す	つることを	目的として	て、自動車	•
	動車メーカ		認証審査官等の業	務の習熟原	度の認定及	び業務に	必要な知言	識・技能を	
	ーや装置メ		習得するための研	修等を行っ	っている。				
	ーカー等の		新人職員を対象	とした初信	壬研修につ	いて、習	熟度の高い	ハ自動車認	
	利便性の向		証審査官を教育係	として選信	Eし、質の	高い教育	を実施した	Ž.	
	上を図りま								
	す。		自動車認証審查'	官の研修り	こおいては	は、求めら	れる役割	責任、そ	
			れに必要となる知	識、能力	等につい	て再確認	した上で、	騒音、灯	
			火・反射器、ブレ	ーキ、排気	気ガス等に	関する研	修を行い、	的確な審	
			査の実施とともにし	自動車認証	正審査官の	専門性の	向上を図っ	った。	
			また、海外におり	いて認証額	F 查実施可	『能な基礎	語学レベル	ルを習得さ	
			せることを目的と	した基礎的	内な英語研	F修や、語	学力の向。	上を目的と	
			した中・上級英語の	研修を実施	色した。				
			自動車認証審査	官の業務の	の習熟度の	認定及び	業務に必	要な知識・	
			技能や認定(計 81	7件)を	習得するた	ぬの研修	を行った。		
			的確な審査を実	施すべく、	自動車認	配審查部	と関係業	界で、電磁	
			両立性試験、 車 両	接近通報剝	表置試験、	後部突入	防止装置	試験、騒音	
			試験、自動運行装置	置試験、循	 野突被害輕	医減制動制	御装置試	験について	
			意見交換会又は合[司勉強会を	と実施し、	双方の知り	見を共有し	した。	
			自動車認証審査	部と白動す	 事安全研究	部の合同	で 前度	子供乗員に	
			対するエアバック						
			めりるエノハック 部傷害低減試験、 [*]	• • •	•				
			市場音伝統氏談、 レーキ(Advanced	·					
			乗員挙動計測及び						
			不只手勁可例及い	小只女为《	1.1矢)殊した	-ハレンド	呼吸すり	かぶて 天旭	4

し、自動車認証審査官の安全性評価及び認証審査方法等についての 技術水準の向上を図った。 (iii) 申請者の利便性の向上 海外や西日本地域の型式認証等の申請者の利便性の向上を図るた め、中部事務所(平成28年10月)及び欧州事務所(平成29年3 月)を開設した。

また、型式認証等の申請者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、5年間でのべ 50 件の申請者の利便性向上のための改善を行い、申請者の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図った。 各年度の改善件数と主な改善内容は以下のとおり。

【平成 28 年度】10 件

- ・電子媒体による申請書類の集約を可能とした。
- ・試験施設の空き状況の開示要望を受け、定期的に試験施設の空き状況を開示した。

【平成 29 年度】10 件

- ・自動車試験場の樹木の腐朽等による空洞化の調査及び植栽を行い、試験車両の秘匿強化に取り組んだ。
- ・自動車試験場に電気自動車(Electric Vehicle: EV)等の充電設備を設置して給電できる試験環境を整えた。

【平成 30 年度】10 件

- ・中部事務所において、軽微な内容の申請に係る受付の事前ミーティング業務を開始した。
- ・自動車試験場の ABS (Antilock Braking System) 試験路の経年 劣化した散水装置を更新し、試験に係る準備時間を短縮させた。
- ・電磁両立性試験棟の制御室内にインターフォンを設置し、申請者 が柔軟に入退場を行えるようになった。

【令和元年度】10件

- ・申請者が自動車試験場にて試験を実施する際に、自動車試験場において、申請者が利用できるインターネット回線を整備した。
- ・自動車の先進安全技術の性能認定制度に係る審査について、柔軟 な対応(試験等の先行実施)のための体制整備を行った。
- ・申請者とのミーティング等の打ち合わせにおいて活用できる Web ミーティング実施用機器(マイク、スピーカー)を整備した。

【令和2年度】10件

	・電磁両立性試験施設において、二輪車の試験にも対応できるよう 改修を行った。 ・高速ブレーキ準備棟から走行路への大型試験車両の移動の円滑化 のため、同棟前の路面改修を行った。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、Web 会議システムを活用し たリモート試験を試行的に実施した。		
--	---	--	--

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
I. 1. (1). ②	的確で厳正かつ公正な業務の実施						
	自動車の審査業務						
	②使用段階における基準適合性審査						
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人	自動車技術総合	冷機構法第 12 条		
施策	17 自動車の安全性を高める	など)					
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205

2.	主要な経年デ	ータ												
	①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプットや	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
			終年度値等)											
	検査コース	2,000 時間		1,450 時	1,485 時	1,444 時	947 時間	1148 時間	予算額 (百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
	閉鎖時間	以下		間 30 分	間 39 分	間 33 分	28 分	00分						
	重大事故の	1.15 以下		1.12	0.23	0.68	0.69	0.23	決算額 (百万円)	15,041	14,723	16,070	14,345	19,229
	発生にかか													
	る度数率													
	街頭検査実	110,000 台		121,077	131,300	129,424	130,054	121,387	経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
	施台数			台	台	台	台	台						
									経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
									行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
									スト(百万円)					
									従事人員数	949	949	992	992	992

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	法人の業務実績・自己評価 主務大臣に。							
				業務実績	自己評価	(見込評価		(期間実	績評価)			
	自動車の使用段階に	自動車の使用段階に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 —						
	おける基準適合性審査	おける基準適合性審査	・ 検査コース閉鎖時	(ア)平成 27 年度に神奈川事務	В							
	(いわゆる車検時の審	(いわゆる車検時の審	間	所において、保安基準不適合の	業務実績のとお							
	查。以下「検査業務」	查。以下「検査業務」	・ 重大事故の発生に	並行輸入自動車を合格させたと	り着実な実施状							
	という。) を的確で厳	という。)を的確で厳	かかる度数率	して旧自動車検査独立行政法人	況にあると認め							

正かつ公正に実施する こと。

特に、検査業務にお いて審査事務規程に則 った審査が行われず、 また、基準に適合させ るために必要な装置を 不要と判断する等の不 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推進本部を 設置し、推進本部の責 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ ないよう、審査事務規 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 確認し、検査業務の適 正化に取り組むこと。

加えて、監事を補佐 する監事監査室を設置 する等、チェック機能 の強化を図ること。

特に、検査業務にお | <その他の指標> いて審査事務規程に則|特になし。 った審査が行われず、 また、基準に適合させ | <評価の視点> るために必要な装置を | 計画通り着実に実行 不要と判断する等の不しできているか。 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推進本部を 設置し、推進本部の責 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ ないよう、審査事務規 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 確認し、検査業務の適 正化に取り組みます。

具体的には、審査事 務規程について、不明 確な補修等の規定を明 確化することなどによ り不当要求行為を誘発 する要因を排除すると ともに、検査工数の効 率化による検査官の過 重な負担の軽減を検討 します。

さらに、受検者によ る審査への不当介入の 排除と審査体制の整備 等のため、並行輸入自 動車の審査にあって は、書面審査の徹底、 現車審査の複数名での

正かつ公正に実施しま |・街頭検査実施台数 | の職員3名が逮捕された事案 | (以下「神奈川事案」という。)

について、当該事案の原因分析 及び再発防止策の提言を求める「特になし。 ために設置した「神奈川事務所 の不適切事案等に関する第三者 委員会」(委員長:岩村修二弁護 士)の報告書を踏まえ、検査業 務適正化推進本部(本部長:理 事長)の下、再発防止に向けて 取り組んだ。

当該本部会合については、平 成28年度から令和2年度まで合 計 26 回開催し、神奈川事案や検 **査機器の不具合及び設定不備に** よる誤判定事案の再発防止対策 の実施状況の確認、不適切事案 の原因分析及び再発防止対策の 検討等を進め、順次着実に各種 対策を実施した。

i. 的確で厳正かつ公正な審査 業務を効率的に行うため、審査 事務規程を改正し、マフラーの 不正改造等の規定の明確化をは じめ改善を図るとともに、新車 の新規検査において必要な書面 を明確化し、事前に提出する制 度を創設し、さらに、使用過程 車に係る新規検査、予備検査、 構造等変更検査においても、構 造装置の改造等により適用され る技術基準が変わる場合は現車 審査に先立ち必要書面の事前提 出を求める制度も創設した。

また、並行輸入自動車の事前 審査書面について、技術基準等 への適合性を称するラベル (WVTA ラベル等)の審査の髝 格化等を図った。

第三者委員会報告書を踏まえ

<評定に至った理由>

<課題と対応>

られる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>

※実績に対する課題及び改善方策など

<その他事項>

※有識者からの意見聴取等を行った場合 には意見を記載するなど

実施の徹底等をすすめ て、並行輸入自動車の 外観検査を確実に行う ための専用審査棟を設 置します。また、事務 所における警備員を増 員するとともに、監視 カメラの増設等を進め ます。これらにより、 不当要求対策の着実な 推進と審査体制の整備 等を進めます。

その他、検査後に不 正改造が疑われる自動 車の情報を国と共有す るとともに、これらの 取組全般を不断に点検 するため、内部監査室 を設置し要員を増加す るなど内部監査部門を 強化するとともに、抜 き打ち方式の監査も導 入するなどにより、内 部監督体制を強化しま

加えて、監事を補佐 する監事監査室を設置 する等、チェック機能 の強化を図ります。

また、審査事務規程 に則った検査業務が行しに則った検査業務が行 えるよう、必要な機 器・設備を整備すると ともに、職員への研修 や、受検者へ検査業務 の理解を求める周知活 | の理解を求める周知活 動等に取り組むこと。 これらの対策を推進す ることによって、コーーることによって、コー ス稼働率を年平均一ス稼働率を年平均

また、審査事務規程 えるよう、必要な機 器・設備を整備すると ともに、職員への研修 や、受検者へ検査業務 動等に取り組みます。 これらの対策を推進す

て実施している再発防止策の進 捗状況について、外部有識者に よる神奈川事務所の視察及び自 動車機構役員との意見交換会を 含むモニタリングを実施し、そ の結果を踏まえた更なる追加対 策を実施するとともに、自動車 機構役職員の意識改革や再発防 止策の継続的取組みの重要性に ついて周知徹底を図った。ま た、当該モニタリングにおい て、中期計画期間全体を通した 自動車機構のこれまでの取組み について総括評価を行い、再発 防止対策が着実に実施されてき た旨の評価を得た。

さらに、事前書面審査におい て不受理となった事案や、現車 審査時に書面審査と相違するな どの不正が疑われる事案などに 対してイントラでの周知を図る とともに、不審車両に対して高 度化施設からアラートを出すこ とにより、即座に情報が伝わる 運用を開始する等、情報共有体 制を強化した。

これらによって、現車審査時 における検査官の負担を軽減す るとともに、検査業務の効率化 を実現した。

ii. 神奈川事案に係る第三者委

員会報告書において、「本部の 役職員と現場の検査官等の組織 としての一体性を醸成」するこ とが必要と指摘されていること を踏まえ、平成28年度に並行輸 入自動車専用審査棟を設置し、 その運用方法について、本部、 関東検査部及び神奈川事務所か らなるチームで検討を進めた。

99.5%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 2,000 時間以下とすること。

※厚生労働省がまとめる事業所規模が100名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、平成26年度は1.15であることを踏まえ、それと同等の値とすることを目指すもの。

99.5%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 2,000 時間以下とします。

検査業務の実施にあ たっては、受検者の安 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して いる専門案内員の拡充 や、案内表示の改善等 を実施し、これら対策 を推進することによっ て、中期目標期間中の 重大な事故の発生にか かる度数率を年平均 1.15※以下とします。 ※厚生労働省がまとめ る事業所規模が100名 以上の特掲産業別労働 災害率のうち自動車整 備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15 である ことを踏まえ、それと 同等の値とすることを 目指すもの。

 実証実験等を通じて審査手順の 作成や施設の改良を行うととも に、検査官2名による審査、警 備員1名の常駐等の体制を構築 し、平成30年度より本格運用を 開始した。さらに、運用開始後 も標識、天井鏡及びマットを設 置するなど、安全性向上策によ り審査の環境改善を図った。

また、第三者委員会報告書を 踏まえて実施している再発防止 策の進捗状況について、外部有 識者による神奈川事務所の視察 及び役員との意見交換会を含む モニタリングを実施し、そのま を踏まえた更なる追加対策を 実施するとともに、役職員の取 組みの重要性について周知徹底 を図った。

さらに、平成28年度、平成29 年度及び令和元年度に発覚した 判定値事案については、速やか に機器改修を行うとともに、整 備業界との調整のうえ、自動車 ユーザーにダイレクトメールを

さらに、国と連携 し、不正改造車対策の ための活動を行うこと。

検査業務時の車両の 状態を画像等で取得す る機器及び検査業務の 結果等について電子的 に記録・保存する機器 を有効に活用すること により、業務の適正化 と不正改造車対策を推 進すること。なお、こ れらの機器の活用にあ たっては、機器の改善 により、検査業務の負 担増加を緩和すること に留意するとともに、 街頭検査等での画像照 合をより効果的に行う 観点で、継続検査時の 車両の状態についても 画像を取得するよう、 検討すること。

さらに、国と連携 し、不正改造車対策の ための活動を行いま す。

検査業務時の車両の 状態を画像等で取得す る機器及び検査業務の 結果等について電子的 に記録・保存する機器 を有効に活用すること により、業務の適正化 と不正改造車対策を推 進します。なお、これ らの機器の活用にあた っては、機器の改善に より、検査業務の負担 増加を緩和することに 留意するとともに、街 頭検査等での画像照合 をより効果的に行う観 点で、継続検査時の車 両の状態についても画 像を取得するよう、検 討します。

発送し、誤判定を行った検査項 目に係る確認検査等を実施し た。また、再発防止に向けて は、関係管理職に対し理事長か らの注意喚起を実施するととも に、国土交通省及び軽自動車検 査協会との3者合同検討会にお いて、機器メーカーや検査機器 の試験・校正実施機関も含めた それぞれの役割について明確化 するなどの検討を行い、報告書 をとりまとめた。また、報告書 に基づき検査機器の不具合及び 設定不備による誤判定の再発を 防止するため、機器メーカーや 検査機器の試験・校正実施機関 等との連絡会を設置し再発防止 体制を構築するとともに、検査 機器の適正の確保に係る通達及 び検査機器の管理に係る規程等 を改正し、再発防止策の継続・ 改善に取り組むとともに、審査 機器の設定判定値に人が介在し ない機器を開発し、導入を開始 した。

(イ) 使用年数が長く、故障発 生の可能性が高い検査機器につ いては審査業務への影響を回避 すべく的確に老朽更新を行って いる。また、機器メーカーに対 して、定期点検の確実な実施及 び故障への迅速な対応等の要請 を行った。 さらに、コースの一部機器の 故障時には、故障していない機 器検査を実施し、故障によりで きなかった検査を他のコースで 実施するなどによって、コース を閉鎖しない運用を行った。こ れらにより、検査機器の故障等 によるコース閉鎖時間の縮減に 努め、利便性の向上を図った。 加えて、職員への研修において も、老朽更新した一酸化炭素・ 炭化水素測定器及びオパシメー タ数台について、職員の研修施 設である中央実習センターに判 定値確認の研修用教材として設 置し、さらに、同研修センター に未設置であった3次元画像取 得測定装置及び車両下部画像撮 影装置を新設し、研修設備の充 実を図った。 これにより、平成28年度から 令和2年度までの検査機器の故 障によるコース閉鎖時間は平均 約 1,296 時間となり、前中期期 間(旧自動車検査独立行政法 人) の平均閉鎖時間の約 1,916 時間に比べ約32.4%削減した。 受検者の安全性・利便性の向 上を図るため、案内表示の改善 や、事故等に対する注意喚起を 実施した。また、事故防止に係 る重点的に実施した取り組みは

以下の通り。	
▶ 地方事務所等から事故発生	
の報告があった場合は同種	
事故防止を目的とした事故	
速報を速やかに展開すると	
ともに、関係事務所等と再	
発防止策の検討を実施し	
7c.	
→ 当該再発防止策について、	
他の地方事務所等において	
も同種事故が想定される場	
合においては、本部役職員	
が地方会議に出席する際	
や、全国の定例会議、研修	
等の機会の度に周知を徹底	
事の機会の及に同知を徹底 した。	
した。 → 研修については、非常勤職	
員に特化した安全研修を新	
たに導入する等、充実化を	
図った。	
図97C。 ▶ 労働災害事故を防止するた	
めの「安全作業マニュア	
ル」について、遵守を徹底 するとともに、事故実態を	
踏まえ新規項目を追加する	
など安全作業マニュアルの	
改正を実施した。	
事故防止啓発ポスターを定せなる。	
期的に地方事務所等に展開	
し、受検者への注意喚起と	
して検査場内に掲示を行っ	
事故の個別対策として、排	
気ガス検査時に受検者が車	
両間に立ち止まらないよう	
にするため、今後検査機器	
を更新する場合は、所定の	
位置に立たなければ検査が	
開始しないフットスイッチ	
を導入することとした。	
15	

(東本会生)日に素の性性 を担い場合に対す。	ト 性に手上車せに対しては	
を扱う事所学に母集(色 歯原子文本的で好した事 物性上ボターを情味と、 地方で研究に設め、 一次の特別に変か物にデータを作成し、地方等の治理 に関係するとの人名でも の状態のを含分をでも問題 いめの対策を表現であった。 これもの知识により、平成 28 作成から今年2年できるできません 方事的を今年2年できるできません 方事的をから2年できるできません 方事的をから2年できません (P) 送上において不下改合等 の成りが表示の自発をできます。 (P) 送上において不下改合等 の成りが表示の自発をできます。 (P) 送上において不下改合等 の成りが表示の自発をできます。 (所) 送上において不下改合等 のなりが表示の自発をでいる。 (の) 送上においては、 (の) 28年 皮がかられる年度においては、 のはおはしている。平成 38年 皮がかられる年度にないであった。 のはおは、これ、 のはおは、これ、 が政権を対策している。では、 のはおは、これ、 のはおは、これ、 が政権を対策している。では、 のは、 は、日本の連帯についてが取り 権を会議し、あり、 が政権を対策している。 が成権を対策している。 では、 のは、 は、日本の連帯でいている。 をは、 が政権を対策している。 が成権を対策している。 をは、 は、日本の連帯でいている。 をは、 は、日本の連帯でいている。 をは、 は、日本の連帯でいた。 は、日本の連帯でいている。 をは、 は、日本の連帯でいた。 は、日本の連帯でいるといる。 は、 は、日本の連帯できます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	→ 特に重大事故に対しては、 ②ませびはいとはまませいません。	
当協・工学の上のでした方 を除しました。そのでは、 地方はお客等をは関連、名 示、は上がはない。 をでは、これのでは、これのでは、 には、のでは、これのでは、これのでは、 には、のでは、これのでは、これのでは、 には、のでは、これのでは、これのでは、 には、のでは、これのでは、 には、のでは、これのでは、 には、のでは、 には、これのでは、 には、これのでは、これのでは、 には、これののでは、 には、これのいのでは、 に		
地方等的(等) (2個別 - 4個		
示。 (対対放映像の地上データを作成し、進力等等等) に設備・イントラへ掲載・ 耐寒等の機会を包支で利用 知等の対象を認識により。 これらの影響により、平成 型 年度のの事態と重要する事大 の書放金生に終る皮数率に中別 言語における熱能 1項に10 を大 幅に下面の、年で約 0.09 を立っ か (の) 発生において不正成2年 の19 過去りを今うため、国土 交通名気が外部運輸用警察がト 返りし、社会の書話が高い情報 特殊を失策によりる。平成 28年 援から今和 2 年度においては、 (数別2 年度においては、 (数別2 日本度においては、 (本度においては、 (本度においては		
タを作成し、担人・発展等 に展現・イントラン・機能・ 研修学の概念を復えて専門 対学の概念を復えて専門 対学の概念を復えて専門 対学の対応を加速に行った。 これらの成組により、平成 26 年度から今和2 年度までの重人 な手度にあるな数単に中島 計画における数値目標 11 を大 規定下向り、全事可も10 で た。 (少) 弊上において不正改進等 の動り端よりを行うため、両十 交通者及びを指述前家、管察等と 添あし、全を参考が必要 増重から今和2 年度においてした。 633.242 生の車両について。他類 横査を変矩している。平成 26年 度から今和2 年度においてした。 633.242 生の車両について他類 横査を変矩した。 が提発を変化した。 が規模を容が下不正が軽われる る正師があった際に高速くステント は、技術技をおいて不正が軽われる る正師があった際に高速くステクト が、対するとなど、大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大		
に関係・イントラ・利益・ 一部体験の機能を独立できる。 一にもの動類により、平成 25 年度から合和2年度までの正文 な有数発生に係る度数での正り期 計画における数値 申報 1.15 を大 物に下回り、年平均 0.59 とたっ た。 (少)降上において不正改造等 の取り約まりを行うため、国土 空高音及が電面排除等性と 場力し、社会の場所がかい情報 検査を実施している。平成 28 年度 表から合和2年度においては、 近似202 上の中間について前定 検査を実施している。平成 28 年度 表から合和2年度においては、 近似202 上の中間について前定 検査を実施している。 ア成 28 年度 表から合和2年度においては、 近似202 上の申標によいては、 近似202 上の事態に対応した。 対策 検査時等に取得した画像 は、正上交対音が採付する自動を は、財政機を対応下正が疑わな され、財政機を対応下正が疑わな され、財政機を対応下正が疑わな され、財政機を対応下正が疑わな され、日本対応者する回動権 を検索を対応している。 対応者する回動権 を検索を対応している。 対応者は、これでは、 であること の、後者後に松科シンクの変 更、特定の変更等の不正な。)、 を発を変更をの不正な。)、 であるの変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更等の不正な。)、 である変更を可能している。 であるままれている。 では、まれている。 であるま		
研修等の残余を型まて再開 知等の対応を選連に行っ た。 これらの承継により、平成 28 年度から余配を生産支での重大 から板を生に移る液体はは期 計画における数値目標 1.15 む人 様に下回り、年平均 0.50 子立った。 (2) 路上において下下改建等 の取り始まりを行うため、日土 交近者及び各部設所以管理等等と 協力し、社会の疑論が、管理 検索を実施している。平成 28 年 変から今和出申集においては、 633.242 者の事画について領情 検査を実施した。 新規検査的等に取得した画像 法、日土安定者が保育する自動 事態を被診した。 新規検査的等に取得した画像 法、日本安定者が保育する自動 事態を対象システムに会をさ れ、総総検査的に不正が疑われ る互側があった際に当成システ よのように合き、 れ、総総検査的に不正が疑われ る互側があった際に当成システ よのが自己では自己を またを は、日本安定者が保育する自動 事態を対象システムに合き れ、総総検査的に不正が疑われ る互側があった際に当成システ よのを は、日本とのに対し、自動を を は、日本とのに対し、自動を を は、日本とのに対して 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
対等の対応を迅速に行った。 これもの影響により、平成 28 年度から金和2年度までの重大 な事故発生に係る成故率に中初 計画における歌値日間、15を大 版法下回り、平型の,69 となった。 (ク) 隆上に終いて不正成近等 の取り前まりを行うため、田土 交通省放生のを需要を入 協力し、社会的研制がよりを審請 検査と表している。平成28年 度から合和2年度においては、 633242 自の車両について発展 検査と変し、55 方名以上の教 値目標を確切した。 新規検査等に取得した画教 は、軍士交通者が終合する目動 車権 西特を29 なったに存在 れ、機能検査時に下下が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保育する画像性限と別合す ることで適切な検査素が必要な ムが保育する画像性限と別合す ることで適切な検査素が実施 に活日した。画像の限により、検査 級に動きクシグの変 更、荷白の変更等の不正な工業 変要を発見した事例があり、不		
た。 てれらの取組により、平成 28 年度からも新2 年度までの町大 な事故 選生に係る度数率は十期 計画における数値目標 1.15 を大 描に下回り、年平均 0.50 とかった。 (ウ) 第上において不正成途等 の取り締まりを行うため、同士 交通省及公名者適向服務保証 始力し、社会的で計画が、半額 28 年 度から今和2 年度においては、 682 242 多の車両について補助 検査を実施している。平成 28 年 度から今和2 年度においては、 683 242 多の車両について補助 検査を実施した。 新規検査が参に販売した画像 は、国土交通者が原有する自動 車検査情報システムに保存され、通過検験を呼ば、不可必験われ る車向があった際に自動とステムが保有する画像情報システムに保存され、通過検験を呼ば、不可必験われ る車向があった際に自動を入来 ムが保有する画像情報と限った。 ことで適切からた際にも関する場合により、 東西後に実料がシンクの素 更、素質をに実料がシンクの素 更、素質をなる表した。半例があり、不		
これらの取組により、平成 28 年度から参和2 年度までの重大 な事故を生に信る度数率は中期 計画における数値目標 1.15 を大 稲に下町り、年平均 9.59 となっ た。 (ウ) 路上において不正改造等 の取り能すりを行うため、田土 交通者及少を相道的保育報告と 物力し、社会的要請が高い循環 検査を実施している。平成 28 年 度から今も20 年度においては、 633.242 量の車両について関覇 検査を実施している。可成 28 年 度から今も20 年度においては、 633.242 量の車両について関覇 検査を実施し、35 万 自以上の数 値目機を可成した。		
年成から今和2年成本で数率に構るで数率に中期 計画における数値に構造115 を大 幅に下回り、年平均0.59となった。 (少) 路上において不正改造等 の取り結よりを行うため、国土 交通を及び各部造海県著籍等と 協力し、社会的要請が高い治療 検査を実施している。平成28年 長から令和2年度においては、 633222 全の車両について補願 検査を実施し、35 万台以上の数 値目標を連成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検を用象システムに保存され、継続検査時に不正が終われ る事時があった際に当該システ 人が保有する面像情報となテスムに保存する。 12 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	た。	
年成から今和2年成本で数率に構るで数率に中期 計画における数値に構造115 を大 幅に下回り、年平均0.59となった。 (少) 路上において不正改造等 の取り結よりを行うため、国土 交通を及び各部造海県著籍等と 協力し、社会的要請が高い治療 検査を実施している。平成28年 長から令和2年度においては、 633222 全の車両について補願 検査を実施し、35 万台以上の数 値目標を連成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検を用象システムに保存され、継続検査時に不正が終われ る事時があった際に当該システ 人が保有する面像情報となテスムに保存する。 12 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		
な事故会生に係る度数率は中期 計画における数値目標 1.15 を大 幅に下回り、年平均 0.59 となっ た。 (ウ) 路上において不正改治等 の数り結よりを行うため、国土 交通者及び多格道所県軽異等と 協力し、社会的変熱が高い陶線 検査を実施している。甲成 28 年 度から令和 2 年度においては、 633.242 台の車両について傾頭 検金を実施し、55 万台以上の数 値目標を造成した。 新堤検査時等に取得した画像 は、国土交通者が採有する目動 車検査行程システムに保存され、継続検査時に不正が疑われ る単両があった際に当該システ ムが保存する画像情報と配合す ることで適切な体室業務の実施 に活用した。画像の那合によ り、検査を実際ドシンクの変 更、変句の変更等の不正な一 級決を称見した事例があり、不		
計画における数値目標 1.15 を大 幅に下回り、年平均 0.59 となっ た。 (ウ) 路上において不正改治等 の取り締まりを行うため、国土 交通省及び各都道海県警察を 協力し、社会的要請が高い婚姻 榜志を実施している。平成28 年 度から令和2 年度においては、 633 2.42 との車両について制選 榜志を実施し、5 万台以上の教 値目標を遷成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査所限システムに保存され、返続検査時に不正が保存され、返続検査時に不正が保存する。 な、版を検査時に不正が保存する。 も、医性を指する面像情報システムが保有する。 ことで適切な後食業等の実態 に活用した。画像の限合により、検査保に解释シンクの要 更、複名の保料シンクの要 更、複名の保料シンクの要 更、複名の保料シンクの要 更、複名の実態に活動した。 果実を発見した事例があり、不		
幅に下回り、年平均 0.50 となった。 (ウ) 路上において不正改造等 の取り締まりを行うため、国上 交通省及び各都道的集政警察と 協力し、社会的要請が高い情期 検金を実施している。平成 2.8 年 度から令和 2 年度においては、 633.242 台の年間について情期 検金を実施し、55 万分以上の数 値目標を連成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、避綻検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像を記さすることで適切な侵査業務の実施 に活用した。画像の照合によ り、検査後に燃料シンクの変 更、荷台の変更等の不正な一次 契装を発見した事例があり、不	な事故発生に係る度数率は中期	
た。 (ウ) 路上において不正改造等 の取り締まりを行うため、国土 交通官及びを都治的県警察等と 協力し、社会的展請が高い衛頭 検査を実施している。平成 28 年 度から令和2 年度においては、 633,242 立の車両について街頭 検査を実施し、55 万台以上の数 値目標を選応した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保存する自動 車検金情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システムが保存する画像情報と配合することで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変 更、背合の変更等の不正な二次 栄装を発見した事例があり、不	計画における数値目標 1.15 を大	
(ツ) 路上において不正改造等 の改り締まりを行うため、国土 交通省及び各部道府県警察等と 協力し、社会的要請が高い街頭 検査を実施している。平成 28 年 度から今和 2 年度においては、 633 242 台の車両について街頭 検索を実施し、55 ガ台以上の教 値目標を造成した。 新規検査時等に取得した画像 は、用土交通省が保育する自動 車検査情報システムに保存を れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった開に当該システムが保育する画像情報と限合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の所合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、新台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	幅に下回り、年平均 <u>0.59</u> となっ	
の取り締まりを行うため、国土 交通省及び各都遺俗県警察等と 協力し、社会的要請が高い街頃 検査を実施している。平成 28 年 皮から合和 2 年度においては、 633.242 台の車両について街頭 検査を実施し、55 万台以上の数 値目標を適成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。 画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 来装を発見した事例があり、不	た。	
の取り締まりを行うため、国土 交通省及び各都遺俗県警察等と 協力し、社会的要請が高い街頃 検査を実施している。平成 28 年 皮から合和 2 年度においては、 633.242 台の車両について街頭 検査を実施し、55 万台以上の数 値目標を適成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。 画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 来装を発見した事例があり、不		
交通省及び各都道府県警察等と 協力し、社会的要請が高い街班 検査を実施している。平成 28 年 度から令和2 年度においては、 633,242 台の車両について街班 検査を実施し、55 万台以上の教 値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情視システムに保存され、維統検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	(ウ)路上において不正改造等	
協力し、社会的要請が高い街頭 検査を実施している。平成 28 年 度から令和 2 年度においては、 633.242 台の車両について街頭 検査を実施した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に終料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	の取り締まりを行うため、国土	
検査を実施している。平成 28 年度から令和 2 年度においては、 633.242 台の車両について街頭 検査を実施し、55 万台以上の救 値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	交通省及び各都道府県警察等と	
度から令和2年度においては、 633.242 台の車両について街頭 検査を実施し、55万台以上の数 値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	協力し、社会的要請が高い街頭	
633.242 台の車両について街頭 検査を実施し、55 万台以上の数 値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報と五テムに保存され、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	検査を実施している。平成 28 年	
検査を実施し、55 万台以上の数値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像は、国土交通省が保有する自動車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次 実装を発見した事例があり、不	度から令和2年度においては、	
値目標を達成した。 新規検査時等に取得した画像 は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	<u>633,242 台</u> の車両について街頭	
新規検査時等に取得した画像は、国土交通省が保有する自動車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	検査を実施し、55 万台以上の数	
は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	値目標を達成した。	
は、国土交通省が保有する自動 車検査情報システムに保存さ れ、継続検査時に不正が疑われ る車両があった際に当該システ ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合によ り、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不		
車検査情報システムに保存され、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	新規検査時等に取得した画像	
れ、継続検査時に不正が疑われる車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	は、国土交通省が保有する自動	
る車両があった際に当該システムが保有する画像情報と照合することで適切な検査業務の実施に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	車検査情報システムに保存さ	
ムが保有する画像情報と照合す ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変 更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	れ、継続検査時に不正が疑われ	
ることで適切な検査業務の実施 に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	る車両があった際に当該システ	
に活用した。画像の照合により、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	ムが保有する画像情報と照合す	
り、検査後に燃料タンクの変更、荷台の変更等の不正な二次架装を発見した事例があり、不	ることで適切な検査業務の実施	
更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不	に活用した。画像の照合によ	
更、荷台の変更等の不正な二次 架装を発見した事例があり、不		
架装を発見した事例があり、不		
	16	

T T		
	正改造の防止に役立てた。	
	なお、平成 30 年度から高度化	
	施設の携帯端末からも画像取得	
	ができる機能を追加しており、	
	特殊な車両の室内などを撮影・	
	保存し、次回検査時等において	
	参考に検査できることで二次架	
	装の発見や業務の効率化に繋が	
	っている。	
	また、令和2年1月31日の審	
	査事務規程の改正により、標準	
	車から変更のあった座席等の画	
	像を取得しておくことで、次回	
	の検査で当該画像を根拠として	
	変更されたことを判断できるこ	
	ととするなど、検査官の業務負	
	担軽減も図った。	

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報				
I. 1. (2)	的確で厳正かつ公正な業務の実施				
	自動車の登録確認調査業務				
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条		
施策	17 自動車の安全性を高める	など)			
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199, 200 198, 199 192, 193	197、198	204、205

2.	主要な経年ラ	データ												
	D主要なアウ	トプット(ア	プウトカム) 情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
‡	旨標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
			終年度値等)											
									予算額 (百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
									決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,229
									経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
									経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
									行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
									スト (百万円)					
									従事人員数	949	949	992	992	992

			Z価及び主務大臣による評価 					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価		主務大臣に	こよる評価	
			業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	績評価)
国から移管された自	国から移管された自	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
動車の登録確認調査の	動車の登録確認調査の	特になし。	業務の確実な実施に向けて、「新任	В	<評定に至った	理由>		
確実な実施に向けた取	確実な実施に向けた取		登録確認調査員研修」(自動車機構主	業務実績のとおり着実な実				
組を推進すること。ま	組を推進します。ま	<その他の指標>	催)の実施及び「自動車登録官(一	施状況にあると認められ	<指摘事項、業	務運営上の課題		
た、国土交通省におい	た、国土交通省におい	特になし。	般)研修」(国土交通省主催)へ研修	る。	及び改善方策>			
ては、平成 28 年度の業	ては、平成 28 年度の業		員を派遣し、登録確認調査に係る基本		※実績に対する	課題及び改善方		
務状況を踏まえ、最終	務状況を踏まえ、最終	<評価の視点>	的な知識を習得させるとともに、「全	<課題と対応>	策など			
的に移管する人員を平	的に移管する人員を平	計画通り着実に実行	国管理課長会議」において登録確認調	特になし。				
成 29 年度に検討し、平	成 29 年度に検討し、平	できているか。	査の現況及び問題点について協議・対		<その他事項>			
成 30 年度開始までに移	成 30 年度開始までに移		応等の取り組みを行った。		※有識者からの	意見聴取等を行		
管を完了することとし	管を完了することとし		また、人員の移管について、国土交		った場合には意	見を記載するな		
ており、その準備を連	ており、連携して準備		通省と連携し平成 28 年度及び平成 30		ど			
携して進めること。	を進めます。		年度に合計 93 名の移管を完了した。					

- 4. その他参考情報
- 例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報				
I. 1. (3)	的確で厳正かつ公正な業務の実施				
	自動車のリコール技術検証業務				
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 🕏	<u>.</u>	
施策	17 自動車の安全性を高める	など)			
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、199 192、19	3 197, 198	204、205

. 主要な経年ラ	データ													
①主要なアワ	ウトプット ((アウトカム) 情報							②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度			28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
不具合情報の 分析	4,000 件	4,000 件 (国土交通省に寄せら れた不具合情報の件数 の実績)	5,076 件	4,964 件	5,010 件	4,787 件	4,504件		予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
								-	決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,229
								-	経常費用 (百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
								-	経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
								-	行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
									スト (百万円)					
									従事人員数	949	949	992	992	992

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計	一画、業務実績、年度評	F価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣に	こよる評価	
			業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	ミ績評価)
リコールの	リコールの	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
迅速かつ確実	迅速かつ確実	不具合情報等の分析状	リコール技術検証部では、車両の不具合の発生原因が	A	<評定に至った理	皇由>		
な実施を図る	な実施を図る	況(モニタリング指	設計又は製作の過程にあるのかについて技術的な検証	中期目標におい				
ため、国土交	ため、国土交	標)	(以下、「技術検証」という。)を国土交通省からの依頼	て設定した数値	<指摘事項、業績	务運営上の課題及		
通省との連携	通省との連携		によって行っている。その技術検証業務の一環として、	目標である不具	び改善方策>			
の下、自動車	の下、自動車	<その他の指標>	国土交通省が収集した不具合情報について、それが設計	合情報の分析を	※実績に対する記	果題及び改善方策		
の不具合の原	の不具合の原	特になし。	又は製作に係わる不具合であるかを分析している。不具	24,341 件(達成	など			
因が設計又は	因が設計又は		合情報が設計又は製作に起因することが疑われる事案に	率 122%)行っ				
製作の過程に	製作の過程に	<評価の視点>	ついて技術検証を行うとともに、自動車メーカーが自主	た。	<その他事項>			
あるかの技術	あるかの技術	計画通り着実に実行で	的に届け出たリコール届出内容の技術的な妥当性につい	また、検査情報	※有識者からの意	意見聴取等を行っ		
的な検証を実	的な検証を実	きているか。体制強化	ても技術検証を行うことにより、リコール制度が適切に	の活用、国土交	た場合には意見を	記載するなど		
施すること。	施します。こ	の進捗度合いはどう	機能するように貢献することを目的としている。	通省と連携し				

特に、平成 27 の技術的な検 か。 年の道路運送 | 証に活用する 車両法の改正 ため、国土交 によりリコー 通省からの依 ルに係る報告 頼に応じて不 徴収・立入検 具合情報を確 査の対象とし 実に分析する て装置製作者」こととし、 等が加えられ | 20,000 件以上 たことから、 装置を含めたします。また、 リコール技術 | 平成 27 年の道 検証の実施の | 路運送車両法 ための体制強 の改正により 化 を 図 る こ リコールに係

【指標】

●不具合情報 | 象として装置 等の分析状況 製作者等が加 (モニタリン えられたこと グ指標)

の分析に努め

る報告徴収・

立入検査の対

から、装置を

含めたリコー

ル技術検証の

実施のための

体制強化を図

ります。

国土交通省がリコール届出内容の審査及び不具合情報 の収集・分析を行うに際し、不具合の発生原因が設計又 は製作の過程にあるかどうかの判断が難しい事案につい┃情報を確実に確 ては、リコール技術検証部が国土交通省からの依頼を受│認するシステム けて、技術的な検証を行っている。

当該業務は、道路運送車両法に基づき国土交通大臣がしもに、目標検証 「改善措置の勧告」(第 63 条の2)、「届出内容の変更の 期間の設定やメ 指示」(第63条の3)などを行う場合の判断材料に活用 ーカーの調査状 されるものであり、使用過程の自動車の安全の確保及び 環境の保全を図るためのリコール制度の実効性の確保に 貢献している。

(i) 不具合情報の分析

国土交通省の依頼に基づき、自動車メーカーから報告 電子化する等、 された不具合情報、事故・火災情報の分析を行った。

不具合情報分析件数は、自動車メーカーから報告されり期究明に向け大 た不具合情報、事故・火災情報の分析件数については、 平成 28 年度から令和2年度までにおいて、24.341 件 以上の理由か (122%達成)を実施している。

不具合情報分析件数

年 度	不具合情報分析件数
	(件)
平成 28 年度	5, 076
平成 29 年度	4, 964
平成 30 年度	5, 010
令和元年度	4, 787
令和2年度	4, 504

不具合情報の分析にあたっては、個々の不具合情報の 分析において、国土交通省と連携して、必要に応じて国 土交通省に報告された過去の類似不具合情報件数を把握 し、設計又は製作に係わる不具合が疑われる情報の発見 に努めた。また、国土交通省に報告された過去の不具合 情報や技術検証案件を検索ができるシステムを構築し類 似不具合情報件数を把握できるようにした。

また、検査部門において、登録車の検査時に検査官が 設計又は製作に係る不具合のおそれがある車両情報を収 集し、リコール技術検証部へ提供してもらい技術検証へ

て、国土交通省 に報告された過 去の類似不具合 を構築するとと 況の進捗把握等 による各事案の 進捗管理や事務 処理における書 類のやりとりを 不具合原因の早 きく進展した。 ら、中期目標以 上の成果を達成 しており、A評 定と認められ る。

<課題と対応> 特になし。

活用した。

国土交通省及び軽自動車検査協会と連携して、<u>軽自動</u> 車の不合格情報を入手し、設計又は製作に係る不具合が 疑われる情報の分析を行った。

さらに検査情報のほか、自動車機構が保有する不具合情報等も含め、これらを横断的に集計・分析することが可能なシステムを令和3年度に構築・運用することを前提に、現状において想定される課題等の検証を行った。

(ii) 効果的かつ効率的な技術検証の実施

国土交通省からの依頼により、不具合の原因が設計又は製作の過程にあるのか、また、リコールの届出に係る改善措置の内容が適切であるのかについて技術検証を行った。技術検証の実施においては、国土交通省と連携した各事案の進捗管理や事務処理の簡略化により、平成28年度から令和2年度までにおいて技術検証回数を2,095回、新たに技術検証を529件行った。また、事案の重大性に応じたリスク評価を実施し、より効率的な技術検証に努めた。さらに、大型バスのフレーム腐食による操縦系統の不具合及び大型トラックの脱輪や車輪からの火災の不具合について、整備工場を訪問し、使用過程の車両状況や整備方法を調査することにより、不具合の発生原因及び発生メカニズムの解明に向けた取り組みを行った。

技術検証回数及び新たに技術検証を開始した件数

年 度	技術検証回数(回)	新たに技術検証を 開始した件数(件)
平成 28 年度	309	30
平成 29 年度	424	104
平成 30 年度	611	190
令和元年度	441	113
令和2年度	310	92

国土交通省から技術検証の依頼があった事案については全て確実に検証を行い、その結果、平成28年度から令和2年度までにおいて、自動車メーカーからの市場措置に繋がった件数は92件になった。

技術検証が市場措置に繋がった件数

		Г		
		市場措置に	リコール届	改善対策
	年 度	繋がった件数	出の件数	の件数
		(件)	(件)	(件)
	平成28年度	21	21	0
	平成29年度	18	18	0
	平成30年度	12	11	1
	令和元年度	19	17	2
	令和2年度	22	21	1
	(iii) 事故・	火災等の統計分	が析結果の国土	上交通省によ
	る公表への	の貢献		
	今中期計画期	間中において、	ユーザーから	5国土交通省
la l	こ寄せられた不	具合情報及びメ	ーカーから四	9半期ごとに
	国土交通省に報	告された事故・	火災を含むる	下具合情報の
	だ計分析を行い	、その結果が国	土交通省から	らホームペー
<u> </u>	等を通じて公	表された。		

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援								
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項							
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化								
	自動車(安全関係)								
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合	合機構法第 12 条					
施策	17 自動車の安全性を高める	など)							
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、19	9 192、193	197、198	204、205			

2.	2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
			終年度値等)												
										予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,186
										決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,280
										経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,659
										経常利益(百万円)	153	126	51	34	625
										行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	1,716
										スト (百万円)					
										従事人員数	43	43	43	43	43

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評					
				業務実績	自己評価	(見込	、評価)	(期間)	実績評価)	
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_	
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	A	<評定に至った	た理由>			
	に係る国民の安	に係る国民の安		交通安全環境研究所に設置された研究企画会議において、	中期計画の目標を					
	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	研究業務に関する企画、管理及び総合調整を行い、研究課題	超えた研究成果が	<指摘事項、	業務運営上の課			
	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究計	選定方針を下記(1)及び(2)の要件を満たす課題のみを	37 項目中7項目	題及び改善方気				
	を図るため、国	を図るため、国	画に対し、所期の目標	選定し、これに研究者のリソースを振り向け重点化すること	で得られた。	※実績に対す	る課題及び改善			
	が実施する関連	が実施する関連	を達成しているか。ま	により、研究目的の指向性向上及び研究内容の質的向上を図	高齢ドライバによ	方策など				
	行政施策の立案	行政施策の立案	た、目標を超過して達	ることとした。	る交通事故防止対					
	や技術基準の策	や技術基準の策	成した課題の数。		策に関する研究で	くその他事項ン	>			
	定等に資する研	定等に資する研		選定された研究課題については、交通安全環境研究所長が	は、後付式ペダル	※有識者から	の意見聴取等を			
	究等を交通安全	究等を交通安全	<評価の視点>	主催する課題群進捗報告会において、運営費交付金で行う経	踏み間違い時加速	行った場合には	は意見を記載す			
	環境研究所にお	環境研究所にお	国が実施する関連行政	常研究に限らず、受託研究や共同研究、競争的資金による研	抑制装置につい	るなど				

いて行うものとしいて行います。 施策の立案や技術基準 | 究等を含め、交通安全環境研究所で実施する各分野の研究課 て、加速抑制機能 する。 の策定等に反映するた | 題を9つの研究課題群に集約し、課題群ごとに研究責任者か の有無、不要作動 - また、我が国│- また、我が国│めの研究であるか。具│ら研究の進捗度合いと今後の実行計画、将来展望、行政施策 の有無、操作のし 自動車及び鉄道│自動車及び鉄道│体的には、自動車、鉄│との関連などを確認した。こうした方法で進捗管理を適切・ やすさなどの観点 等の技術の国際 等の技術の国際 道等の安全の確保、環体実に実施している。 を含む評価手法を 標準化等のた 標準化等のた 境の保全及び燃料資源 作成した。 (1) 研究目的が下記のいずれかに該当すること コンピュータシミ め、研究成果等 | め、研究成果等 | の有効な利用の確保に ・ 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の | ュレーションを用 を活用し、新た | を活用し、新た | 係る基準の策定等に資 | な試験方法等の | な試験方法等の | するとされた調査及び 確保及び環境の保全を図るため、国が実施する関連行政 | いた自動走行機能 提案に必要なデ | 提案に必要なデ | 研究を実施している 施策の立案や技術基準の策定に資する研究 の安全性評価手法 ータ取得等も行 | ータ取得等も行 | か。 自動車及び鉄道等に係る我が国技術の国際標準化に資す の検討では、統計 うものとする。 | います。 る研究 分析に十分な数の これらの研究 これらの研究 ドラレコデータを 等を進めるにあ 等を進めるにあ (2) 研究分野が下記のいずれかに該当すること 解析し、実交通環 たっては、中期一たっては、中期 【自動車(安全関係)】 境下での認知反応 計画期間におけし目標期間におけ i . 予防安全 時間を算出した。 る研究開発の成しる研究開発の成 ii. 衝突安全 この時間は人間ド 果の最大化その | 果の最大化その iii. 自動運転技術の安全性・信頼性 ライバモデルの認 他の研究業務の一他の研究業務の 【自動車(環境関係)】 知反応時間に資す 質の向上のた「質の向上のた iv. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価 る値として、国土 め、的確な研究しめ、的確な研究 v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価 交通省の自動運転 マネジメント体 マネジメント体 vi. 実用燃費の評価 基準検討会議に報 制を整備すると 制を整備すると 【鉄道等】 告し、国際会議で ともに、以下のともに、以下の vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価 の議論にも活用さ ①から④までに ①から④までに viii. 地方鉄道の安全性向上 れた。 掲げる取組を推 掲げる取組を推 ix. 公共交通の導入促進・評価 また、歩行者保護 進するものとすします。 を目的としたコミ (3) さらに上記 (1) 及び (2) の要件を満たした提案課 | ュニケーションラ また、研究業」また、研究業務 題について、新規課題については下記の(i)~(vii)の観 | イトによる情報提 務に係る評価に に係る評価につ 点から、継続課題については下記の(i)~(v)の観点か 供に関する研究で ついては、研究しいては、研究業 ら評価し、ポイントの高い課題を選定する。評価のポイント は、運転情報を車 業務全体を一定 | 務全体を一定の の低い課題は不採択(新規課題の場合)又は中止(継続課題 両前方に表示する の場合)とした。 コミュニケーショ の事業等のまと 事業等のまとま まりと捉え、評│りと捉え、自己 ンライト (路面描 価に当たって一評価に当たって 新規課題 画) が先行車制動 は、下記に掲げしは、中期目標に (i) 交通安全環境研究所の役割の整理がなされ、その研究 | 灯点灯への反応時 所の使命と整合していること る評価軸及び① 定められた評価 間にどう影響する から④までに掲 軸及び指標等に (ii) 研究成果による国の目標実現、施策への寄与度が高い かをドライビング げる指標等に基 基づいて実施し シミュレータで検 づいて実施する ます。 (iii) 社会的必要性や緊急性が高いこと 証し、コミュニケ ものとする。 (iv) 研究計画策定基本方針の内容にあっていること ーションライトの

【重要度:高】	【重要度:高】
自動車及び鉄	自動車及び鉄
道等の陸上交通	道等の陸上交通
に係る技術は、	に係る技術は、
自動運転システ	自動運転システ
ム、燃料電池自	ム、燃料電池自
動車等に代表さ	動車等に代表さ
れるとおり、日	れるとおり、日
進月歩が激し	進月歩が激し
い。これらの最	い。これらの最
新の技術に対応	新の技術に対応
した自動車及び	した自動車及び
鉄道等の陸上交	鉄道等の陸上交
通に係る安全・	通に係る安全・
環境政策を行う	環境政策を行う
ためには、これ	ためには、これ
らの技術に対応	らの技術に対応
した安全・環境	した安全・環境
基準を策定する	基準を策定する
とともに、自動	とともに、自動
車の型式認証、	車の型式認証、
自動車の検査、	自動車の検査、
リコール等にお	リコール等にお
いても、最新技	いても、最新技
術に対応させて	術に対応させて
いく必要があ	いく必要があ
る。そのために	る。そのために
は、最新の技術	は、最新の技術
に関する知見・	に関する知見・
データを有しつ	データを有しつ
つ、公正・中立	つ、公正・中立
的な立場で実際	的な立場で実際
に研究、調査等	に研究、調査等
を行い、科学的	を行い、科学的
な根拠を持って	な根拠を持って
国への貢献がで	国への貢献がで
きる基盤が必要	きる基盤が必要
であるため。さ	であるため。さ
らには、我が国	らには、我が国
技術を国際標準	技術を国際標準

化していくため化していくため

- (v) 目標(マイルストーン) の設定が適切であること
- (vi) コスト、研究者数、研究期間の記載された計画書、予 算計画書が適切であること
- (vii) 先見性、独創性を備え、研究所の基礎的な研究能力強 化に貢献するものであること

継続課題

- (i) 国との具体的な連携を実施していること
- (ii) これまでの研究成果が目標(マイルストーン)を達成 | EDR 及びサイバ していること
- (iii) 目標(マイルストーン)の設定が適切であること
- (iv) 研究所の基礎的な研究能力強化に貢献してきているこ
- (v) コスト、研究者数、研究期間の記載された計画書、予 なく、メーカーが 算計画書が適切であること
- (4)上記の評価でポイントが高い提案課題について、国の | 進め、WP29 の 行政施策への貢献という目的指向性をより高めるため、各技 | 術分野を担当する国の行政官も参画した「研究課題選定・評」 価会議」を開催し、運営費交付金で行う研究課題(経常研 究) については、新規提案課題の採択可否の決定、継続課題 の中間評価、並びに研究計画の見直し等に関する審議を行っ た上で、次年度の研究課題を決定した。特に行政からは、提 案課題が国の交通安全·環境の諸施策と整合しているか、研 | 果を達成してお 究成果が国土交通省の技術施策(技術基準の策定等)に有効 に活用できるかといった観点で評価を受けた。

評価対象とした課題数

年 度	評価対象とした	評価対象とした		
	新規課題数	継続課題数		
平成 28 年度	3	10		
平成 29 年度	3	5		
平成 30 年度	4	9		
令和元年度	5	8		
令和2年度	7	10		

また、客観的な観点での研究評価を実施するため、各技術 分野を代表する外部の有識者で構成される研究評価委員会を 開催し、運営費交付金で行う各経常研究について、事前、中 間(研究期間が5年を超える課題の3年目に実施。)、事後の

安全性評価手法及 び評価結果を GRE の本会議及 びその専門部会で 報告し、国際技術 基準案の議論に貢 献した。

さらに、自動車用 ーセキュリティに 関する研究におい ては、車両システ ムでの対応だけで 取り組むべき内容 を含めて基準化を GRVA にて令和 2 年3月に承認され るとともに国内基 準化された。 以上の理由から、

中期目標以上の成 り、A評定と認め られる。

<課題と対応> 特になし。

にも、基準獲得にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新 | 学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

【評価軸】

●国が実施する ●国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映 するための研究 するための研究 であるか。具体「であるか。具体 的には、自動一的には、自動 車、鉄道等の安 車、鉄道等の安 全の確保、環境 全の確保、環境 の保全及び燃料の保全及び燃料 資源の有効な利 | 資源の有効な利 用の確保に係る 用の確保に係る 基準の策定等に 基準の策定等に 資するとされた 資するとされた 調査及び研究で 調査及び研究で あるか。

いても確認し、いても確認し、 ているか。

となるため。

【評価軸】

あるか。

●行政ニーズを ●行政ニーズを 的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設|研究テーマの設 定後において一定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参一部有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 言・方向性の修 正を行う等、研一正を行う等、研 究開発の成果の | 究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する 取組が促進され 取組が促進され

ているか。

外部評価を実施した。特に研究の手法に関しては、学術的見 地での貴重のご意見を頂き、その後の研究に反映させること とした。なお、各課題の評価結果については、当所ホームペ ージで公表し、その透明性を図った。

評価対象とした研究テーマ

	評価対象とした新規	評価対象とした終了				
年 度	研究テーマ数(事前	研究テーマ数(事後				
	評価)	評価)				
平成28年度	7	6				
平成29年度	3	5				
平成30年度	5	5				
令和元年度	4	4				
令和2年度	5	5				

評価対象となる継続研究テーマ(中間評価)は各年度にお いて対象無し。

中期計画の別紙1にて設定した各研究分野における具体的 な取組みについては、その概要を以下に記述する。

【自動車(安全関係)】

i . 予防安全

交通事故における死傷者数のさらなる低減を図るためには 自動運転技術の発展は必要不可欠であり、また、その技術を 国際標準化していくことは重要である。しかしながら、自動 運転車両の安全性評価手法や自動運転技術に伴う HMI (Human Machine Interface) に関する評価手法等が明確化 されていない。

従って、自動運転から運転者への手動運転に運転操作の主 体を安全に引継ぐための要件や自動運転車両に対する運転者 の特性を調査し、評価手法を考案することを主眼においた。

また、近年運転者が高齢化していることに鑑み、高齢運転 者の運転特性や運動技能を調査・分析し、最適な支援方法を 検討することとした。

○混合交通を想定した自動運転車の安全性評価手法の検討

ドライバの運転行動及び自動運転車の周辺を走行する車 両のドライバの主観値に基づいた自動走行機能の安全性評 価手法の開発を目的とした。

国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の 車及び鉄道等の 研究等に特化一研究等に特化 し、その成果のし、その成果の 最大化のため、 最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 の方針は別紙1 点的に研究開発 に掲げるとおり を推進します。 とする。

なお、自動く研究内容の重 車・鉄道技術の 点化・成果目標 急速な進展を踏しの明確化を行う まえ、必要に応 ため、具体的に じて、別紙1は は、行政担当者 変更する場合が「が参加する研究 ある。

国が実施する 別紙1に基づ

課題選定・評価 会議を毎年開催 し、行政ニーズ とアウトカムを 的確にとらえた 研究テーマを設 定します。その

上で、外部有識

者を招聘する研

究評価委員会を

毎年開催し、新

規研究テーマの

必要性、目標設

定や研究手法の

妥当性等を確認 し、実施中の研

究テーマの進捗

確認と必要な軌

道修正等を行 い、終了研究テ

ーマの最終成果

ドライバの運転行動を計測する被験者実験を実施し、こ れらの特性を定量的にモデル化した。また、自動走行機能 が周辺車両のドライバに与える心理的影響を評価する被験 者実験を実施し、この特性についても定量的にモデル化し

自動走行機能の安全性を、定量化したドライバモデルに 基づいてコンピュータシミュレーションや実車を用いて評 価する手法の問題点や今後の詳細を明らかにした。

また、実車では難しい被験者が危険を感じる評価シナリ オでの評価を可能にし、ドライビングシミュレーションよ りも高臨場感を実現しつつ、複数人を同時に試験できる実 験効率の高い VR 計測システムを新たに開発し、評価手法 の改善を実施した。

さらに、自動運転車に求める安全性能の規範を得るため、 人間ドライバにおける危険事象の発生からブレーキ操作まで の認知反応時間を交通事故の裁判例に基づいて調査した。裁 判例87件(刑事44、民事43)における認知反応時間の分布 及び考え方をまとめた。加えて、統計分析に十分な数のドラ レコデータを解析し、認知反応時間が約0.75秒であることを 示し、シミュレーションを用いた自動走行機能の安全性評価 の基礎となる認知・反応時間に関する科学的裏付けを得た。

本成果を自動運転の安全性評価に関する国際会議 (FRAV) が議論している人間ドライバモデルの認知反応時 間に資する値として、国土交通省の自動運転基準検討会議に 報告し、国際会議での議論に活用された。

○運転の主体の遷移を考慮した自動運転車の安全性に関す る研究

自動運転から手動運転に引継ぐ際の運転者の運転行動を 把握し、安全な運転主体の遷移に必要な要件を明らかに し、その安全性の評価方法を検討することを目的とした。

平成29年度に実施したドライビングシミュレータ実験の 結果を分析し、以下のように整理した。

①運転操作を引継いだ直後に運転者自身が他車両との衝 突を回避するケースを考慮すると、猶予時間(引継ぎ要 請を提示してから制御終了までの時間)は10秒程度以上あ

②自動運転システムとは無関係のツールを用い、比較的

の到達度や社会 的有用性等につ いて評価を行 い、将来の発展 等についてご指 導をいただきま す

安長題を毎研捗究能し果成努ら環主進題開テ認野等大率るすと、の連携検のにう 交究る討と、の連携検のにう ますの まま は の まま に の まま に る き に 各 進 研 可 討 成 達 に

没入度の高い行為(セカンダリアクティビティ)を行う と、運転操作引継ぎ要請の認知を阻害する要因となる。

この結果に基づいて、自動運転レベル3の車両の運転操作引継ぎの際に必要な安全要件を整理し、安全性を評価する方法を検討した。

また、平成 30 年 10 月に開催された自動車技術会秋季大会で講演発表した。

自動運転レベル3の自動車線維持システム (Automatically Lane Keeping System: ALKS) の技術要件の議論に、これらの知見を反映した。具体的には、基準原案において、「システムからの運転操作引継ぎ要請 (Transition Demand) が提示された後、少なくとも 10 秒間、システムは作動を継続すること」という要件が採用された。

○高齢ドライバによる交通事故防止対策に関する研究

高齢者に有効な運転支援内容を解明し、予防安全システムの設計、評価に役立つ対策を提案することを目的した。

認知機能が低下した高齢者は、ドライビングシミュレータの走行中に危険対象を見落す回数が増え、正常な高齢者よりもアクセルペダル操作が不安定になることを確認した。また、様々な危険対象が登場する運転場面において、ヘッドアップディスプレイ上に注意喚起情報を表示した結果、危険対象の認識が促進され、アクセルペダル操作が安定し、歩行者に気づいて減速する人が増加した。ところが、他のことに気を取られている高齢者に注意喚起情報を提示した場合、逆に安全性が低下する場合があることを確認した。そのため、高齢者に注意喚起を行う場合は、情報の対象を明確に示し、どのような運転を行うべきか、具体的に示す必要があると考えられた。

さらに、後付式ペダル踏み間違い時加速抑制装置の評価をするために、電子式装置及び機械式装置について、特性や使用条件の制約等について調査を行い、国土交通省に報告した。

研究結果をとりまとめ、次の論文を発表した。

ヒューマンインタフェース学会にて査読論文発表:高齢

者の複数同時ハザード認識実験(電気通信大学共同研 ・ ヒューマンインタフェース学会にて査読論文発表: ヘッ ドアップディスプレイを用いた注意喚起情報が高齢ドラ イバのハザード知覚と運転行動に及ぼす影響(杏林大学 共同研究) 交通研フォーラム 2018: 高齢ドライバの基本特性調査結 自動車技術会 関東支部 2019 年度 学術研究講演会:注 意散漫状態の高齢ドライバに対する注意喚起情報の効果 交通研フォーラム 2020:後付け式踏み間違い時加速抑制 装置に関する基本調査 ○歩行者保護を目的としたコミュニケーションライトによ る情報提供及びグレアレスライトに関する研究 将来市場展開が予想される自動運転車両に対して、歩行 者等に対し意志表示をするコミュニケーションライトにつ いての検討が開始されている。さらに路面描画ランプにつ いても灯火器専門会合(GRE)においても基準化議論が開 始され、我が国においても安全基準のための知見を持つこ とが望まれている。また近年、自動車灯火に対するグレア 低減の要望も強まっており、その対策基準についての検討 を行うことを目的した。 (i) コミュニケーションライトの歩行者への誘目性・ 視認性に関する解析 路面描画ライトによるブレーキ反応時間の変化につい てドライビングシミュレータによる評価実験を実施し た。その結果路面描画ランプにより平均 0.09 秒程度のブ レーキ反応時間に遅れが生じる可能性があること等が明 らかになった。 (ii) コミュニケーションライトの安全性に関する調査 解析 信号灯路面描画に対する被験者実験を実施し、それに よる反応時間の変化やスマホ操作による影響などについ て評価解析を行った。その結果、方向指示器を路面描画 させることにより有目性が向上することなどが明らかに なった。 この研究から出た成果を、前方路面描画ランプの実験結

果(ブレーキ反応の遅延や路面輝度測定結果等)をGREの 本会議及びその専門部会で報告し、国際技術基準案の議論 に貢献した。また、本成果を取りまとめ、学会において4 件発表した。 ii. 衝突安全 中央交通安全対策会議では、交通事故による被害を減らす ために重点的に対応すべき対象として、高齢者及び子供の安 全確保と歩行者及び自転車の安全確保があげられている。高 齢者乗員の被害軽減としては、胸部傷害軽減に有効な乗員拘 東装置要件等を実験により明確化し、さらに適切に評価する ための技術基準等を提案する。年少者乗員の被害軽減対策と しては、チャイルドシートやジュニアシートの誤使用が傷害 値に及ぼす影響を実験により明らかにし、誤使用防止の啓蒙 及び基準改正提案を行う。車両と自転車乗員の衝突事故にお ける自転車乗員の被害軽減対策としては、ダミーを用いた衝 突実験を行い自転車乗員の挙動、頭部接触位置を明確化し、 自転車乗員保護につながる衝突試験法の提案を行うととも に、自転車用ヘルメットの効果を明確化する。 ○車両乗員の胸部被害軽減に関する研究 胸部傷害軽減に有効な乗員拘束装置要件を実験により明 確化することを目的した。 シートベルトのフォースリミッターを下げることで胸部 たわみを低減させることができることが分かった。交通事 故における胸部傷害低減のためには、法規やアセスメント 試験の胸部たわみ値を厳しく制限することは有効な対策で あるが、対策の結果として乗員挙動の増大等により胸部以 外の傷害が発生することが無いように注意する必要があ る。乗員の胸部傷害低減のためには、車両減速度を下げる ことが有効であるが、軽貨物車両のように元の減速度が非 常に高い場合では、車両減速度調整だけでなく、シートベ ルトのフォースリミッター調整などを併用する必要がある ことが分かった。 ○年少者乗員の被害軽減に関する研究 AEBS 作動時の乗車姿勢の乱れが衝突時の受傷状況に及 ぼす影響を明確化することを目的とした。

3歳児及び6歳児ダミーを用いた実験では、チャイルド

シートの誤使用により頭部と前席との衝突やシートベルト による頚部圧迫等の重大な傷害を生じさせる可能性がある ことがわかった。 10 歳児ダミーでは、座高が小柄女性ダミーに比べても低 いため、大人用シートベルトを用いると肩ベルトが肩部に かからないため、衝突事故時には、シートベルトが頚部を 圧迫して重大な障害を生じさせる可能性が高いことがわか った。 ○車両と自転車乗員の衝突事故に関する研究 自転車用ヘルメットの効果を明確化することを目的とし た。 車両速度が 40km/h の場合では、自転車と自動車との衝 突では、衝突時の WAD (歩行者頭部と自動車との接触位 置) は歩行者に比べて 10%程度長くなる (軽ワゴン、車両 中央の場合)。 現行の保安基準では、歩行者保護試験範囲として WAD 2100mm 以内(ガラス面を除く)としているが、自転車と の衝突を想定した場合はこれを拡大する必要があると考え られる。 20km/h での低速衝突では、女性自転車乗員は、頭部が前 面窓ガラス、腰部はボンネット先端部にそれぞれ衝突した。 一方、子供自転車乗員では、車両バンパーが頭部、胸部、腰部 に対する加害部位となることが判明した。 自転車用ヘルメットは、衝突速度にかかわらずセダン及 びワンボックス車のいずれにおいても、路面落下時におい て頭部保護に高い効果を示すことが分かった。 ○被害軽減ブレーキ作動時の前席乗員の挙動調査及びスレ ッド試験時の乗員挙動計測方法の検討 AEBS 作動時の乗車姿勢の乱れが衝突時の受傷状況に及 ぼす影響を明確化することを目的とした。 AEBS 作動時の乗員挙動を実車で計測した。AEBS の作 動により、乗員の頭部は前方に大きく移動するが、上体部 の移動量はシートベルトのロック機構により一定量で制限 されることが分かった。 また、衝突試験用のダミーを用いて AEBS 作動時の乗員 姿勢を再現したところ、上体部と頭部及び上体部と大腿部 の連結構造などのため、一定以上の屈曲姿勢をとることは

難しいものの、スレッド試験装置を用いた比較試験が可能 であることが分かった。 さらに、AEBS 作動後に前面衝突事故を起こした状況を 想定したスレッド実験を実施し、ダミーの初期姿勢とダミ 一の主損傷部位や傷害値の関係を調査した。その結果、被 害軽減ブレーキ作動時では、ダミーとハンドルとの距離が 近いため、エアバッグの展開途中で頭部とエアバッグが接 触し頭部拘束時間が長くなり、結果的に頭部の最大加速度 を低く抑えられると考えられる。一方で、小柄女性ダミー ではエアバッグが頭部を下方から上方に突き上げるように 展開するため、頭部の後傾が非常に大きくなり首の傷害値 が大きくなる場合があることが明らかとなった。 以上、4つの研究結果をとりまとめ、次の論文発表、学 会での発表を行った。 自動車技術会論文集:自転車乗員保護へ向けた総合的な 取り組み STAPP: The Effects of Inboard Shoulder Belt and Lap Belt Loadings on Chest Deflection 日本交通科学学会:前面衝突時の車両乗員における胸部 傷害について ・ 日本機械学会インパクトバイオ研究会:車両乗員の胸部 傷害について iii. 自動運転技術の安全性・信頼性 自動運転技術の普及に伴い、高度化する車両制御に係る情 報の適切な管理が必要となってきている。このため、車両の 制御に係る重要な情報を保護する観点で、データ改ざんの防 止策等の確認の方法を検討する。また、交通弱者に配慮した 新型自動車用灯火が研究されており、これらの事故低減効果 の検証を行い、新たな技術基準案を検討する。さらに、電子 制御が増加するに従って重要になってきている電磁的両立性 に関する国際基準等の改正動向等の把握を行う。 ○自動運転を考慮した自動車用 EDR (Event Data Recorder)に関する研究 自動運転技術等の高度化する車両制御に係わる情報の適

切な管理に関して、基準化の観点で、技術的な課題を明確

化する。

また、動運転車両における電子情報の安全性を管理する ための基礎的な検討として、実用化段階にある運転支援機 能の安全性や信頼性を検証するためのデータ記録装置 (EDR) の要件や記録データ項目等を整理する。さらに国 連の欧州経済委員会下の自動車基準調和世界フォーラム (WP29) において、自動運転車のための記録装置の基準 化に貢献することを目的とした。 車両制御に係わる情報の管理について、現状で市販され ている自動運転レベル2程度の実車(センダリタスクは認 められないが、車両が自律的に操舵などの操作を行う)を 使用した調査を行った。 現状の車両の電子制御装置(Electronic Control Unit: ECU) 等で使用されているシングルチップマイクロプロセ ッサの計算能力に関して、守秘のために一般的に用いられ る暗号化を実施するための計算負荷を調査した。この結 果、現状の計算能力には守秘の暗号化は重過ぎることが分 かった。 本調査の結果から、車両における電子情報の安全性、信 頼性を確保するためには、例えば高度な暗号化などにより 車両単体でセキュリティを強化することは難しく、車両を 製造するメーカーの体制におけるセキュリティ強化も含め た、総合的な取り組みが必要となることが分かった。 さらに、自動運転レベル2程度の実車に関する事故事例 を調査し、EDRのデータ容量に関する課題を明確化した。 データの管理に関して、自動運転機能を搭載していない車 両の ECU で使用されているプロセッサにはセキュリティ 機能(例えば暗号化など)を付加する余裕がないことがわ かった。 以上の結果を踏まえ、WP29 において車両のサイバーセ キュリティ及び自動運転車用記録装置の技術基準策定に取 り組んだ。具体的には、サイバーセキュリティの基準を検 計する作業部会及び自動運転車用記録装置の基準を検討す る作業部会に共同議長として参画し、案をとりまとめた。 令和2年度に採択された国連規則である UNR157 の基準 には、自動運転機能に関するデータ記録装置(DSSAD: Data Storage Syetsm for Automated Driving)の要件が組 み込まれた。本研究による成果の一部は、この要件の議論 に反映された。

○新型自動車灯火の交通弱者等への安全性に関する調査研 歩行者事故は視認性が低下する夜間時において発生頻度 は高い。こうしたことから、高光度化により歩行者を視認 しやすくする新型自動車用灯火の開発が行われてきている が、高光度化された前照灯が歩行者や自転車に与える影響 については十分な知見が得られていない。また高齢ドライ バの夜間事故は多く、対策が望まれている。 歩行者へのグレアにも配慮した新型灯火(グレアレス可 変型走行ビーム(Adaptive Driving Beam: ADB))によ る歩行者被視認性の実験を行い、ハイビームは許容限界を 超えるグレア(グレア評価値<4)が発生するが、グレア レス ADB ではロービーム同様に許容限界に収まることが 明らかになった。 高光度化した最近の前照灯による歩行者への影響につい てアンケート調査を行い、歩行者においてもグレア光源が 安全性への影響が懸念されることが示された。 前照灯の種類により歩行者の安全性がどのように変化す るかをシミュレーション解析し、パラメータの適切な設定 により、グレアレス ADB は従来灯火より事故の低減効果 が見込めることが明らかになった。 ○自動車における電磁両立性に関する調査 自動運転技術の急速な進展は電子制御技術の高度化によ り成り立っているといっても過言ではない。その電子制御 技術の安全性・信頼性を確保するためには電磁両立性問題 を避けて通ることはできない。このため、各国・地域にお いて自動車の電磁両立性に関する基準・規格を強化する動 きが顕著であり、WP29 においても自動車の電磁両立性 (EMC) 基準である国連規則第 10 号(UNR10) の改正審 議が頻繁に実施されている。そこで、UNR10やUNR10か ら引用されている規格の改正動向を長期にわたり調査する とともに必要に応じてデータを蓄積して提案するための検 討を行うことを目的とした。 UNR10 の改正対応については、国連規則第 10 号改訂 5 (UNR10-05 シリーズ) が平成 26 年 10 月 9 日に発効して

以降 UNR10-06 シリーズ改正に向けて継続して審議された ので対応方針等をとりまとめ、平成 30 年 10 月の GRE で 合意され、令和元年 10 月 15 日に正式発効した。また、そ

の後次期 07 シリーズ改正に向けて EMC タスクフォース (Task Force: TF) で改正審議が開始された。 UNR10 関連規格の動向調査については、自動車技術会 国際無線障害特別委員会 (CISPR 分科会) に参画し、 UNR10 から引用されている規格の動向情報を入手すると ともに、CISPR12 改正、CISPR25 改正、CISPR36 新規制 定に関するデータの収集等を行った。また、CISPR 分科会 として各種 EMC 測定法等に関するテクニカルペーパーや ガイドラインをとりまとめた。 認証試験等で使用する自動車試験場第二地区電波暗室に ついては、自動車メーカーが保有する電波暗室とのクロス チェック、実車暗室の電波反射特性の測定、実車暗室の 30MHz以下の磁界特性測定、電気/電子式サブアッセンブ リ (ESA) 暗室の電波反射特性の測定、ESA 暗室の性能評 価測定等を実施した。その結果、自動車メーカーの暗室と の性能比較については、大きな違いは認められなかった。 また、使用にあたって要求される各種規格を満足してお り、認証審査に使用するにあたって問題はないことが確認 されている。 UNR10-06シリーズ改正の概要について、EMC業界専門 誌に解説記事を執筆した。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I. 2. (1) ①	所技術や社会的要請に対応した行政への支援								
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項							
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	①研究内容の重点化・成果目標の明確化							
	自動車(環境関係)								
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合機	幾構法第 12 条					
施策	17 自動車の安全性を高める	など)							
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、199	192、193	197、198	204、205			

2.	2. 主要な経年データ														
	②主要なアウ	ウトプット(<u>)</u>	アウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
			終年度値等)												
										予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,186
										決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,280
										経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,659
										経常利益(百万円)	153	126	51	34	625
										行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	1,716
										スト (百万円)					
										従事人員数	43	43	43	43	43

3	. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、	、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣に	こよる評価	
	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価	(見込評価	<u>i</u>)	(期間	実績評価)
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 -		評定	_
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した自動車(環境関係)分野	A	<評定に至った理由>	>		
	に係る国民の安	に係る国民の安		における具体的な取り組みについては、その概要を以下に	中期計画の目標を				
	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	記述する。	超えた研究成果が	<指摘事項、業務運	営上の課題		
	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究		27 項目中6項目で	及び改善方策>			
	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	iv. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価	得られた。	※実績に対する課題	及び改善方		
	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している		燃料電池自動車の	策など			
	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	世界統一排出ガス・燃費試験法(Worldwide	試験法に関する研				
	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	harmonized Light vehicles Test Procedure: WLTP)に規	究では、GTR15 に	<その他事項>			
	定等に資する研	定等に資する研	の数。	定された水素燃料電池車(Fuel Cell Vehicle : FCV)の水	反映され、審査事	※有識者からの意見	聴取等を行		
	究等を交通安全	究等を交通安全		素燃料消費率試験を、実際に量産型車両を使用し妥当性の	務規定別添 1「試	った場合には意見を	記載するな		
	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	確認を行うことで、公正な試験の実施に必要な項目を明ら	験 規 定 」	لئ ا			

いて行うものと いて行います。 する。

うものとする。 \ います。

これらの研究 これらの研究 るか。 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期一たっては、中期 計画期間におけし目標期間におけ る研究開発の成しる研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の一他の研究業務の 質の向上のた「質の向上のた め、的確な研究 め、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると 制を整備すると ともに、以下のともに、以下の ①から④までに | ①から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進するものとすします。

また、研究業 また、研究業 務に係る評価に | 務に係る評価に ついては、研究一ついては、研究 業務全体を一定 業務全体を一定 の事業等のまとしの事業等のまと まりと捉え、評しまりと捉え、自 価に当たって | 己評価に当たっ は、下記に掲げしては、中期目標 る評価軸及び① | に定められた評 から④までに掲 | 価軸及び指標等 げる指標等に基 に基づいて実施 づいて実施する します。 ものとする。

①研究内容の重

等の技術の国際 等の技術の国際 標準化等のた 標準化等のた 提案に必要なデー提案に必要なデ

政施策の立案や技術 るか。具体的には、 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | するとされた調査及 び研究を実施してい

国が実施する関連行 かにした。この知見は、世界統一技術規則第15号

(GTR15) の FCV の水素燃料消費率測定法の部分に追記 また、我が国 | また、我が国 | 基準の策定等に反映 | されることとなった。これに加え、FCV の一充填走行距離 自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | するための研究であ | の測定方法について、具体的な測定手法を検討するととも に、自動車メーカーに対するヒアリングを行い、より高い 自動車、鉄道等の安|実効性を有する内容とした。次世代電池とした期待される め、研究成果等しめ、研究成果等し全の確保、環境の保し全固体電池の構成材料を調べることにより、安全性試験を を活用し、新た | を活用し、新た | 全及び燃料資源の有 | 行う上での課題を整理した。また、使用過程における車両 な試験方法等の | な試験方法等の | 効な利用の確保に係 | の性能変化に対して、現行耐久試験等による対応の課題に る基準の策定等に資しいても整理した。

- ○水素燃料電池車の一充填走行距離試験法に関する調 査・検討及び燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環 境性能評価
- (i) 水素燃料電池車の一充填走行距離試験法に関する 調査・検討

FCV の一充填走行距離 (レンジ) の測定方法について 検討する。また、WLTP に記載された FCV の水素燃料 消費率試験を妥当性評価し、公正な試験の実施に必要な 項目を明らかにすることを目的とした。

量産型水素燃料電池車を用いて、WLTP に記載された FCV の水素燃料消費率試験の妥当性評価を行った。妥当 性評価の結果から公正な試験を実施するためには、水素 供給配管内の水素について管理し、水素燃料消費率を求 める際に配管に起因する測定誤差を補正する必要がある ことを明らかにした。

また、一充填走行距離を測定する方法として、以下の 計算により求める方法を検討した。

レンジ(km) = 水素燃料消費率(km/kg) × タンク内 の使用可能な水素重量(Kg)

タンク内の使用可能な水素量を測定するために、車載 水素タンクの圧力情報及び温度情報を参照する手法につ いて検討した。これにより、実車を用いた試験におい て、車載タンクの温度及び圧力からタンク内に存在する 水素重量を推定することが可能となった。

本研究成果は、WLTP 作業部会に報告され、GTR15

(TRIAS) の作成 に貢献した。バッ テリ安全性の評価 方法を WP29 傘下 の電気自動車安全 の作業部会(EVS-IWG)に報告し、 電気自動車の安全 性に関する GTR20 の成立に貢献し

また、新たな燃料 蒸発ガス評価手法 に関する研究で は、国際基準への 対応策を環境省中 央環境審議会、自 動車排出ガス専門 委員会に提供し、 規制強化を行うよ う答申がなされ、 基準策定に貢献し

さらに、HILS を 用いた重量車実走 行排出ガス評価手 法の高度化検討で は、実際の車両を 用いて公道走行を 行ったときのエン ジン回転数や NOx 排出量を比較する ことにより、拡張 HILS によってそ れらを再現するこ とが出来ることを 示し、重量車等の RDE 評価手法の代 替となる新たな試 験手法を確立し た。その成果を国

【重要度:高】 自動車及び鉄一の明確化 道等の陸上交通

点化・成果目標

国が実施する に係る技術は、関連行政施策の 自動運転システー立案や技術基準 ム、燃料電池自一の策定等に反映 動車等に代表さしするための自動 れるとおり、日 車及び鉄道等の 進月歩が激し一研究等に特化 い。これらの最し、その成果の 新の技術に対応 最大化のため、 した自動車及び 別紙1に掲げた 鉄道等の陸上交 方針に沿って重 通に係る安全・ 点的に研究開発 環境政策を行うしを推進します。 ためには、これ 別紙1に基づ らの技術に対応 く研究内容の重 した安全・環境 点化・成果目標 基準を策定する の明確化を行う とともに、自動しため、具体的に 車の型式認証、は、行政担当者 自動車の検査、「が参加する研究」 リコール等にお 課題選定・評価 いても、最新技 会議を毎年開催 術に対応させてし、行政ニーズ いく必要があしアウトカムを る。そのために一的確にとらえた は、最新の技術 研究テーマを設 に関する知見・ | 定します。その データを有しつ 上で、外部有識 つ、公正・中立 者を招聘する研 的な立場で実際 | 究評価委員会を に研究、調査等|毎年開催し、新 を行い、科学的 規研究テーマの な根拠を持って│必要性、目標設 国への貢献がで一定や研究手法の きる基盤が必要 | 妥当性等を確認 であるため。さし、実施中の研 らには、我が国 | 究テーマの進捗 技術を国際標準 確認と必要な軌

化していくため 道修正等を行

の本文に、配管に起因する測定誤差を補正する必要性に ついて追記されることとなった。本修正提案は、令和元 年6月のWP29においてGTR15-Amendment6として 成立した。

また、本研究成果をまとめた内容を SAE (Society of Automotive Engineers) の定期大会である World Congress Experience TValidation of Test Procedure for Measuring the Fuel Consumption of Production-Model FCVs』のタイトルで発表し、高い評価を得た。 また本発表内容は、SAEの良質な発表をとりまとめた論 文特集号 (SAE Int. J. Adv. & Curr. Prac. in Mobility 1(3):815-821, 2019) に掲載された。

タンク内の使用可能な水素重量を求める試験方法に先 立って検討した『水素燃料消費率を測定するための試験 手法』に関して、自動車技術会 2017 年春季大会で発表 するとともに、自動車技術会論文集(査読あり)に掲載 された。

本研究の知見を反映した『水素燃料消費率の測定方 法』は、審査事務規程別添1「試験規程」(Test Requirements and Instructions for Automobile Standards: TRIAS) 作成に貢献した。

(ii) 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評

車載バッテリの安全性評価手法を検討するため、技術 基準上の課題を抽出することを目的とした。

車両搭載バッテリの安全性試験において、結果に大き な影響を与える充電状態(SOC: State of Charge)の初 期設定方法について検討した。SOC が高いほどバッテリ の熱発生が大きくなること及び使用過程によるバッテリ の劣化から SOC の上限が下がることを考慮し、SOC の 初期設定値を通常使用範囲の上限に近い状態に設定して 試験を行うことが適切であることがわかった。

本研究成果を含む電気自動車の安全性に関する技術基 準が WP29 において世界統一技術規則第20号(GTR-20) として成立した。また GTR-20 の国連規則第 100 号 改訂3 (UNR100-03) への取り込みに関して、交通安全 環境研究所職員が、会議に参加し、技術的な観点から助 言し、取り込み作業を行った。改訂された UNR100-03 は令和3年6月にTRIASとして国内で施行される。

学官連携による高 効率次世代大型車 両開発促進検討会 に報告した。 以上の理由から、 中期目標以上の成 果を達成してお り、A評定と認め られる。

土交通省主催の産

<課題と対応> 特になし。

にも、基準獲得 い、終了研究テ 交渉において科 ーマの最終成果 学的根拠や最新 | の到達度や社会 技術に関する知一的有用性等につ 見は必要不可欠しいて評価を行 となるため。

い、将来の発展

| 等についてご指

【評価軸】

●国が実施する 導をいただきま 関連行政施策の一す。さらに、交 立案や技術基準 通安全環境研究 の策定等に反映 所長が主催する するための研究 課題群進捗検討 であるか。具体 | 会を課題群ごと 的には、自動│に毎年開催し、 車、鉄道等の安 各研究テーマの 全の確保、環境 進捗確認と関連 の保全及び燃料|研究分野の連携 資源の有効な利 | 可能性等を検討 用の確保に係るし、最大限の成 基準の策定等に│果が効率的に達 資するとされた 成できるように 調査及び研究で 努めます。 あるか。

●行政ニーズを 的確にとらえた 研究テーマの設 定後において も、研究内容の 進捗を定期的に 内部で確認する のみならず、外 部有識者等の参 加する会議にお いても確認し、 必要に応じて助 言・方向性の修 正を行う等、研 究開発の成果の 最大化に資する 取組が促進され

ているか。

○実使用下における電動車両の環境性能及び車載バッテ リの安全性の評価手法に関する研究

ハイブリッド車にも使用されるリチウムイオン電池の 劣化時の性能と安全性について明らかにするともに、安 全性評価手法に関する技術基準上の課題を抽出すること を目的とした。

バッテリの容量を初期容量の70%まで低下させたセル を準備し、レーザー照射による熱暴走試験を実施した。 劣化したセルは新品に比べて、最高到達温度が100度高 く、安全性が低下していることが明らかになった。

本研究成果は、JRC(Joint Research Center)と交通 安全環境研究所のジョイントシンポジウムで発表され、 バッテリの劣化が安全性の評価に大きな影響をあたえる ことが JRC にも認識された。現在、EVS (Electric Vehicle Safety) 作業部会で議論している安全性評価手 法は新品を対象として検討されており、EVの安全性を より高く保証するためには、劣化したバッテリを対象に 技術基準が制定される必要であるという課題を明らかに した。

v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価

実走行時の有害物質の評価が今後導入される。乗用車に おいては、実走行時に車載式排出ガス分析計(Portable Emission Measurement System: PEMS) を用いた評価 (CO₂, NO_x等)が欧州、日本等で開始される。将来は、 ガソリンエンジン車等から排出される有害物質中の PN (Particulate Number) まで踏み込んだ評価が求められる が、現在、実走行中の PN を測定する手法が統一されてい ない。重量車においては、簡易シミュレーションを用いた 仮想車両による評価法を導入しているが、これをより高度 化させ、実走行条件に即した評価方法の検討が必要であ る。以上の課題を解決すべく、評価手法の高度化等を検討

また、公道を走行している車両の騒音から、突出した騒 音を発生している高騒音車両であることを判定するために 必要な騒音データを収集し、基礎的な判定モデルの検討を 行い、効率的な街頭検査のため、実走行時の騒音から、近 国連案策る及究、大点べ方掲すが行や定たび等ののにが行われてがいるののに研はる。施施術にの道に成た推究別とするの準映動の化の、す発1り

接排気騒音試験が規制値超過となるか、判定を行うモデルを作成した。

○実走行データとシミュレーションの活用による排出ガス・燃費の評価及び予測方法の研究

実走行時の排出ガスについては、PEMSを用いて計測することは可能であるものの、試験毎に条件が変わるため評価が困難である。また、実走行時の燃費についても種々の方法で計測することは可能であるが、得られた結果について各種要因による変化を定量的に解析することが困難である。この問題を解決するためには、これらの排出ガス及び燃費の計測とシミュレーションを組み合わせ、評価することが有効であり、その手法を構築することを目的とした。

ディーゼル車を対象に、車両及び動力伝達装置の物理 モデルと実走行データに基づく統計モデルを組み合わせ たモデルの基本概念を設計した。また、ガソリン乗用車 を対象に燃費シミュレーション用の物理モデルにトラン スミッションの変速及び伝達効率モデルを組み入れる手 法を考案、構築し、モード走行燃費を高精度に予測する シミュレーションを構築した。

本成果をとりまとめ、国土交通省及び資源エネルギー 庁に提供し、燃費基準策定のための資料として活用され た。また、国内学会において3件発表し、査読付き論文 1編を自動車技術会に投稿した。

○国際基準調和に向けた新たな蒸発ガス対策技術の評価

世界統一基準の試験法に基づいて、実車における駐車時蒸発ガスの発生挙動を評価することを目的とした。

WLTP の1つである駐車時の終日保管時排出試験

(Diurnal Breathing Loss: DBL)を実施し、タンク容量/キャニスタ容量の容量比が110以下であれば規制対応が可能であることが分かった。さらに、その容量比に基づいて、平成27年新車販売台数の上位30種におけるWLTPの適合の可否を分析した。その結果、タンク容量/キャニスタ容量の値が110を超える車種は、15車種(全販売台数の52%)あり、WLTPを導入する際には対策を要することが明らかになるとともに、キャニスタ

の平均容量を17%増加させることによって対応し得るこ とが分かった。 本成果を第59回中央環境審議会 自動車排出ガス専門 委員会に提供し、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり 方について (第十三次答申)」 (平成 29 年 5 月 31 日) に おいて規制強化することが適当であると答申がなされ た。また、国内学会において2件、国際学会において1 件発表し、査読付論文3編を自動車技術会論文集等に投 稿した。その中において、インパクトファクター(文献 引用影響率)3.459 と高い論文誌 (Environmental Science & Technology) に採択された。 ○実走行時のガソリン乗用車の PN 計測手法の検討及 び課題整理 定置式 PN 計測機の成分検出器に凝縮式(CPC 式)を 用いることが、試験法に規定されている。しかし、車載 式 PN 計測機の成分検出器には、主に CPC 式や拡散荷 電式(DC式)があり、統一されていない。そこで、ガ ソリン乗用車とシャシダイナモメーターを使用し、検出 器が異なる車載式 PN 計測機を用いて評価精度を調査 し、RDE 試験用の PN 計測手法の課題を整理することを 目的とした。 凝縮式と拡散荷電式から成る PN-PEMS を用いて、タ ーボチャージャー付直噴ガソリン車でシャシダイナモメ ーター試験(WLTC モード、コールドスタート走行)を 行った。凝縮式と拡散荷電式で評価結果が異なることが 確認され、計測原理の違いによる影響を確認した。その 差異については、粒子の質(粒径分布)を含めた解析が 今後必要となる。一方、各車載型装置 (PN PEMS) と 定置型で基準器となる計測装置(CPC式)を比較した。 PN-PEMS の希釈率は基準器よりも低い(固定値)た め、排出濃度によっては希釈が不十分の可能性があるこ とが確認された。 ○HILS を用いた重量車実走行排出ガス評価手法の高度 化検討 モデル車両評価手法(HILS: Hardware In the Loop Simulator) をベースとし、実際の運転条件と環境条件

の再現が可能な路上走行模擬評価装置(拡張 HILS) が、重量車等の RDE 評価手法の代替となるか検討する ことを目的とした。これに加え、HILS と実エンジンか ら成る拡張 HILS に実バッテリを組み合わせた評価装置 を構築し、ハイブリッドトラック等の RDE 代替評価を 実施することを目的とした。 モデル車両評価手法(HILS法)をベースとし、実際 の運転条件と環境条件の再現が可能な路上走行模擬評価 装置(拡張 HILS)が、重量車等の RDE 評価手法の代替 となるか検討を行った。市販重量車を「HILS+実機工 ンジン」から成る拡張 HILS で再現し、実路走行時(事 務庁舎~自動車試験場、コールドスタート)の実車と拡 張 HILS 手法から得られた排出ガスを比較した。道路勾 配情報を正確に取得し、拡張 HILS で再現させること で、拡張 HILS で実車と同等のエンジン挙動、NOx 排出 挙動を示すことが確認できた。 さらに、HILS と実エンジン及び実バッテリを組み合 わせたから新たな HILS 評価装置を構築し、プラグイン ハイブリッド重量車の高精度評価を検討した。シリーズ 方式のプラグインハイブリッドを HILS で再現し、バッ テリ満充電状態から繰り返しモード走行を行った。その 際、単セルから成るバッテリの周辺温度を変化させ評価 を行った (エンジンは、常温状態で一定)。バッテリの周 辺温度が低くなるほど、エンジンの仕事割合が増加し、 燃費が悪化する傾向をつかめた。このことから、温度に

今中期5年間の研究により、重量車の型式認証試験法に対応できるように、簡便に高精度に行える手法を見出した。

応じたバッテリのモデル化は困難であり、従来の HILS 手法を用いる評価は困難と考えられるが、このような拡張 HILS 手法を用いることで、簡便に高精度に評価が行

実走行時のガソリン乗用車の PN 計測手法の検討及び 課題整理及び HILS を用いた重量車実走行排出ガス評価 手法の高度化検討の研究成果をとりまとめ、国内学会に 8件、海外学会に 2件発表した。さらに査読付き論文を 6編投稿した。

○深層学習を用いた高騒音車両の判定

える可能性が分かった。

走行騒音から、街頭検査時の騒音試験法である近接排 気騒音試験法が、規制値を超過する車両を判別すべく、 深層学習を用いた判定モデルの作成を行った。 騒音データから音質や車両の走行方法等を加味して、 効果的に車両騒音を判別するシステムを考案した。この システムは、深層学習による画像の判別をベースとして いることから、作成したプログラムを用いて判定モデル の作成を行うため、学習データの測定を行った。その結 果、学習モデル作成に用いていない車両について判定制 度を検証すべく、2度の公道試験を実施した。その結 果、車両諸元や速度、加速度が不明な車両について、 80%以上の精度で判定することが出来た。作成したアル ゴリズムを、交通流に適用可能とすべく、信号処理技術 と組み合わせた方法を考案した。 また、研究の第一段階として、マフラーを交換し大き な騒音を発する可能性のある車種(小型乗用車、二輪 車)を画像から分類する判定モデルの開発を行った。 1件の国内特許出願及び1件の欧州特許出願 (European Patent Convention: EPC) を行った。 また、日本音響学会秋季大会にて1件の講演を行い、 自動車技術会将来の車外騒音検討委員会にて1件の講演 を行った。 vi. 実用燃費の評価 実走行時の燃費と認証時に得られたカタログ燃費につい て乖離がある、との自動車ユーザーの声がある。そこで、 重量車評価については、従来の台上試験法(シミュレーシ ョン法)の高度化に加え、ハイブリッド重量車等の評価に 用いられる HILS を発展させ、燃費や排出ガスの評価を高 精度に行える新たな試験装置を構築した。一方、乗用車に おいては、実路走行時の一般ユーザーの運転挙動を再現し た「ドライバの操作モデル」を構築し、車両試験時に人間 の運転から再現性や公平性に優れる「運転ロボット」を活 用した新たな評価手法を検討した。 ○低燃費車両におけるモード及び実効燃費等調査 実運用されている車両を対象とした燃費に影響を及ぼ

す因子の影響度を調査することを目的とした。

燃費に最も大きく影響した要素は平均車速で、調査を 実施した車両のうちの1台について、1運行時の平均車 速と燃費の関係を整理すると、全体的な挙動は平均車速 が $50\sim60$ km/h で極大値を持つ 2 次関数で表された。 JC08 モード及び東京都 No.2 モードの燃費結果は、平均 車速2次曲線分布の最上位に近いプロットとなった。条 件が良い時にはモード燃費と同等になる一方で、実際に はエアコンの使用や気温、天候等が不利に働くことが多 く、それより低い値になることが示唆された。夏季のデ ータを春季及び秋季のデータと比較することでエアコン の影響について求めたところ、約1割の影響度であっ た。また、タイヤをエコタイヤに換装して実燃費の測定 したところ、換装直後では差がみられなかったが、走行 距離が 2,000km 程度を超えると差がみられ、燃費が約 2%改善し、エコタイヤが実燃費改善にも有効であるこ とが示された。その過程で走行抵抗測定を実施したとこ ろ、エコタイヤ装着による転がり抵抗低減効果は約5% であった。 ○リアルワールドにおける最新型重量車の環境性能を高 度に反映したエンジン台上試験法に関する研究 (HILS の高度化による実走行時の挙動再現性向上)

現行 HILS に実エンジンを組み合わせた拡張 HILS を、実運転を考慮したシャシ HILS に改良し、リアルワールドでの排出ガス・燃費性能の評価が可能な試験装置を構築するとともに、最新技術を搭載した重量車の評価が可能な試験法を検討することを目的とした。

重量車の従来のシミュレーション法を実走行時の排出 実態に近付けるために、実シフトのアルゴリズムを導入 し、その効果の検証を行った。

a.アルゴリズム導入による効果の検証

シャシダイナモ試験による重量車の実変速時間は、1 秒程度存在することが分かったことから、この変速時間 を拡張 HILS(シャシ HILS)に設定した。

b.従来法との比較試験

従来試験法では、実走行時の変速挙動が再現できていないことが分かった。そのため、排出ガス浄化装置 (EGR) の挙動が異なり、エンジン出口での NOx 排出率が実走行時に比べ、低いことが分かった。

○重量車 EV 評価用の新たな HILS 装置(バッテリ HILS)の構築

重量車 EV の電費評価手法を検討した。重量車 EV の 車載バッテリについては、非線形性が強くモデル化が困 難であることから、実バッテリと HILS を組み合わせた 新たな評価装置 (バッテリ HILS) を構築することを目 的とした。

HILS をベースとする新たな電費評価装置(バッテリ HILS)の構築を進めた。バッテリ HILS のバッテリ充放電装置を大容量化することで、乗用車 EV の充放電容量を満足させた。それを受け、HILS 上に構築した仮想車両でモードを走行させ、実車走行時のバッテリ特性がバッテリ HILS で再現できるか検証を行った。その際、実バッテリの周辺環境温度を変更させた。実車のバッテリ特性を、周辺環境温度 25℃及び−10℃においても、構築したバッテリ HILS で再現できることが確かめられた。このバッテリ HILS の手法を用いれば、重量車 EV のあらゆる温度環境下における試験が容易に高精度に行える可能性があることが分かった。

○小型可搬型運転ロボットの構築及び運転ロボットを活 用した試験手法に関する取りまとめ

実車をシャシダイナモメーターで評価する際、運転ロボットに運転させ、再現性や公平性を高めた燃費、排出ガス試験法を提案する。実ペダル操作を運転ロボットに行わせるが、市販ロボットによる運用は調整に時間を要する等の課題がある。そこで、簡便に運用ができ、かつ人間の運転を忠実に再現したドライバモデルを構築することを目的とした。

設定が簡便でかつ人間の運転を再現させるドライバモデルを検討した。今回構築したドライバモデルで運転ロボットを操作し、部内で保有する車両(10 台)を用いてシャシダイナモメーター試験を行った。人間とロボットの運転で得られた指標の結果を比較すると、人間よりもより高精度に目標車速に沿った運転ができることを確認した。この際のロボット運転時には、ロボットの設定や操作が簡便となるドライバモデルを構築し運用できることを確認した。さらに、仕様のことなる運転ロボット(国内の車両評価機製造メーカーが製作)に標準ドライ

バモデルを適用し、運転挙動を確認した結果、構築した ドライバモデルにはロバスト性があり、標準ドライバモ デルを適用したシャシダイナモ試験は、運転ロボットの メーカー(仕様)を特定しなくても運用できることを確 認した。

これらの結果を受け、審査現場への運転ロボットの可搬を目指し、運転ロボットの小型化を検討した。実際に、標準ドライバモデルで操作できる小型可搬型運転ロボットを構築した。

この試作した小型可搬型運転ロボット(試作したアクチュエータ及び制御指令装置)の制御性を確認するため、シャシダイナモ試験を実施した。仕様の異なる市販の運転ロボット2台(Robot-A,-B)及び試作ロボット(Robot-C)を用意し、シャシダイナモ試験を行った。試作した運転ロボットによる走行性能は、同じ標準ドライバの指令で制御した市販運転ロボットと同等の結果を得た。

以上、4つの研究結果をとりまとめた成果を以下に記載する。

(平成 28 年度)

本成果をとりまとめ、国内学会において4件発表した。 また、平成28年4月に、認証試験時に使用される走行抵抗値が、不正な方法により計測されたケースがあることが発覚したことから、年度計画の実施に加えて、当該方法と認証試験法との違いを比較するために、文献の整理、現地調査、実測及びヒアリング等の調査を行い、不正による影響及びその対策について検討した結果を国土交通省に報告した。

(平成 30 年度)

国内学会等において2件、海外学会において1件発表した。 査読付き論文2編を自動車技術会に投稿した。

(令和元年度)

国内学会等において1件発表した。査読付き論文1編を 自動車技術会に投稿した。

(令和2年度)

国内学会等において2件発表した。また、小型可搬型運 転ロボットについては、自動車メーカー、計測器メーカー

を初め公的研究期間等複数社から問い合わせがあらに、運転ロボットの制御方法等のコンセプトに 特許出願した。	

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援	i技術や社会的要請に対応した行政への支援							
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項							
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	①研究内容の重点化・成果目標の明確化							
	鉄道等								
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合	機構法第 12 条					
施策	17 自動車の安全性を高める	など)							
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
易度		(行政事業レビューシート番号)	199, 200 198, 199	192、193	197、198	204、205			

2.	2. 主要な経年データ														
	③ 主要なアリ	③ 主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
			終年度値等)												
										予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,186
										決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,280
										経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,659
										経常利益(百万円)	153	126	51	34	625
										行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	1,716
										スト (百万円)					
										従事人員数	43	43	43	43	43

3	各事業年度の業務	に係る目標、計画	、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣は	よる評価	
	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	績評価)
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した鉄道等分野における具体的な取	В	<評定に至った	た理由>		
	に係る国民の安	に係る国民の安		り組みについては、その概要を以下に記述する。	業務実績のとおり				
	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>		着実な実施状況に	<指摘事項、	業務運営上の課		
	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究	vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価	あると認められ	題及び改善方気	策>		
	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の		る。	※実績に対す	る課題及び改善		
	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	鉄道技術の海外展開に際しては国際規格に準拠した第三者安全		方策など			
	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	性評価が求められる。安全性評価・認証の的確な遂行に資するよ	<課題と対応>				
	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	う、信頼性・可用性・保全性・安全性(Reliability Availability	特になし。	<その他事項!	>		
	定等に資する研	定等に資する研	の数。	Maintainability Safety : RAMS)に関する国際規格とも整合す		※有識者から	の意見聴取等を		

究等を交通安全 究等を交通安全 する。

自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | するための研究であ 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | るか。具体的には、 標準化等のた 標準化等のた 自動車、鉄道等の安 め、研究成果等 め、研究成果等 全の確保、環境の保 を活用し、新た を活用し、新た 全及び燃料資源の有 な試験方法等の | な試験方法等の | 効な利用の確保に係 提案に必要なデー提案に必要なデーる基準の策定等に資 ータ取得等も行 | ータ取得等も行 | するとされた調査及 うものとする。います。

進するものとすします。

げる指標等に基 **基づいて実施し**

環境研究所にお│環境研究所にお│<評価の視点> いて行うものと | いて行います。

び研究を実施してい

これらの研究 これらの研究 るか。 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期一たっては、中期 計画期間におけ 目標期間におけ る研究開発の成しる研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の一他の研究業務の 質の向上のた「質の向上のた め、的確な研究 | め、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると|制を整備すると ともに、以下のともに、以下の ①から④までに ①から④までに 掲げる取組を推し掲げる取組を推

また、研究業」また、研究業務 務に係る評価に に係る評価につ ついては、研究しいては、研究業 業務全体を一定 務全体を一定の の事業等のまと 事業等のまとま まりと捉え、評│りと捉え、自己 価に当たって 評価に当たって は、下記に掲げしは、中期目標に る評価軸及び① 定められた評価 から④までに掲 軸及び指標等に

る標準的な評価手法を検討した。さらに、高度化・複雑化した新 たな都市鉄道信号システムのリスク評価に対応するため、近年注 国が実施する関連行 | 目されている新しい解析手法等を用いて RAMS やセキュリティ 政施策の立案や技術 | 関連の国際規格と整合する、国内外で標準となりうる安全性評価 また、我が国 また、我が国 基準の策定等に反映 手法を検討した。

○都市交通システムの安全性・信頼性評価

安全性を重視し、かつ信頼性等との調和がとれた都市交通シ ステムの技術評価の手法を検討するとともに、従来のリスク解 析手法に加え、制御する側の命令と制御される側の反応の相互 作用に着目した新たなリスク解析手法を用いて、国際規格と整 合する、国内外で標準となりうる安全性評価手法を検討するこ とを目的とした。

安全性(S)を主眼としRAMも考慮した標準的な技術評価手 法の指針として、第三者安全性評価報告書の内容構成案を提示 した。報告書の結論としては、安全性、信頼性等に関する評価 結果をまとめ、システムに要求される安全性が所定の RAM の 設定条件下で担保されるか否かの判断を記述することを提案し

従来の個別部品・機器ベースの故障解析に加え、制御する側 の命令と制御される側の反応の相互作用に着目した新たな安全 性評価手法 STAMP (System Theoretic Accident Model and Processes) を活用したリスク解析を試行し、制御する側の命令 と制御される側の反応の相互作用及び時間的遷移も考慮に入れ たリスク解析を行うことが可能であることを確認した。

また、この手法は現時点で RAMS 関連規格に明記されている 評価手法ではないが、高いレベルの安全性が要求される製品に 対して、RAMS 関連規格において利用が強く推奨されている手 法の一つとして用いることが可能と考えられる。さらに、列車 制御用通信のセキュリティに関して、偶発的又は人為的な脅威 の防止技術の評価手法を検討するため、RAMS とセキュリティ に関する国際規格を参照し、一般的な安全対策と情報セキュリ ティ対策の差異及びセキュリティ対策に関する評価手法の要点 を整理した上で、RAMS 関連規格との対応を考慮した試験によ り評価手法の妥当性を確認した。

本成果をとりまとめ、国内学会において8件、交通安全環境 研究所フォーラムにおいて6件発表した。また、査読付き論文 1編を日本信頼性学会へ提出した。

行った場合には意見を記載す るなど

づいて実施するします。

ものとする。

【重要度:高】

【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 道等の陸上交通 に係る技術は、に係る技術は、 自動運転システ│自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さし動車等に代表さ れるとおり、日れるとおり、日 進月歩が激し一進月歩が激し い。これらの最一い。これらの最 新の技術に対応 新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交|鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う「環境政策を行う ためには、これしためには、これ らの技術に対応しらの技術に対応 した安全・環境した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、「車の型式認証、 自動車の検査、自動車の検査、 リコール等におりコール等にお いても、最新技しいても、最新技 術に対応させて | 術に対応させて いく必要があいく必要があ る。そのためにる。そのために は、最新の技術は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際しかな立場で実際 に研究、調査等しに研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って│な根拠を持って 国への貢献がで 国への貢献がで きる基盤が必要しきる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ らには、我が国しらには、我が国

○鉄道における磁界評価に関する調査

鉄道車両内における磁界を測定し、その結果を踏まえ、車内 における磁界の低減対策を検討するとともに、鉄道車両の外側 に発生する磁界の評価方法を検討するため、測定方法の検証及 び車両外側における磁界発生状況を把握することを目的とし

車内の磁界に関しては、6車種で磁界を測定し、電磁界シミ ュレーションや実車両におけるシールドの効果を評価し、磁界 の低減対策を提案した。車両外における磁界に関しては、車種 等の異なる15条件で磁界を測定し、磁界の発生状況を把握した とともに、測定環境及び測定方法に関する検討を進めた。これ らの検討の過程で、鉄道車両以外の磁界の発生源が存在し、鉄 道車両の外側に発生する磁界の測定結果に影響を与えること、 およびその程度について明らかにした。

また、鉄道分野の国際規格 (IEC 62597) 審議に関する国内 委員会に対応した。

磁界発生状況の測定結果概要について、鉄道事業者へ周知し た。磁界測定に関する技術仕様書(IEC/TS 62597) が改訂さ れ、国際規格 IEC 62597 として発行された。

viii. 地方鉄道の安全性向上

鉄軌道輸送において安全の確保は最大の使命であるが、近年、 事故件数は下げ止まりの傾向を見せており、さらなる安全性向上 策が必要とされている。

一方、自動車の分野においては、交通事故による死傷者数の削 減を目的とした AEBS 等の自律検知型安全運転支援技術や、道路 交通が抱える安全・環境問題への対応を目的とした高度道路交通 システム (Intelligent Transport System: ITS) 技術について、 開発、実用化が進められている。

また、自動車分野に限らず、高精度なセンシング装置や高速・ 大容量な通信装置等が汎用技術として安価に使用できる環境が整 ってきている。

そこで、これらの安全技術や装置を活用し、地方鉄道等の安全 性向上に資する研究を行った。

○通信技術等を活用した衝突事故防止支援システム及び自動運 転技術活用に関する研究

技術を国際標準 技術を国際標準 化していくため 化していくため にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新|学的根拠や最新 技術に関する知 | 技術に関する知 見は必要不可欠 見は必要不可欠 となるため。

【評価軸】

●国が実施する ●国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映 するための研究 するための研究 であるか。具体してあるか。具体 的には、自動│的には、自動 車、鉄道等の安 車、鉄道等の安 全の確保、環境 | 全の確保、環境 の保全及び燃料しの保全及び燃料 資源の有効な利 | 資源の有効な利 用の確保に係る 用の確保に係る 基準の策定等に 基準の策定等に 資するとされた | 資するとされた 調査及び研究で|調査及び研究で あるか。

いても確認し、いても確認し、 最大化に資する 最大化に資する

となるため。

【評価軸】

あるか。

●行政ニーズを ●行政ニーズを 的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設 研究テーマの設 定後において 定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外口のみならず、外 部有識者等の参一部有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 | 言・方向性の修 正を行う等、研し正を行う等、研 究開発の成果の「究開発の成果の

ITS 技術を活用し、路面電車と自動車の双方の安全性を高 め、道路を共用する両者が共存できる交通社会を構築すること 及び、自動車の自動運転用自律検知型装置として採用されてい るセンサ等を鉄道に応用するための評価手法を検討することを 目的とした。

ITS 技術を活用した「路面電車-自動車間衝突事故防止支援 システム」を構築し、実車両を用いて機能検証を行うととも に、実環境においてモニタランを行った結果等にもとづき、シ ステムに必要な性能要件について、基本設計書としてとりまと めた。さらに、高精度の支援を行うための検討および複数の支 援が同時に成立した場合の優先順位の考え方や運転士への提供 方法についての検討を進め、自律検知型デバイスを組み合わせ た「通信利用型路面電車-自動車間衝突事故防止支援システ ム」を構築し、性能評価実験を実施した。

さらに、支援システムの改良を行うことにより、先行車両へ の接近や軌道敷進入(はみ出し)自動車の存在に対する支援機 能の深度化を図り、支援システムを路面電車に搭載して精度評 価試験を実施し、支援の有効性を確認した。これらの結果をも とに、路面電車-自動車間衝突事故防止支援システムの実用化 に必要な機能・性能について、基本設計書として取りまとめ た。

自動車の自動運転技術で採用されているセンサの中から、鉄 軌道における運転支援に活用可能な装置について調査を行い、 検出距離、検出精度、周囲環境等において有利な LiDAR

(Light Detection and Ranging) センサを実車両に設置して、 列車運行上の障害となるような事象(踏切における自動車等の 停滞、線路沿線からの侵入物や飛来物等)を長期的に記録する ことが可能な装置の仕様を検討し、検討した結果に基づいて装 置を構築した。進路上に設定した範囲内に障害物が存在した場 合に警報を出力する機能等について現地実験により確認した結 果、進路上の建築物や駅ホーム端等について検知できることを 確認した。

また、自律検知型装置によって停止状態の車両から線路上の 人物の認識が可能な距離を明らかにした。

さらに、走行データ収集用装置の改良を行った上で、実路線 走行データを取得するとともに、検討した試験法の検証を実施 し、その有効性を確認した。これらの結果をもとに、自律検知 型デバイスを地方鉄道等に活用する場合の試験法案を取りまと めた。

取組が促進され 取組が促進され ているか。

関連行政施策の|関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映 | の策定等に反映 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の 研究等に特化 研究等に特化 し、その成果のし、その成果の 最大化のため、 最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた るべき研究開発│方針に沿って重 の方針は別紙1 点的に研究開発 に掲げるとおりしを推進します。 とする。

車・鉄道技術の | 点化・成果目標 急速な進展を踏しの明確化を行う まえ、必要に応しため、具体的に じて、別紙1は は、行政担当者 変更する場合が「が参加する研究 ある。

ているか。

国が実施する 国が実施する 別紙1に基づ

なお、自動しく研究内容の重 課題選定・評価 会議を毎年開催 し、行政ニーズ

> とアウトカムを 的確にとらえた

> 研究テーマを設

定します。その

上で、外部有識

者を招聘する研

究評価委員会を

毎年開催し、新

規研究テーマの

必要性、目標設

定や研究手法の

妥当性等を確認

し、実施中の研

究テーマの進捗

確認と必要な軌

道修正等を行

本成果をとりまとめ、国内学会において4件、国際学会にお いて1件、交通安全環境研究所講演会において1件、交通安全 環境研究所フォーラムにおいて4件発表した。また、国内技術 誌に論文2編を提出したほか、特許を4件出願した。

○衛星測位をはじめとする車上主体型の列車位置検知技術に関 する研究

GPS 等の衛星測位を鉄道に活用する上で、測位精度を確保す る手法や衛星測位と他のセンサの組み合わせによる技術の性能 (精度、信頼性等)に対する評価手法等を明確にすることを目 的とした。

軌道回路による点制御 ATS (Automatic Train Stop) 相当の 位置検知精度(10m程度)と同等程度の衛星測位精度を確保す るために、仰角の低い衛星を除く「仰角マスク」と呼ばれるマ スキング処理を鉄道に適用する手法を提案し、実車走行試験を 行いながら本手法の有効性を検討した。その結果、実車走行時 ごとに衛星の配置状況が全く異なるために、仰角マスクによっ て測位精度が向上したケースもあれば、仰角マスクによって多 数の衛星が除かれ、少ない衛星数で測位したためにかえって精 度が悪化するケースや、高い測位精度につながる衛星の配置に よりマスキング処理を行う必要がないケースもあった。このこ とから、衛星の配置状況によって仰角マスクによる測位精度向 上の効果に違いがあり、仰角マスクによる効果は一定ではなか ったことを確認した。

列車位置検知の精度向上手法について引き続き検討が必要で あるため、衛星測位のほか、車上側で列車位置検知を行うため に現在活用可能な速度センサや慣性計測装置等にも着目し、① 車上主体型の列車位置検知に対する現状の技術を整理し、②要 求される位置検知精度(要求精度)や要求精度の達成に向けて 解決すべき技術的課題を整理するとともに、③要求精度に適し たセンサの組み合わせについて具体例を検討し、車上主体型列 車制御システムや車上主体型列車位置検知の技術要件の具体化 につなげることを目的に検討を進めた。その過程で、「車上の測 位誤差の連続的な評価手法」及び「地上に対する車上の測位誤 差の評価手法」の二つを考案し、実車走行における衛星測位の 精度評価に活用した。特に、後者の評価手法の妥当性を検証す る実験の結果から、列車走行中の衛星測位の結果は実際の走行 位置よりも後方の位置を示し、危険側になる可能性があること

安長題を毎研捗究能し果成努ら環主進題開テ認野等大率る式を強強が開催したのを大率るするでの連携検のにうなった。

を示した。

本研究で確立された測定方法によって取得された位置検知精度のデータについて、国土交通省鉄道局と共同で事務局を務めた「鉄道における準天頂衛星等システム活用検討会」に提供し、準天頂衛星等の活用に向けた方向性等のとりまとめに貢献した。

このほか、交通安全環境研究所ほかが事務局を務めた検討委員会において、旅客サービスから列車制御まで、求められる安全性に応じてレベルを設定し、留意点を整理するとともに、鉄道事業者の活用事例も盛り込み、関係者間の情報共有を促すための『鉄道分野における衛星測位の利活用に関するガイドライン』をとりまとめた。

本成果をとりまとめ、国内学会において6件、交通安全環境研究所フォーラムにおいて5件発表した。また、特許を3件出願した。

○走行安全性にかかわる軌道等の新たな評価方法に関する研究

主に地方鉄道の脱線事故の予防のため、プローブ車両技術などの新たな評価技術の活用による保守指針等の策定資料を得ることを目的とした。

営業車両の車内で振動等を測定し、軌道の異常等の発生位置をモニタ画面上の地図上に表示する既存の可搬型プローブシステムを改良し、従来のレール波状摩耗の他に、車内の走行音から高い周波数成分を含むきしり音を収集可能とし、きしり音発生箇所を自動解析できるソフトを製作し完成した。併せて、きしり音発生箇所のレール摩耗進展等の評価を行い、走行音データの活用によるレール摩耗防止や潤滑等の保守指針の策定資料を得た。一方、既存の可搬型プローブシステムを発展させ、地方鉄道事業者の支援をさらに効果的に行うための手法として、測定データの分析と診断を遠隔地で一元的に行える仕組みを構築し、実軌道において検証を進め、地方鉄道事業者が活用可能な保守指針案を提案した。

レールと車輪との接触角が減少すると、作用する横圧が同じでも脱線のリスクが高まることから、レールの断面形状を測定し車輪との接触角を求めて評価指標とすることを検討し、レーザセンサを用いた簡易な2次元形状測定装置を製作することともに、レール断面形状及び車輪踏面形状の測定データに基づき、接触角を算定するソフトウェアを製作した。これらを用い

て実路線で測定を行い、接触角を算定し走行安全性の評価を行った。これにより、レールの摩耗を管理するための新たな保守 方法・保守基準の策定資料を得た。

一方、レール締結不良による軌間拡大のリスクを把握するため、地方鉄道の軌道のほか、舗装に覆われている路面電車の軌道においてレールに左右方向の荷重を作用させることのできる横圧作用治具を製作し、室内実験及び現地実験にて、横圧載荷治具による荷重と軌間拡大量の関係に基づき、車両による横圧発生時の軌間拡大量を推定することができ、横圧に対する軌間拡大の異常判定値を算定できることから締結状態を含むまくらぎの不良を判断できることを示した。これにより、軌間拡大のリスクを評価するための新たな保守方法・保守基準の策定資料を得た。

さらに、軌間拡大リスクを効率に評価するため、営業車両の 動揺データに基づき、軌間拡大リスクを優先的に評価すべき箇 所を抽出する手法を検討することとし、車両動揺と軌間との関 連性について検討を行った。

また、車両動揺測定データの分析と軌道の状態に関する診断の支援を第三者が遠隔地で一元的に行うだけでなく、鉄道事業者が自ら軌道診断できるツールを提供することも必要と考えられるため、車両動揺測定が可能なさらに省コストな装置の検討を行うとともに、軌道整備の要注意箇所を抽出するデータ処理手法を検討することとした。このため、加速度センサ内蔵の市販の小型端末を用いて車両動揺の測定を行い、その精度や再現性の検証を行うことによって、軌道整備の要注意箇所を特定するために必要な装置の仕様について検討を行った。

本成果をとりまとめ、国内学会において9件、交通安全環境研究所講演会において1件、交通安全環境研究所フォーラムにおいて5件発表した。また、特許を1件取得したほか、1件出願した。

ix. 公共交通の導入促進・評価

高齢化と人口減少の影響は、労働力不足のかたちで公共交通分野にも現れつつある。これまでも地方においては、過疎化による公共交通サービスの低下は大きな課題であった。近年は都市部においても労働力不足を理由とした公共交通の減便が問題となりつつある。そうした状況下で街づくりとリンクした使いやすい公共交通システムの導入は喫緊の課題である。そこで、新しい公共交通システムの導入を促すために、これまでの知見を活かし、新た

な交通システム技術や交通利用環境向上技術の実用化、技術基準 策定等に貢献しその普及を図るとともに、利用しやすい公共交通 構築を技術的に支援することでモーダルシフトの実現を図る。 ○公共交通システムにおける利用環境向上技術等の評価及び導 入効果評価手法の検討 路面電車(LRT: Light Rail Transit)や小型電動バス等の新 規技術や、利用者の安全・安心等につながる公共交通利用環境 向上技術に関する評価を行うとともに、地域特性に応じた公共 交通と道路交通を含めた導入効果評価を行うための手法を検討 することを目的とした。 LRT に関しては、宇都宮 LRT の軌道特許申請に際し、路面 電車として初めての導入が検討されている急行運転とそれに関 する追い越し施設の安全性を評価した。また、同路線における 各種安全対策について宇都宮市に対する技術的な支援を行っ た。また、既存の軌道事業者が導入を検討している新型車両の 視認性確保のためのカメラシステム等に関する安全性を評価し 新交通システムに関しては、新設計のシステムについて安全 性評価を実施し、システムを構成する台車、ブレーキ装置等に 関し、実車走行試験を通じて基本的な走行性能及び安全性を確 保できる見通しを確認した。また、新たに開発された新交通向 けシーサスクロッシング (分岐器) について、設計安全性を評 価するとともに耐久試験で評価した。 地域密着型の公共交通としての期待が高まる小型電動バスに 関しては、その車両技術と試験的な運用状況及び自動運転化に 向けた開発状況に関する調査を行い、調査結果は交通流シミュ レータにおいてモデル化した。 さらに、ホーム上の安全性向上策として新たに開発されたホ ーム柵について、安全性を評価した。新型ホーム柵はこれまで

さらに、ホーム上の安全性向上策として新たに開発されたホーム柵について、安全性を評価した。新型ホーム柵はこれまでに無い動作や構造を有しているため、特有のリスク及び異常時の対策について整理するとともに、実証実験を行うにあたっての安全性確保に関する技術指導を行った。一方、視覚障がい者に対して新型ホームドアに対する乗車位置を案内する方法の一つとして考えられている音声案内システムへの指向性スピーカの適用可能性について検討し、指向性スピーカの基本的な特性把握を行った上で、新型ホームドア開発メーカーに提案を行った。

これまで蓄積してきた交通流シミュレーション技術をベース

に、新たに高齢化による交通行動の変化等を考慮した上で、ライフサイクル全体を通じたより複合的な導入効果評価手法を検討した。さらに、分析的階層手法(Analytic Hierarchy Process: AHP)をシミュレータに導入した上で、地域特性に応じた自動運転を含む小型電動バスの導入効果評価を可能とした。愛知県瀬戸市の住宅地及び観光都市である那覇市を対象にシミュレーションを実施し、小型電動バスによる他の自動車の走行への影響、小型電動バスの利用者数などを地域特性に応じて定量的に明らかにした。

さらに、これまでに開発した交通流シミュレータと、地理情報システム(Geographic Information System: GIS)を利用した移動需要発生モデルとの連携を図るためシミュレータの改修を行った。具体的には GIS データから予測される旅客需要について、交通流シミュレータの保持するマップと連動することが可能となり、シミュレーションの効率化が可能となった。

新規公共交通システム導入を考える自治体や事業主体と連携し、導入事例や新技術に関する情報及び研究成果をセミナーで発信し、地域レベルの理解促進に貢献するため、沖縄県において、「新たな公共交通に関する懇話会 in 与那原 〜県都那覇市から南風原町を経て大型 MICE 施設(与那原町・西原町)まで〜」を開催した。これらの自治体に対し、意見交換や技術情報提供等の継続的な支援を行った。

本成果をとりまとめ、交通安全環境研究所フォーラムにおいて3件発表した。また、国内技術誌に論文2編を提出した。

さらに、福祉の街づくり学会編集による書籍(分担執筆)が出版された。

本成果は、宇都宮ライトレールの路線計画の具体化(「軌道運送高度化実施計画」平成 28 年 9 月 26 日付け国土交通大臣認定)に貢献した。カメラシステム等に関する安全性評価を行った新型車両は、軌道路線に導入された。新型ホーム柵に対する安全性評価の内容は、国土交通省より公表された『新型ホームドア導入検討の手引き』に反映された。新しい公共交通の導入を計画している地方自治体に対し情報提供を行った。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報							
I. 2. (1) 234	新技術や社会的要請に対応した行政への支援							
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項							
	②外部連携の強化・研究成果の発信							
	③受託研究等の獲得							
	④知的財産権の活用と管理適正化							
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合材	幾構法第 12 条				
施策	17 自動車の安全性を高める	など)						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、199	192、193	197、198	204、205		

①主要なアウトフ	゜ット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度
共同研究の実施	18 件	18 件 (別紙 1 における 研究分野毎に 2 件 程度)	19 件	21 件	19 件	18 件	25 件	予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,18
基準の策定等に資 する調査、研究等 を実施	25 件	25 件 (研究員 1 人あた り 2 年に 1 件程 度)	27 件	25 件	27 件	26 件	26 件	決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,28
国内外の学会等で 研究成果を発表	一人平均 3件	一人平均 3件 (研究員1人あた り年に3件程度)	一人平均 3.29 件	一人平均 3.51 件	一人平均 3.40 件	一人平均 3.07 件	一人平均 3.38 件	経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,6
査読付き論文の 発表	一人平均 0.5 件	一人平均 0.5 件 (研究員1人あた り2年に1件程 度)	一人平均 0.68 件	一人平均 0.68 件	一人平均 0.62 件	一人平均 0.52 件	一人平均 0.58 件	経常利益(百万円)	153	126	51	34	6.
受託研究等の実施	60 件	60 件 (前五カ年の実 績値より設定)	62 件	59 件	72 件	85 件	94 件	行政サービス実施コ スト(百万円)	729	864	814	1,924	1,7
特許等の産業財産 権の出願	4件	4件 (目安として研 究員3名1組で 5年に2件)	4件	5件	5件	5件	5件	従事人員数	43	43	43	43	

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣に	こよる評価		
				業務実績 自己評価 (見込評価) (期間実績評価)					

国内のみ	国内のみ
ならず諸外	ならず諸タ
国も含め	国も含め
た、公的研	た、公的研
究機関、大	究機関、力
学、民間企	学、民間企
業等との共	業等との共
同研究や人	同研究や力
的交流等の	的交流等の
連携を強化	連携を強作
し、研究の	し、研究の
効率的かつ	効率的かつ
効果的な実	効果的な事
施を図るこ	施を図りま
と。	す。
また 研	また 石

また、研| また、研 究 成 果 に つ | 究 成 果 に つ | <評価の視点> 施 策 立 案 へ | 施 策 立 案 へ | できているか。 の 貢 献 及 び | の 貢 献 及 び 国内学会等国内学会等 を通じた研しを通じた研 究成果の社 | 究成果の社 会還元に努 会還元に努 めるととも めるととも に、国際学に、国際学 会での発表 会での発表 等の国際活 等の国際活 動を推進すし動を推進し ること。 ます。

【指標】

これらの ● 共同研究 目標達成の の実施状況 ため、具体 (評価指 的には、共

同研究を 90 ● 基準の策 | 件程度実施 定等に資すします。ま る調査、研した、基準の 究等の実施 策定等に資 状況 (モニ)する調査、 タリング指 研究等を 125

<主な定量的指標>

・ 共同研究の実施

・ 基準の策定等に資 を実施

研究成果を発表

・ 杳読付き論文の

の |・ 発表

| L | ・ 受託研究等の実施 権の出願

> <その他の指標> 特になし。

<主要な業務実績>

②外部連携の強化・研究成果の発信

交通安全環境研究所は国の施策に直接貢献できる研究を行うことを最大の使命と する調査、研究等│しており、どのような成果を生み出せば社会により効果的に還元できるかについて 研究者自らが道筋を考えることとしている。当所の最大の強みは、技術基準の策定 ・ 国内外の学会等で │等につながる自動車や鉄道等の技術の評価法を研究する能力が高いことであり、そ のための試験技術や計測法に関する知見を備え、さらに専用の試験設備を保有して

こうした当所の立場、特長および研究能力、試験設備と大学の学術研究能力、及 │び企業の技術開発力がそれぞれ持つ強みをお互いの理解のもとに結びつける共同研 ・特許等の産業財産 | 究、共同事業等によって、技術開発等も伴う国家プロジェクトなどで最大限の研究 成果を効率的に生み出し、その成果を行政施策に反映し社会に有効に役立てること を産学官連携の基本方針としている。

さらに当所は、独立行政法人として交通技術行政の進め方やその仕組み等に詳し いことから、研究の成果を国施策へ反映する方策等の面で産学官連携の指導性を発 揮することが可能である。国内外の大学、研究機関から研究者、研究生を受け入れ て、保有する試験設備や研究者の知見を活用しつつ、共同研究を実施した。中期目 いて、国の | いて、国の | 計画通り着実に実行 | 標期間中の共同研究累積件数においては、中期目標 90 件程度に対し、のべ 102 件 に達し、達成率は113%となり、中期目標を達成できた。

> また、共同研究の枠組みとは別に、2校の大学と連携大学院方式により提携して いる。

共同研究実施件数

年 度	共同研究実施件数
平成 28 年度	19
平成 29 年度	21
平成 30 年度	19
令和元年度	18
令和2年度	25

当所が行う調査、研究のうち将来的に自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全 及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資する検討課題を提案し

研究成果を活用した施策提言に積極的に取り組む一方で、基準等の策定に資する 検討会やワーキンググループ(WG)への参画等により、国土交通政策に関わる基 準策定、施策立案支援等の業務に積極的に取り組み、研究成果の社会還元に努める こととした。研究成果から得た知見を活かし、専門家として、国土交通省や環境省 等の検討会や WG に参画し、専門的知見を述べること等により、国土交通政策の立 案・実施支援に貢献した。

中期目標期間中の基準の策定等に資する取り組みとして、調査・研究を 54 件、

	<評定と根拠>	評定		評定	_
	В	<評定に至っ	った理由>		
د -	業務実績のとお				
•	り着実な実施状	<指摘事項	、業務運営		
₹	況にあると認め	上の課題及	び改善方策		
-	られる。	>			
•		※実績に対	する課題及		
	<課題と対応>	び改善方策で	など		
ζ	特になし。				
F		くその他事項	頁>		
Ļ		※有識者か	らの意見聴		
		取等を行っ	た場合には		
		意見を記載る	するなど		
/					
Ŕ					
l					
<u> </u>					
,					
/ 11					
/					
Ę					
Ì					
Ĺ.					

件程度実施 ●学会発表 します。こ 等の状況れらの調 (モニタリ 査、研究等 ング指標) によって得 ●査読付き られた成果 論文の発表 を広く社会 状況(モニ」に公表する タリング指 ために、国 標) 等 内外の学会 等で一人平 均 15 件程度 発表しま す。このう ち、査読付 き論文を一 人平均 2.5 件 程度発表し ます。 自動車機 自動車機 構の設立目|構の設立目 的に合致すし的に合致す る行政及び る行政及び 民間からの民間からの 受託研究、受託研究、 受託試験等一受託試験等

の実施に努りの実施に努 めること。 めます。

> これらの 目標達成の ため、具体 的には、国 等からの受 託研究等を 300 件程度実 施します。

研究者の一研究者の 意欲向上を一意欲向上を 図るため、図るため、 知的財產権 知的財產権 の活用を図しの活用を図 検討会や WG への参画を 68 件、合計 163 件に取り組んだ。中期目標 131 件に対し て、達成率は105%となり、中期目標を達成した。

以下に、年度ごとの具体的な件名について示す。

基準の策定等に資する取り組み件数

年 度	基準の策定等に資する調	基準の策定等に資する検討	合計
十 及	查、研究件数	会およびWG件数	件数
平成28年度	15	12	27
平成29年度	10	15	25
平成30年度	12	15	27
令和元年度	17	9	26
令和2年度	14	12	26

平成 28 年度 (27 件)

【基準の策定等に資する調査、研究課題】(15件)

- ○燃料蒸発ガス対策及びガソリン直噴車 PM 規制等の検討に向けた調査委託業務
- ○燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査
- ○ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討事業
- ○自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と電気・電池安全基準 に関する調査
- ○E コールの国際基準策定に関する調査
- ○交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査
- ○平成28年度 自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査
- ○水素燃料電池自動車の衝突安全性に関する調査
- ○事故分析と対策の効果評価手法の開発
- ○衝突事故時における助手席子供乗員のエアバッグによる影響に関する調査
- ○騒音規制国際基準等の見直しのための調査
- ○大型車の排出ガス国際調和基準策定調査事業
- ○重量車の燃費試験法に関する調査
- ○車載式排出ガス測定システムを用いたリアルドライブエミッション規制対応車の 性能調查事業
- ○鉄道車両の磁界に係る低減方策等の調査

【基準の策定等に資する検討会および WG】(12件)

- ○車両安全対策検討会
- ○青函共用走行区間すれ違い時減速システム等検討会
- ○技術基準検討会
- ○JISE3019 鉄道信号保安部品の高温及び低温試験方法改正原案作成委員会
- ○SIP 自動走行システム推進委員会・次世代都市交通 WG
- ○「新型ホームドア導入の手引き」に関する WG

るとともるととも	〇日 EU 鉄道分野における強制規格に関する国内検討会	
に、その管に、その管	○新幹線鉄道騒音に関する予測・評価手法検討会	
理を適正に理を適正に	○貨物列車走行の安全性向上検討会	
行うこと。 行います。	○新幹線貨物専用列車検討会	
【指標】 これらの	○鉄道騒音の分析・評価に係る検討会	
●知的財産 目標達成の	○	
の出願状況 ため、具体		
(評価指 的には、特	平成 29 年度(25 件)	
標) 許等の産業	【基準の策定等に資する調査、研究課題】(10件)	
財産権の出		
	○騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
願を 24 件程	○燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査	
度行いま	○平成 29 年度 第 6 期先進安全自動車(ASV)推進計画の実施に関する調査	
す。	○自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と電気・電池安全基準 にかかる調査	
	○平成 29 年度自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査	
	○自動運転車の前後方向の車両制御の安全性評価手法検討に係る調査	
	○高度な自動運転車両における運転者の運転行動に関する調査	
	○助手席子供乗員の安全性に係る調査及び年少者用補助乗車装置の動的試験方法に	
	係る調査	
	○ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討事業	
	○鉄道車両の外側磁界等に係る調査	
	【基準の策定等に資する検討会および WG】(15 件)	
	○先進安全自動車(ASV)推進検討会	
	○交通政策審議会	
	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動走行推進委員会	
	○ ○ 車両安全対策検討会	
	○自動走行ビジネス検討会	
	○車載式故障診断装置を活用した自動車検査制度のあり方検討会	
	○技術基準検討会	
	○JIS E 3004 継電連動機検査方法改正原案作成委員会	
	○新型ホームドアに関する WG	
	○鉄道分野における新技術の活用に関する懇談会	
	○貨物列車走行の安全性向上に関する検討会	
	○新幹線鉄道騒音に関する予測・評価手法検討会	
	○鉄道騒音の分析・評価に係る検討会	
	〇日 EU 鉄道分野における強制規格に関する国内検討会(信号分野)	
	〇日 EU 鉄道分野における強制規格に関する国内検討会(車両分野)	
	平成 30 年度(27 件)	
	【基準の策定等に資する調査、研究課題】(12 件)	
	(五年·沙水儿·守仁良)。初间1、初九城区1(12日)	

○平成 30 年度燃料電池自動車の一充填走行距離測定方法に関する調査	
○騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
○電気自動車の安全性に関する検討・調査	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
動向調査	
○平成 30 年度 自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査	
○自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査	
○自動運転レベル3以上の車両要件のためのヒューマンファクターに関する調査	
○次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業	
○電気重量車に関する国際基準調和(電費試験法の確立)に向けた実車両性能の調 - ************************************	
○追加騒音規定(ASEP)改訂のための研究	
○走行モード違いによる排出ガスへの影響に係る調査 ○ ************************************	
○鉄道車両の外側磁界等に係る調査 	
【基準の策定等に資する検討会および WG】(15 件)	
○先進安全自動車(ASV)推進検討会	
○車両安全対策検討会	
○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動走行推進委員会	
○自動走行ビジネス検討会	
○車載式故障診断装置を活用した自動車検査制度のあり方検討会	
○技術基準検討会	
○JIS E 3004 継電連動機検査方法改正原案作成委員会	
○輸送障害対策 WG	
○新幹線鉄道騒音の評価に関する検討委員会	
○日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会(車両分野)	
○台車き裂対策 WG	
○環境省新幹線鉄道騒音の評価手法等に係る検討会	
○日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会(信号分野)	
○鉄道における準天頂衛星等システム活用検討会	
○鉄道における自動運転技術検討会	
令和元年度(26 件) - ************************************	
【基準の策定等に資する調査、研究課題】(17件)	
○騒音規制国際基準等の見直しのための海外動向調査	
○騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
○電気自動車の安全性に関する検討・調査	
○燃料電池自動車の一充填走行距離測定法に関する調査	
○次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業	
○ディーゼル乗用車等の路上走行試験方法に関する調査	
○令和元年度尿素SCRシステム搭載車の排出ガス性能評価調査業務	

○オフサイクルクレジットの制度検討に関する調査	
○追加騒音規定(ASEP)改定のための研究	
○重量車 PEMS に関する調査	
○平成 31 年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査	
○大型バス乗員の安全に係る調査及び衝突安全基準に係る海外動向調査	
○自動車線維持装置及び衝突被害軽減ブレーキ等の国際基準策定等に関する調査	
○自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査	
○鉄道施設(電気等)の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発等の今後の方	
向性に関する調査研究業務	
○鉄道における準天頂衛星等活用に関する調査検討	
○令和元年度 鉄道車両の外側磁界等に係る調査	
【基準の策定等に資する検討会および WG】(9件)	
○車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会に係るフォローア	
ップ会議	
○ASV推進検討会	
○ 車両安全対策検討会	
○大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討 WG	
○技術基準検討会	
○環境省新幹線鉄道騒音対策に関する検討委員会	
○鉄道における自動運転技術検討会	
〇日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会(車両分野)	
〇日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会(信号分野)	
○日 EO の鉄道分野における技術協力の可能性に関する使的云(音与分野) 	
令和 2 年度(26 件)	
【基準の策定等に資する調査、研究課題】(14件)	
○自動運転車及び運転支援車による自動車線変更時の安全性に係る調査	
○高齢運転者による交通事故防止対策調査	
○令和 2 年度 交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査	
○歩行車頭部保護性能に係る調査及び衝突安全基準に関する海外動向調査	
○自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査	
○令和2年度 電気自動車の安全性に関する検討・調査	
○電気自動車における耐久試験等に係る国際基準等の見直しのための海外動向調査	
○ディーゼル乗用車等の路上走行試験法に関する調査	
○自動車の実燃費影響評価及び自動車の実燃費影響評価に関する調査	
○令和2年度尿素SCRシステム搭載車の排出ガス性能評価調査業務	
○自動車騒音に係る国際基準等の見直しのための調査	
○台動単編員に保る国际基準等の見直しのための調査 ○後退警報音の試験法に関する調査	
○鉄道における準天頂衛星等システム活用に関する調査検討	
○令和2年度 鉄道車両の外側磁界等に係る調査	

【基準の策定等に資する検討会および WG】(12 件) ○車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会に係るフォローアップ会議

- ○ASV推進検討会
- ○車両安全対策検討会
- ○大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討 WG
- ○環境省中央環境審議会大気・騒音振動部会
- ○産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進検討会
- ○鉄道における自動運転技術検討会
- ○技術基準検討会
- ○都市鉄道向け無線式列車制御システム仕様共通化検討会
- ○環境省在来鉄道騒音に係る評価方法等検討調査に関するWG
- ○環境省新幹線鉄道騒音及び航空機騒音対策に関する検討委員会
- ○DMVに関する技術評価検討会

研究成果の普及、活用促進を図り、広く科学技術に関する活動に貢献するため、 国内外での学会発表、論文誌への投稿、専門誌への寄稿、関係団体での講演等に積 極的に取り組んだ。平成 28 年度から令和 2 年度までの期間において、国内外の学 会等での発表件数は 473 件(一人平均 16.65 件、達成率 111%)、そのうち査読付き 論文件数は 88 件(一人平均 3.08 件、達成率 123%)となり、中期目標を達成でき た。

以下に、年度ごとの具体的件数について示す。

国内外の学会等での発表件数

E17/101417		
年 度	国内外の学会等での	うち査読付き論文
中 及	発表件数	件数
平成28年度	102	21
十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	(一人平均3.29件)	(一人平均0.68件)
平成29年度	102	20
十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	(一人平均3.51件)	(一人平均0.68件)
平成30年度	92	17
平成30平度	(一人平均3.40件)	(一人平均0.62件)
令和元年度	89	15
1 7 和儿子皮	(一人平均3.07件)	(一人平均0.52件)
令和2年度	88	15
7742千段	(一人平均3.38件)	(一人平均0.58件)

③受託研究等の獲得

受託業務に関して、当所は次のような方針で臨んでいる。

自動車・鉄道分野における安全・環境問題を担当する公正・中立な法人として、要員不足の問題を抱えつつも、国が行政上緊急に必要とする業務は確実に実施して答えを出すのが使命と認識している。行政を支援するため、国土交通省、環境省等から委託業務を受託し、安全・環境行政に係る政策方針の決定や安全・環境基準の策定等の施策推進に直接的に貢献することとしている。

民間受託については、これまでに培われた当所の技術知見や所有する施設・設備を活用し、各種行政施策への活用のみならず、国民への貢献、技術の波及効果といった観点から、自動車機構の設立目的に合致するものについては積極的に獲得するものとしている。

限られたリソースを適切に活用するため、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築し、これにより課題実施の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。また、業務の効率化を図るため、受託業務を、研究者の専門性に基づく判断力を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務(実験準備、機器操作、データ整理等)とに分け、後者は、可能な限り外部の人材リソース(派遣等)を活用するなどして、研究者が受託業務を効率的に進捗管理できるよう受託案件毎に、チーム長を責任者とする研究チーム制を採用している。

行政、民間等外部からの研究、試験の受託に努め、平成 28 年度から令和 2 年度 までの合計で 372 件の受託研究、試験を実施した。

以下に、年度ごとの具体的な件名について示す。

国等からの受託研究 民間からの受託研究 年 度 平成28年度 23 39 平成29年度 20 39 22 平成30年度 50 令和元年度 24 61 令和2年度 73 21

行政及び民間からの受託研究件数

平成 28 年度 (62 件)

【国等からの受託研究】(23件)

- ➤ 平成28年度燃料蒸発ガス対策及びガソリン直噴車PM規制等の検討に向けた調 査委託業務
- ▶ 燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査
- ▶ 自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と電気・電池安全基準に関する調査
- ▶ ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討事業
- ▶ 平成28年交換用マフラー騒音低減技術調査分析業務
- ▶ 平成28年度 第6期先進安全自動車(ASV)推進計画の実施に関する調査

- ▶ 平成28年度自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査 ▶ 次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業 ▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための調査 ▶ 水素燃料電池自動車の衝突安全性に関する調査 ▶ 自動車排出ガス性能劣化要因分析事業 ▶ 交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査 ▶ 平成28年度 事故分析と対策の効果評価手法の開発 ▶ 歩車間通信の要求条件に関する調査 ▶ 大型車の排出ガス国際調和基準策定調査事業 ▶ 衝突事故時における助手席子供乗員のエアバッグによる影響に関する調査 ▶ 重量車の燃費測定法に関する調査 ▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法等に関する調査 ▶ 車載式排出ガス測定システムを用いたリアルドライブエミッション規制対応車 の性能調査事業 ▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因した事故・火災情 報等、ユーザーから寄せられた不具合情報等に関する分析調査 ▶ 鉄道車両の磁界に係る低減方策等の調査 ▶ リコール届出の分析調査 ▶ 道路運送車両法の保安基準に適合するチャイルドシートの重要性及び適正使用 に関する調査 【民間からの受託研究】(39件) ▶ 実使用時燃費の確認のための調査(燃費影響調査) ▶ 走行抵抗測定・評価方法の検証に関する調査 ▶ 走行抵抗測定方法の検証に関する調査
 - ▶ 安全装置に係る電子制御技術に対する自動車検査の可能性に関する調査研究
 - ▶ Eコールの国際基準策定に関する調査
 - ▶ 実使用状況におけるヘッドランプクリーナーの有効性に関する研究
 - ▶ 自動運転に係る基準整備に向けた、車両のセキュリティに関する調査
 - ▶ 前照灯の配光制御による歩行者事故低減効果に関する研究
 - ▶ 運転意識を維持・回復する為の視覚刺激・触覚刺激の研究
 - ▶ 新型ホームドアの実駅実証試験における運用面での妥当性確認についての技術 指導
 - ▶ 新交通システムの高速化に関する技術指導と安全性評価
 - ➤ APM 用新型分岐の試験に関する安全性評価
 - ▶ 海外向け空港 APM 用信号システムの設計安全性評価
 - ▶ 気動車の性能試験に関わる技術指導
 - ▶ 車軸検知式列車検知装置に関する安全性検証
 - ▶ 新型 LRV 運転台からの車外視認性に関する設計安全性評価
 - ➤ ATS 車上装置の設計に関する安全性評価
 - ▶ 単線固定循環式特殊索道用握索装置試験

▶ 単線自動循環式特殊索道用握索装置試験	
▶ 複線自動循環式普通索道用握索装置試験	
▶ 索道用新型ロープの曲げ疲労試験(2件)	
▶ 海外案件用列車検知装置のサーベイランス	
▶ 列車制御システム車上装置(適用規格:IEC 62425)のサーベイランス	
▶ 列車制御システム車上装置(適用規格:IEC 62279)のサーベイランス	
▶ 列車制御システム車上装置(適用規格:IEC 62280)のサーベイランス	
▶ 外国向けモノレールの延伸に伴う列車制御システムの規格適合性評価	
▶ 海外向け無線列車制御システムの IEC 62279 規格適合性認証審査	
▶ 海外向け無線列車制御システムの規格適合性認証審査	
▶ 列車検知装置の規格適合性認証審査	
▶ 車上信号システムに関する規格適合性評価	
▶ 鉄輪向け無線列車制御システムの規格適合性認証審査	
▶ 海外鉄道向け電子連動装置のサーベイランス	
▶ 海外向け無線列車制御システムの IEC 62425 規格適合性追加評価	
▶ 外国鉄道向け電子連動装置の IEC 62425 規格適合性追加評価	
▶ 列車制御システムの地上設備 サーベイランス	
▶ 列車制御システムの車上装置 サーベイランス	
▶ 技術的検証(2件)	
平成 29 年度(59 件)	
【国等からの受託研究】(20件)	
▶ 燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査	
▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
▶ 平成 29 年度 自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と電	
気・電池安全基準に関する調査	
▶ 平成 29 年度 走行騒音等を評価するシミュレーション手法の開発業務	
▶ 平成 29 年度 自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査	
▶ 平成 29 年度 第 6 期先進安全自動車 (ASV) 推進計画の実施に関する調査	
▶ 平成 29 年度 新たな PM 規制導入等の検討のための調査業務	
▶ 交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査	
▶ ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討事業	
▶ 次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業	
▶ 高度な自動運転車両における運転者の運転行動に関する調査	
▶ 自動運転車の前後方向の車両制御の安全評価手法検討に係る調査	
▶ 助手席子供乗員の安全性に係る調査及び年少者用補助乗車装置の動的試験方法	
に係る調査	
▶ 平成 29 年度 WLTP における 4 輪駆動車両用シャシダイナモ試験に関する調	
查	
▶ 交通弱者ダミーに対するミリ波レーダーの反射特性に関する調査	
➤ 平成 29 年度 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法等に関する調査	

 ト 外送す子の別回送日然になる部本	
★ 鉄道車両の外側磁界等に係る調査	
▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因した事故・火災情	
報等、ユーザーから寄せられた不具合情報等に関する分析調査	
→ リコール届出の分析調査 - 「毎でませい」と繋びるわる。これをおけるおけず、 よってはまりいっとなる。	
▼ 「衝突事故」に繋がるおそれがある衝突被害軽減ブレーキの不作動状況に係る	
【民間からの受託研究】(39件)	
▶ 前照灯試験における測定環境等影響調査	
▶ 後退時警報音の許容性・認知性の調査	
▶ 自動運転車における不正操作等による制御異常への対応技術に関する調査	
▶ 車載電子制御技術を活用した自動車検査に関する調査研究	
▶ 自動車の燃費変動要因による影響調査委託業務	
プレーキ・テスタの性能向上に関する調査研究	
▶ 高応答フランジ型軸トルク計によるエンジンベンチ制御性の検証業務	
▶ 簡易排出ガス計測器の性能評価試験	
▶ ドライブロボットによるシャシダイナモ運転時の運転制御性調査	
▶ ドライブロボットの座席搭載調査	
無線式列車制御システム導入に伴う安全性評価	
▶ 踏切制御用リレーの安全性評価	
新型ホームドアの実駅実証試験における運用面での妥当性確認についての技術	
指導	
→ 単線自動循環式索道用握索装置試験	
▶ 車軸式列車検知装置に関する設計安全性評価	
▶ 外国向け電子連動装置の設計安全性評価	
▶ 車輪踏面形状の違いによる曲線走行性能調査	
→ 外国向け新交通システム用信号保安装置の設計変更に関する安全性評価	
→ 列車運転ダイヤのシミュレーションによる評価	
→ 新型 ATS 装置に関する設計安全性評価	
→ レール損傷に関する技術指導	
→ 新型 ATS 装置の設計に関する安全性評価	
→ 列車統合管理装置のサーベイランス	
→ 海外向け列車制御システムの仕様変更に伴う規格適合性評価	
→ 海が同び列車同岡マバノムの正像変更に伴り焼福週日圧計画 → 運行管理装置の IEC62425 規格適合性追加評価	
→ 電子連動装置の IEC62425 規格適合性認証審査	
★ 無線列車制御システムの IEC62425 規格適合性認証審査★ 海会性認証審査	
▶ 運行管理装置の IEC62425 規格適合性認証審査	
→ デジタルアクスルカウンターの特別調査	
▶ プラットフォームの特別調査 68	

➤ ATP の規格適合性認証審査	
▶ デジタル時素リレーの IEC62278 の規格適合性評価	
▶ フェールセーフ CPU の規格適合性認証審査	
プラットフォームの IEC62425 規格適合性認証審査	
➤ ATC システムの IEC62278 規格適合性評価	
▶ フェールセーフ伝送/制御装置の IEC62425 規格適合性認証	
▶ 電子連動装置の IEC62425 規格適合性認証	
平成 30 年度(72 件)	
【国等からの受託研究】(22件)	
▶ 平成 30 年度二輪車の走行騒音を評価するシミュレーション手法の開発業務	
▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
▶ 平成 30 年度燃料電池自動車の一充填走行距離測定方法に関する調査	
▶ 次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業	
▶ 電気重量車に関する国際基準調和(電費試験法の確立)に向けた実車両性能の 調査	
▶ 走行モード違いによる排出ガスへの影響に係る調査	
➤ 平成 30 年度粒径 23nm 以下の微小粒子状物質の粒子数の排出実態調査業務	
➤ 平成 30 年度二輪車の騒音源寄与度推定手法(SEA モデル)作成業務	
車両接近通報装置の体験会開催に関する業務	
▶ 電気自動車の安全性に関する検討・調査	
▶ 年少者用補助乗車装置の動的試験方法に係る調査及び衝突安全基準に係る海外	
動向調査	
▶ 平成30年度 自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査	
➤ 先進安全自動車 (ASV)の開発・実用化・普及の促進に関する調査	
▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査	
▶ 平成30年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査	
▶ 平成30年度 自動車の歩行者保護性能に係る調査	
▶ 自動運転車の車線変更制御の安全性評価手法検討に係る調査	
▶ 平成30年度 鉄道車両の外側磁界等に係る調査	
▶ 自動車の安全基準の国際比較に関する調査	
▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因した事故・火災情	
報等、ユーザーから寄せられた不具合情報等に関する分析調査	
▶ リコール届出の統計分析調査	
▶ 「衝突事故」に繋がるおそれがあるペダル踏み間違い時加速抑制装置及び衝突	
被害軽減ブレーキの不作動状況に関する調査業務	
【民間からの受託研究】(50件)	
▶ 追加騒音規定 (ASEP) 改定のための研究	
▶ ディーゼル重量車の排ガス測定試験	
➤ RDE に関する調査	

➤ RDE 規制等に係る海外動向調査	
→ ブレーキ・テスタの性能向上に関する調査研究	
→ OBD 検査の更なる活用策の調査	
→ 自動運転レベル3以上の車両要件のためのヒューマンファクターに関する調査	
→ レーザー前照灯の光度分布及び分光分布に関する調査	
→ 海外向け電子連動装置の設計安全性評価	
単線自動循環式特殊索道用握索装置試験	
→ 単線自動循環式普通索道用握索装置試験 (2件)	
新方式 ATS システムの設計安全性に関する評価	
→ 海外向け新交通システム用信号サブシステムの設計再変更に関する安全性評価	
(英訳版)	
一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個	
■ 車上装置プラットフォーム規格適合性認証審査	
→ 列車制御システムの車上装置のサーベイランス	
→ 列車制御システムの地上設備のサーベイランス	
 信号システムの設計変更に関する IEC 62279 規格適合性評価	
 信号システムの設計変更に関する IEC 62425 規格適合性評価	
 信号システムの設計変更に関する IEC 62280 規格適合性評価	
 信号システムの設計変更に関する IEC 62278 規格適合性評価	
■ 電子連動装置のサーベイランス	
→ 海外案件用ブレーキシステムの製造段階における IEC 62425 規格適合性評価	
→ 列車検知装置のサーベイランス	
プログラス	
▶ 列車統合管理装置のサーベイランス	
→ 列車制御システムの規格適合性認証審査	
(18件)	
令和元年度(85件)	
【国等からの受託研究】(24件)	
▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための海外動向調査	
▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
▶ 電気自動車の安全性に関する検討・調査	
次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業	
▶ 燃料電池自動車の一充填走行距離測定法に関する調査	
ディーゼル乗用車等の路上走行試験方法に関する調査	

▶ 令和元年度尿素SCRシステム搭載車の排出ガス性能性評価調査業務 ▶ オフサイクルクレジットの制度検討に関する調査 ▶ 平成31年度電気自動車の安全性に関する検討・調査 ▶ 平成31年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査 ▶ 大型バス乗員の安全に係る調査及び衝突安全基準に係る海外動向調査 ▶ 先進安全自動車 (ASV) の開発・実用化・普及の促進に関する調査 ▶ 自動車線維持装置及び衝突被害軽減ブレーキ等の国際基準策定等に関する調査 ▶ 後付け式踏み間違い時加速抑制装置に関する基本調査 ▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査 ▶ 令和元年度自動運転車の車線変更制御の安全性評価手法検討に係る調査 ▶ 鉄道施設(電気等)の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発等の今後の 方向性に関する調査研究業務 ▶ 鉄道における準天頂衛星等活用に関する調査検討 ▶ 令和元年度鉄道車両の外側磁界等に係る調査 ▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因した事故・火災情 報等、ユーザーから寄せられた不具合情報等に関する分析調査 ▶ リコール届出の分析調査 ▶ 高度な運転支援システム(自動運転レベル2)搭載車の注意喚起に関する調査 ▶ 衝突被害軽減ブレーキおよび誤発進防止装置の不作動状況に関する調査業務 ▶ サイバーセキュリティ等審査業務における情報管理方法に関する調査 【民間からの受託研究】(61件) ▶ 追加騒音規定 (ASEP) 改定のための研究 ▶ 重量車 PEMS に関する調査 霧室実験の操作指導等 ▶ ブレーキテスタの性能測定に関する技術指導 ▶ 自動車運転レベル3以上におけるセカンダリアクティビティ評価方法に関する ▶ 路面猫画ランプによる周辺交通認知に関する調査 ▶ 前照灯の配光制御による歩行者事故低減効果に関する研究(その2) ▶ 令和元年度 自動運転バス車両の開発促進の業務に係る技術支援 ▶ 索道用樹脂芯入りロープの曲げ疲労試験 ▶ 平成31年度 地下鉄の軌道及び車輪摩耗等調査 固定循環式用握索装置試験 ▶ 単線自動循環式普通索道用握索装置試験 (3件) ▶ 海外向け新交通システム用信号サブシステムの部分開業に対する安全性最終評 価 (英訳版) ▶ 海外向け電子連動装置の設計変更に伴う安全性評価

▶ 海外向け大規模駅用電子連動装置の設計安全性評価

▶ 縣垂式モノレールの騒音測定調査

▶ レール表面粗さによるレール摩耗の測定に関する技術指導 ▶ 列車制御システムの滑走補正処理に関する安全性評価 ▶ シミュレーションによる省エネダイヤに関する評価 ▶ 海外向け新交通システム用信号サブシステムの部分開業に対する安全性最終評 価(改訂版) ▶ 海外向け大規模駅用電子連動装置の設計安全性評価(英訳版) ▶ 索道用降下救助装置に関する安全性評価 ▶ 列車情報管理システムに対する規格適合性評価 ▶ 信号システムの IEC 62278 規格適合性評価 ▶ 信号システムの IEC 62279 規格適合性評価 ▶ 信号システムの IEC 62280 規格適合性評価 ▶ 信号システムの IEC 62425 規格適合性評価 ▶ 電子連動装置のプラットフォームのサーベイランス ▶ ATC システムの IEC 62278 (RAMS) 規格適合性評価 ▶ 列車情報管理システムに対する規格適合性評価 ▶ 装置集中式電子連動システムの IEC 62425 規格適合性認証 ▶ 信号システムのデータ変更に関する IEC 62279 規格適合性評価 ▶ 列車検知装置のサーベイランス ▶ 保安装置のプラットフォームの IEC 62278 規格適合性評価 ▶ 線路条件変更に対する IEC 62279 規格適合性評価 ▶ 列車統合管理装置のサーベイランス ▶ 電子連動装置のプラットフォームのサーベイランス ▶ 自動車の先進安全技術の性能評価規程に基づく衝突被害軽減制動制御装置試験 (22件) 令和2年度(94件) 【国等からの受託研究】(21件) ▶ 令和2年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に係わる調査研究 ▶ 令和2年度電気自動車の安全性に関する検討・調査 ▶ 令和2年度歩行者頭部保護性能に係る調査及び衝突安全基準に関する海外動向 調査 ▶ 先進安全自動車 (ASV) の開発・実用化・普及の促進に関する調査 ▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査 ▶ 自動運転に係る技術の評価手法及びツールに関する調査 ▶ 自動運転車及び運転支援車による自動車線変更時の安全性に係る調査 ▶ 高齢運転者による交通事故防止対策調査 ▶ 電気自動車における耐久試験等に係る国際基準等の見直しのための海外動向調 ▶ 「産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進検討会 令和元年度成果報 告会(仮称)」の運営に係る作業補助 ▶ 産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業

- ▶ 令和2年度尿素 SCR システム搭載車の排出ガス性能評価調査請負業務 ▶ ディーゼル乗用車等の路上走行試験法に関する調査 ▶ 自動車の実燃費影響評価及び実燃費関連技術に関する調査 ▶ 自動車騒音に係る国際基準等の見直しのための調査 ▶ 令和2年度後退警報音装置の試験方法に関する調査 ▶ 鉄道における準天頂衛星等システム活用に関する調査検討 ▶ 令和2年度鉄道車両の外側磁界等に係る調査 ▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因した事故・火災情 報等、ユーザーから寄せられた不具合情報等に関する分析調査 ▶ リコール届出の統計分析調査 ▶ 「令和2年度脱出ハンマー使用方法の啓発に係る調査業務」に基づく啓発ビデ オ制作の撮影等委託 【民間からの受託研究】(73件) ▶ 規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発/無人自動運転車における運行時に 取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発に係る委 託業務 ▶ 自動運転レベル3以上における運転引継ぎ行動の定量的検討に関する調査 霧室実験の操作指導等 ▶ 新技術(路面描画ランプ)の有効性に関する研究 ▶ 交換用マフラーの走行騒音消音性能調査業務のための騒音測定 ▶ ディーゼル重量車の排出ガス測定試験 ▶ 海外向け電子連動装置の設計安全性評価 ▶ 海外向け電子連動装置の設計安全性評価(英語版) ▶ 台車試験設備を用いた車輪の摩耗に関する試験(2件)
 - ▶ 搬器接触事故に伴う原因分析と再発防止策への技術指導
 - ▶ 固定循環式用握索装置試験(2件)
 - ▶ 単線自動循環式普通索道用握索装置試験(4件)
 - ▶ 鉄道車両の性能試験に関わる技術指導
 - ▶ 細街路の交通量推計手法の現状に関する調査
 - ▶ フェールセーフ伝送/制御装置の IEC 62279 及び IEC 62425 規格適合性認証
 - ▶ 列車情報管理システムに対する規格適合性認証
 - ▶ 電子連動装置の IEC 62279 及び IEC 62425 規格適合性認証
 - ▶ 列車統合管理装置のサーベイランス
 - ▶ 電子連動装置の IEC 62425 規格適合性認証
 - ▶ 列車検知装置のサーベイランス
 - ▶ 保安装置のプラットフォームの IEC 62278 規格適合性評価
 - ▶ 電子連動装置の IEC 62279 及び IEC 62425 規格適合性認証
 - ▶ 運行管理装置の IEC 62278、IEC 62425 及び IEC 62279 規格適合性認証
 - ▶ 変電所制御監視システムの IEC 62278 (RAMS) 規格適合性評価
 - ▶ 列車情報管理システムに対する規格適合性認証

▶ 電子連動装置のプラットフォームのサーベイラン	ンス	ラン	ーベイ	ームのサー	トファ	W	プラ	装置の	電子連動	
--------------------------	----	----	-----	-------	-----	---	----	-----	------	--

- ▶ 列車情報管理システムの IEC 62279 規格適合性評価
- ▶ 電子連動装置に対する特別調査
- ▶ 電子連動装置に関する特別調査
- ▶ 自動車の先進安全技術の性能評価規程に基づく衝突被害軽減制動制御装置試験 及びペダル踏み間違い急発進抑制装置試験(39件)

④知的財産権の活用と管理適正化

当所の研究業務の過程で生み出された新技術、新手法、専用プログラムなどについては積極的に知的財産権を獲得する方針を取っている。ただし、当所の知財戦略は、将来の特許料収入を確保することが主たる目的ではなく、国が技術基準を定める際に規定に織り込まれる内容(試験技術や計測方法など)が第三者の保有する特許に抵触する場合には、法に基づく強制規格として国が採用できなくなることから、そうした事態を避ける観点から当所が開発した技術等の知的財産については、公的用途として使えるようにしておくための、いわば防衛的な目的での獲得を主としている。

知的財産の創出から取得・管理・管理までの基本的な考え方を明確化するため、 知的財産ポリシーを制定し、職務発明等に関する運用の明確化を図り、当該事務の 適正化を図っている。知的財産権に繋がる職務発明に関しては、交通安全環境研究 所内に設置されている研究企画会議メンバーにて当法人の目的に沿った職務発明で あることを確認した上で、知的財産化を行うこととした。平成 28 年度から令和2 年度までの期間において、産業財産権(特許権)の出願件数は中期目標 24 件に対 して、のべ 24 件となり、中期計画を達成した。

以下に、年度ごとの産業財産権(特許権)の出願件数について示す。

産業財産権(特許権)の出願件数

年 度	産業財産権(特許権)の出願件数
平成 28 年度	4
平成 29 年度	5
平成 30 年度	5
令和元年度	5
令和2年度	5

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
I. 2. (2) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援						
	自動車審査業務の高度化						
	型式認証における基準適合性審査等						
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人	自動車技術総合	機構法第 12 条		
施策	17 自動車の安全性を高める	など)					
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205

2.	主要な経年ラ	データ												
	D主要なアウ	トプット(ア	プウトカム) 情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
‡	旨標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
			終年度値等)											
									予算額 (百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
									決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,229
									経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
									経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
									行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
									スト (百万円)					
									従事人員数	949	949	992	992	992

3.	各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、	業務実績、年度評価	iに係る自己評価及び主務大臣による評価	Ti .				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価		主務	大臣による評価	
				業務実績	自己評価(見込評価)		(期間等	実績評価)	
	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
	車技術や型式認	車技術や型式認	特になし。	一部に自動車認証審査部職員を国	A	<評定に至	・ った理由>		
	証に係る新たな	証に係る新たな		際調和推進部に併任し、WP29 傘下	WP29 傘下の専門家会				
	国際相互承認制	国際相互承認制	<その他の指標>	の専門家会合及び作業部会の国際会	合及び作業部会に参加	<指摘事項	、業務運営上の課題及		
	度に対応すると	度に対応すると	特になし。	議に平成28年度から令和2年度まで	するほか、新たに「自	び改善方策	>		
	ともに、我が国	ともに、我が国		でのべ 227 回、国内対応会議にのべ	動車の先進安全技術の	※実績に対	する課題及び改善方策		
	技術の国際標準	技術の国際標準	<評価の視点>	651回出席した。これらの会議におい	性能の評価等に関する	など			
	の獲得を目指す	の獲得を目指す	計画通り着実に実行	て、実際に審査を行う自動車認証審	規程(国土交通省告				
	国土交通省を支	国土交通省を支	できているか。	査機関の立場から基準や試験方法を	示)」に沿った試験につ	<その他事	項>		
	援するため、専	援するため、専		提案するとともに意見交換を行っ	いて、公平な認定評価	※有識者か	らの意見聴取等を行っ		
	門家会議等への	門家会議等への		た。	が行えるように審査に	た場合には	意見を記載するなど		
	参加や諸外国の	参加や諸外国の		専門家会合等への参加や諸外国と	関する機構規程類を整				
	関係機関との連	関係機関との連		の連携などにより、新たな審査内容	備し、適切に試験を実				

携などにより、	携などにより、	への対応に取り組んだ。主な取り組	施した。	
	国際相互承認制	みとしては以下のとおり。	た。 また、サイバーセキュ	
	度の進展等に貢	107.C 0 Class 10.C 40.7 0	リティシステムの審査	
	献しつつ、新た	 ○車両型式認証に係る新たな国際相	を実施する専門部署	
	な審査内容への		「情報セキュリティ審	
	対応に向けた知	互承認制度車両型式認証に係る新	査センター」を立ち上	
	識及び技能の習	たな国際相互承認制度	ぱるとともに、令和3	
得を図ること。	得を図ります。	(International Whole Vehicle	年3月に ISO27001 認	
NEMOCC.	NED/S/	Type Approval : IWVTA)	証を取得し、セキュリ	
		国内対応等を確実に行うための審	これでし、こ・コッ	
		査実施体制として、部内の各グルー	環境の構築等、審査開	
		プより人材を集めたプロジェクトチ	始に向けた体制を整備	
		一ムにより、国土交通省と連携し国	し、審査を行った。	
		内における国際相互認証制度に対応	さらに、自動運転車の	
		するための問題点の抽出、基準の作	保安基準が令和2年4	
		成や審査方法の検討を進めた。その	月1日に施行され、自	
		結果、審査事務規程へ車両型式認証	 動運転車の審査に必要	
		に係る審査を位置付けるとともに、	│ │な知見を習得し、世界	
		型式証明審査取扱規程の制定等がで	で初めての自動運転車	
		きるよう準備を行い、受け入れ体制	(レベル3)の型式指	
		を整えた。	定(令和2年11月)に	
			 係る技術的審査を行っ	
		○自動運行装置に関する審査	た。	
		自動運行装置に係る国際基準を策	以上の理由により、所	
		定するための会議に出席し、実際に	期の目標を上回る成果	
		審査を行う自動車認証審査機関の立	が得られており、A評	
		場から基準や試験方法の提案を行う	定と認められる。	
		とともに、国際的な議論を踏まえ、		
		国内基準策定に向けた国内調整を行	<課題と対応>	
		った。特にサイバーセキュリティ/	特になし。	
		ソフトウェアアップデートに関する		
		国際基準を策定するための専門家会		
		議へは、共同議長として参画した。		
		また、自動運行装置に係る基準導		
		入に向けて、国土交通省や業界と協		
		議し、審査手法の細部の調整を行う		
		とともに、自動車認証審査官の知見		
		の獲得等の準備を進め、国内基準の		
		施行(令和2年4月1日から施行)		
		に向けた体制を整えた。基準施行		
		後、世界で初めての自動運転車(レ		

ベル3)の型式指定(令和2年11 月)に係る技術的審査を行った。 特に、これまで自動車認証審査部 として専門としてこなかったサイバ ーセキュリティ/ソフトウェアアッ プデートに係る基準導入について は、申請者のセキュリティ対策等こ れまでより機密性が高い情報を取り 扱うことに鑑み、より一層の情報漏 洩防止策を講じるため、情報セキュ リティ審査準備室を設置し、新たな 専門職員の採用、セキュリティ対策 をとった執務環境の構築等の審査開 始に向けた体制整備を行った。 さらに、当該基準の国内先行導入 (令和3年1月に保安基準化)に向 け、情報セキュリティ審査準備室改 組し、情報セキュリティ審査センタ ーを設置し、国内基準の施行に向け た体制を整えるとともに当該基準に おいて、審査要員が有すべき知識の 例として ISO27001 が規定されてい るため、情報セキュリティ審査セン ターにおいて、令和3年3月に ISO27001 認証を取得した。これに より、サイバーセキュリティシステ ムの審査情報の漏洩防止とともに審 査に関する一定の能力を有している ことを示すことができた。 ○先進安全技術の性能認定制度 基準適合性に準ずる試験として、 政府が推進している「安全運転サポ ート車」の普及啓発のため未だ基準 の策定されていない先進安全技術に ついて、性能評価試験を実施する制 度が創設された(平成30年4月)。 その制度の創設にあたり、認証試験 の知見を活かし貢献するとともに、 策定された試験方法「自動車の先進

安全技術の性能の評価等に関する規 程(国土交通省告示)」に沿った試験 について、公平な認定評価が行える ように審査に関する規程類を整備 し、適切に試験を実施した。これに より、将来の認証試験に向けた知識 及び技能の習得を図った。 さらに、同規定(令和2年4月1 日施行)が改正され衝突被害軽減制 動制御装置の対歩行者要件の追加、 ペダル踏み間違い時抑制装置の性能 認定要件が新たに追加されたため、 これら要件における審査体制を構築 し試験を実施した。 なお、当該制度に係る試験実績は 以下のとおり。 平成30年度:申請自動車メーカー 数:8社 型式数:152型式 令和元年度 : 申請自動車メーカー 数:6社 型式数:108型式 令和2年度:申請自動車メーカー 数:8社 型式数:511型式 ○諸外国の関係機関との連携 VCA(英国)、VSCC(台湾)、 CATARC (中国)、TAI (タイ)、 ARAI (インド) および KATRI (韓 国)の外国試験機関との間で試験法 や法規解釈等に関する意見交換を平 成28年度から令和2年度までのべ9 回行った。また、アジア専門家会議 に講師を派遣し、審査方法について

講義を行った。

以上の成果として、自動運転自動車を含む高度化・複雑化する自動車の新技術等への対応のため、研究部門との合同試験等で得られた知見を

_	 	
基に新技術及び新機構に対応した新		
たな基準や試験方法を WP29 傘下の		
専門家会合及び作業部会等に提案		
し、新たな試験方法に反映され、国		
際基準の成立及び国際相互承認制度		
の進展に貢献するとともに、それら		
に係る知見や審査技能を習得した。		
新たに追加された国際基準や拡充		
された先進安全技術の認証制度とい		
った新たな審査内容への対応するこ		
とにより、申請者である自動車製作		
者等が、新技術を早期適切に導入で		
きるようにした。		

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 2. (2) ②	f技術や社会的要請に対応した行政への支援											
	自動車の審査業務の高度化											
	使用段階における基準適合性審査											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動	車技術総合権	幾構法第 12 条							
施策	17 自動車の安全性を高める	など)										
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成	成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度					
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205					

2. 主要な経年	年データ												
① 主要な	アウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,229
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
								スト (百万円)					
								従事人員数	949	949	992	992	992

3.	各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務大臣による	評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己			主務大臣に	こよる評価	
				業務実績自己評価		(見込	、評価)	(期間)	[績評価]
	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
	車技術に対応す	車技術に対応す	特になし。	今中期計画期間中は審査事務規	A	<評定に至った理由>			
	るため、審査事	るため、審査事		程の改正を全35回行った。この	中期計画通り着実に				
	務規程の改訂や	務規程の改訂や	<その他の指標>	うち、自動車の新技術に対応する	業務を実行したこと	<指摘事項、業務運営	上の課題及び改善方策		
	検査業務の実施	検査業務の実施	特になし。	保安基準等の改正に応じて行った	に加え、以下の成果	>			
	手法の高度化を	手法の高度化を		改正は 21 回である。	をあげた。	※実績に対する課題及	び改善方策など		
	図ること。	図ります。	<評価の視点>	また、車両毎に車検証備考欄に	「車載式故障診断装				
			計画通り着実に実行	記載している近接排気騒音等に係	置を活用した自動車	<その他事項>			
			できているか。	る複雑な備考欄情報を簡便に出力	検査手法のあり方検	※有識者からの意見聴	駆等を行った場合には		
				できるように高度化施設の改修を	討会」に参画し、最	意見を記載するなど			
				行い、検査業務の実施手法の高度	終とりまとめの策定				
				化及び簡素化を図った。	に大きく貢献した。				
					更に、道路運送車両				

さらに、電子装置の状態を監視 | 法の改正業務への積 し、故障を記録する車載式故障診 極的な協力を行っ 断装置(On-Board Diagnostics: OBD) を活用した | 施に向けて検討体制 検査について、国土交通省の設置を構築するととも する「車載式故障診断装置を活用 | に、「OBD 検査業務 した自動車検査手法のあり方検討「準備室」を設置する 会」に参画し、自動車機構におけしこととする組織改正 る平成 29 年度の調査結果の報告 | 及び設置を実施し

実施し、平成 31 年 3 月 13 日に

に大きく貢献した。

また、OBD 検査には車両の技 術情報が必要となるため、各検査 げ、システム構成や 実施主体(自動車機構、軽自動車 | 主要課題について検 検査協会及び指定自動車整備事業 討を行った上で、 者) が適切に検査を実施できるよ OBD 検査に必要と う、自動車機構が車両の技術情報 なる、自動車メーカ を一元的に管理することとし、当一から提出される技 該内容を改正事項に含む道路運送 | 術情報を管理するシ 車両法の改正業務(平成31年3 月8日閣議決定、本年5月24日 公布)への積極的な協力を行っ

加えて、上記法改正及び最終としムについて、要件定 りまとめを受け、平成31年4月 に本部に「OBD 検査業務準備 室」を設置し、システム構築及び一設計・開発に係る調 運用面の検討を本格的に開始し

さらに、OBD 検査の実施に向 けて必要となるシステム・機器のしめ、無線通信に係る 技術的要件等を調査・検討するた 電波環境の調査・分 め、OBD 検査業務準備室及び交 通安全環境研究所が連携・協力 し、自動車機構、軽自動車検査協しつローを確認した。 会、コンサルティング会社、シスト技術情報を活用した

た。OBD 検査の実 及ぶ国内外の関係者との打合せを|検査の実施に向けて 必要となるシステ 公表された最終とりまとめの策定 ム・機器の技術的要 件等を調査・検討す るため、プロジェク トチームを立ち上 ステム及び当該技術 情報を活用して OBD 検査の合否判 定を実施するシステ 義を実施した上で、 これらのシステムの 達手続きを開始し た。OBD 検査機器 の利用時における課 題の洗い出しのた 析を実施するととも に、実際の検査業務

テムメーカー及びツールメーカー OBD検査の合否を からなるプロジェクトチームを立 | 判定するシステムの ち上げ、令和元年度及び2年度に | 試作版を活用し、自 おいて、システム構成や主要課題 | 動車メーカーや整備 について検討を行った上で、 事業者等の関係者と OBD 検査に必要となる、①自動 も連携しつつ、車両 車メーカーから提出される技術情 │ からの電子的な故障 報を管理するシステム及び②当該 | 情報の読出しに係る 技術情報を活用して OBD 検査の |検証や、システムの 合否判定を実施するシステムにつ 基本的な機能や使用 いて、要件定義を実施した上で、 感の確認を行う等、 これらのシステムの設計・開発に | 検査現場で顕在化し 得る課題等の洗い出 係る調達手続きを開始した。 また、OBD 検査機器の利用時 しを進めた。令和3 における課題の洗い出しのため、 |年 10 月から新たに 全国の10検査部・事務所におい 徴収することとされ て、無線通信に係る電波環境の調 | ている審査用技術情 査・分析を実施するとともに、実 報管理事務に係る手 際の検査業務フローを確認した。 | 数料の徴収について さらに、上記②のシステムの試 | は、申請の種類(オ 作版を活用し、自動車メーカーや | ンライン・窓口) に 整備事業者等の関係者とも連携ししより異なるすべての つつ、車両からの電子的な故障情 | 徴収方法に対応する 報の読出しに係る検証や、システ│ため、それに係るシ ムの基本的な機能や使用感の確認 ステムの構築に向け を行う等、検査現場で顕在化し得して、当該システムの る課題等の洗い出しを進めた。 要件定義を実施する 加えて、「道路運送車両法施行 | とともに、設計・開 令及び道路運送車両法関係手数料 発に着手した。あわ 令の一部を改正する政令」(令和 | せて、OBD 検査制 2年8月5日公布)の改正に伴 度や新たな手数料の い、令和3年10月から新たに徴 | 導入について説明す 収することとされている審査用技しるチラシを国とも連 術情報管理事務に係る実費(手数 携して作成し窓口に 料)の徴収については、申請の種 | 設置する等、ユーザ 類(オンライン・窓口)により異一一等の関係者に対し なるすべての徴収方法に対応する「て周知を図った。 ため、「審査用技術情報管理手数 | 以上の理由から、所 料徴収システム」の構築に向け 期の目標以上の成果 て、当該システムの要件定義を実 を達成しており、A 施するとともに、設計・開発に着|評定と認められる。

	手した。あわせて、OBD 検査制
	度や新たな手数料の導入について <課題と対応>
	説明するチラシを国土交通省とも特になし。
	連携して作成し窓口に設置する
	等、ユーザー等の関係者に対して
	周知を図った。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基準	上情報										
I. 2. (3)	新技術	技術や社会的要請に対応した行政への支援										
	自動車	車のリコール技術検証業務の高度化										
業務に関連する政策・	5	安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人	自動車技術総合	機構法第 12 条						
施策	17	自動車の安全性を高める	など)									
当該項目の重要度、難			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
易度			(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205				

. 主要な経年ラ	データ												
①主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
車両不具合の 有無等の詳細 検討	46 件程度	46 件程度 (前五カ年の実績値 より設定)	65 件	69 件	76 件	63 件	53 件	予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,00
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	19,2
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,7
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	60
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,78
								スト (百万円)					
								従事人員数	949	949	992	992	9:

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大国	三による評価	
				業務実績	自己評価	(見	込評価)	(期間)	ミ績評価)
	自動運転シス	自動運転シス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
	テム技術の日進	テム技術の日進	車両不具合の有無等	自動車技術については、自動運転システム技術の日進	A	<評定に至っ	た理由>		
	月歩での進展、	月歩での進展、	の詳細検討	月歩での進展、燃料電池自動車の市販開始など、今後も	中期目標において				
	燃料電池自動車	燃料電池自動車		自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これら	設定した数値目標	<指摘事項、	業務運営上の課		
	の市販開始な	の市販開始な	<その他の指標>	の高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応で	である自動車の事	題及び改善力	7 策>		
	ど、今後も自動	ど、今後も自動	特になし。	きるよう職員の確保・育成等、必要な対応を実施するこ	故・火災事例等を	※実績に対	する課題及び改善		
	車技術の著しい	車技術の著しい		とを目的とする。	踏まえた車両不具	方策など			
	発展が見込まれ	発展が見込まれ	<評価の視点>		合の有無等の詳細				
	ることから、こ	ることから、こ	計画通り着実に実行	(i) 排出ガスの不正ソフトに係るサーベイランスの実	検討を326件(達	くその他事項	(>		
	れらの高度化・	れらの高度化・	できているか。	施	成率 142%) 行っ	※有識者かり	うの意見聴取等を		
	複雑化する自動	複雑化する自動		平成 27 年に発覚した米国におけるフォルクスワーゲン	た。	行った場合に	こは意見を記載す		
	車の新技術や不	車の新技術や不		社による不正ソフトの使用の事案を受け、平成 29 年4	また、排出ガスの	るなど			
	具合に対応する	具合に対応する		月、「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査	不正ソフトに係る				

ため、より高いため、より高い 専門性を有する 専門性を有する 職員の確保・育|職員の確保・育 成や、外部機関 成や、外部機関 との連携等、業しの連携等、業 務体制の強化を一務体制の強化を 図ること。

図ります。これ らの目標達成の ために具体的に は、担当職員に よる会議におい て自動車の事 故 • 火災事例等 を踏まえた車両 不具合の有無等 の詳細検討を 230 件程度実施 することによ り、職員の育成 を行います。

リコール関連情

報の活用を進め

また、諸外国 また、海外事 のリコール関連 | 務所等も利用し 情報の活用を進しつつ、諸外国の めること。

【指標】

●先進安全技術 ます。 等の新技術や不 具合に対応する ための体制強化 や人材育成の状 況(モニタリン グ指標)

方法見直し検討会」の最終とりまとめにおいて、サーベーサーベイランスの イランスの実施が提言された。

これを踏まえ、国土交通省から不正ソフト使用の有無 接システム搭載車 の確認に係るサーベイランスを公正中立な第三者機関で あるリコール技術検証部において実施することを依頼さ れ、平成 29 年度からサーベイランス業務に着手してい る。

(ii) 事故・火災車両調査を通した職員の育成

技術検証に活用するため、自動車の不具合が原因と疑 われる事故・火災事例について車両調査を行うこととし ている。当該調査は実際に起きた事故・火災事案を調査 する業務であることから、積極的に取り組み、平成28年 度から令和2年度までに調査件数は計326件(142%達 成)実施した。

調査結果については、部内の職員により構成される技 術検証官会議や国土交通省との連絡会議において検討す るとともに、情報共有に努めた。また、車両調査の多く を占める火災事案については、各地方運輸局等の関係者 へ昨年度に策定したチェックリストを研修等で周知し、 車両調査で積極的に活用した。

現地調査件数

年 度	現車調査件数(件)
平成 28 年度	65
平成 29 年度	69
平成 30 年度	76
令和元年度	63
令和2年度	53

(iii) 検証実験を通じた知見の蓄積

技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認 するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を 蓄積することを目的とし、検証実験を実施することとし ている。平成28年度から令和2年度までに53件の実験 を実施した。

検証実験件数

年 度	検証実験件数 (件)
平成 28 年度	10
平成 29 年度	13

本格実施や運転支 両の不要作動、不 作動に関する調査 等といった高度 化・複雑化する新 技術や不具合への 対応を行った。 以上の理由から、 中期目標以上の成 果を達成してお り、A評定と認め られる。

<課題と対応> 特になし。

平成 30 年度	10
令和元年度	10
令和2年度	10

(a) 火災実験

国土交通省からリコール技術検証部に提供される不具合情報には車両火災が多く含まれている一方、車両火災事案は構造・装置が焼損してしまい発生原因を特定しにくい状況が多々ある。このため、火災を伴う不具合の技術検証能力を高める必要があるため、車両火災に係る知見の集積を図るべく、火災関連の実験を実施した。

火災関連の実験件数

年 度	検証実験件数 (件)					
平成 28 年度	3					
平成 29 年度	4					
平成 30 年度	3					
令和元年度	4					
令和2年度	1					

当該実験のうち、エンジン停止後に時間が経過してから火災に至る事案については、昨年度から引き続き実験を行い、部品単体での事象のメカニズムの再現に成功し、車両を使用した火災実験では消防庁消防研究センターと共同実験を行った。

(b) 先進安全自動車の実験

自動運転車の実用化に向けて官民が連携して推進しているところである。近年、AEBS、車線維持支援装置や全車速域低速走行・車間距離制御装置等の運転支援システムを搭載した車両の新車時登録台数が増加傾向にある。このため、当該システムにおいて、不要作動や不作動条件を調査し実車で実験を行い、今後、導入される自動運転車両に対する技術検証業務の質の向上・効率化を図るべく知見を蓄積した。

運転支援システム搭載車の実験件数

年 度 運転支援システム搭 載車の実験数(件)

平成 28 年度	1
平成 29 年度	9
平成 30 年度	3
令和元年度	5
令和2年度	6

(iv) 技術検証官等の確保・育成

技術検証には、自動車の開発、設計等に豊富な知見と 高度な知識が必要であり、自動車メーカー等における開 発経験を有する者を技術検証官として採用している。技 術検証官については、定期的に一定数を採用すること で、技術レベルを最新に保つことが可能となっている。

また、技術検証業務の効率的かつ効果的な実施を目指し、検証実験・技術検証等の業務などを支援していくため、客員専門調査員を配置した。

また、新技術に関する各種講習会や技術展示会等に参加し、最新の技術情報や知見を維持するように努めた。

十日	1.14	크피	*	$l \perp$:数
ᄪ	THI	三片	450	14	<u>-120</u>

年 度	検証官 (名)	技術員 (名)	客員 (名)
平成28年度	11	4	4
平成29年度	10	5	3
平成30年度	10	4	3
令和元年度	10	4	3
令和2年度	10	5	3

(v) 交通安全環境研究所内各部との連携

リコール技術検証部内のみで高度化・複雑化する新技 術に対応することは困難であることから、交通安全環境 研究所内各部と連携を行った。

自動車安全研究部及び環境研究部と連携し、サーベイランスの試験方法の策定や機器の使用方法の習得に取り組むととともに、AEBSの検知機器の性能実験に関する知見を深めた。

リコール技術検証業務のうち、検証実験の進捗管理及び安全管理に関する事項等、研究部門・自動車審査部門でも参考となると考えられるものについては、毎月開催される研究所内の定期的な連絡会議を通じて、情報提供を行った。

	まち 見にん	世後於江東安にわけてて日本の中の 原	
)技術検証事案における不具合の内容、原	
		特徴的な事例や検証実験の内容に関して	
		フォーラム」で、研究部門・自動車審査部	
	に対して情報	提供を行い、所内での連携の強化につな ┃	
カジ	った。		
		所内への情報発信による連携	
	年 月	発表題目	
		「最近のリコール技術検証業務の紹介」	
		「<リコール技術検証部で実施した>検	
	平成 28 年	証実験事例紹介」	
	6月	「大型貨物自動車のブレーキ引き摺りによ	
	0/3		
		る車両火災に関する調査」	
.			
		「最近のリコール技術検証業務の紹介」	
		「リコール技術検証からみた排気ガス規制	
		(ディーゼルエンジン搭載車)」	
		「検証実験の効果的及び効率的運用につ	
		いて」	
	平成 29 年	「大型車の技術検証における最近の状	
	6月	況」	
	- / 4	「不具合情報分析の事例紹介(暴走事故・	
		衝突被害軽減ブレーキ不具合)」	
		「パワーステアリング失陥時の操舵性確認	
		実験(研究部との連携案件)」	
,			
	平成 30 年	「最近のリコール技術検証業務の紹介」	
	6月	「サーベイランス業務の紹介」	
_	-/4	「燃焼実験の紹介」	
		「最近のリコール技術検証の状況につい	
		て」	
	令和元年	「排ガスサーベイランス~RDE試験を成	
	6月	立させるための取り組み~」	
		「車両火災のチェックリストの活用と平成	
		30年度火災実験結果」	
,		「最近のリコール技術検証の状況につい	
	A T a ==		
	令和2年	「大型シャシーについて」	
	6月	「技術検証の事例から学べること」	
		「ASV 関連技術検証事例紹介」	
		「車両火災の基礎知識とチェックリストの活	

(vi) 国内の外部機関との連携	
リコール技術検証部内で技術的知見を有していない事	
案については、外部機関の専門的知識を有する専門家と	
連携し、必要な情報を得ることとしている。	
大型バスのフレーム腐食による操縦系統の不具合に関	
して塗装技術等について実績がある大学教授と意見交換	
行い、技術検証に必要な知見を補うことができた。	
エアバッグ不具合問題に関して火薬の専門家からの意	
見を収集し、技術検証に必要な知見を補うことができ	
$\frac{1}{2}$	
火災事案に関し、エンジン停止後に時間が経過してか	
ら火災に至る事案について、事象のメカニズムを再現す	
べく、消防庁消防研究センターと共同実験を行った。	
(vii)海外の外部機関との連携	
中国、オーストラリア、米国、ドイツ、及びオランダ	
のリコール行政機関と不具合情報の収集や排出ガスに係し	
るサーベイランスの実施状況について情報交換を行っ	
た。	

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I. 3. (1)	我が国技術の国際標準化等への支援							
	自動車技術の国際標準化							
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条					
施策	17 自動車の安全性を高める	など)						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205	

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
		終年度値等)												
WP29 専門家	12 回程度	12 回程度	12 回	13 回	12 回	16 回	16 回		予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,186
会合に参加		(国連で開催される WP29 専門家会議に 100%出席)	(100%)	(100%)	(100%)	(133%)	(133%)							
									決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,280
									経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,659
									経常利益(百万円)	153	126	51	34	625
									行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	1,716
									スト (百万円)					
									従事人員数	43	43	43	43	43

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 当法人は会計上のセグメントの単位が、評価における評価単位まで細分化できないため、本報告については各項目同一記載。

3.	各事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務等	実績、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	б	主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見辺	(評価)	(其	期間実績評価)	
	これまでの研究成	これまでの研究成	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_	
	果や技術評価・認証	果や技術評価・認証	WP29 専門家会議へ	自動車が基幹産業である日本は、日本の	A	<評定に至った理	由>			
	審査の知見を活用し	審査の知見を活用し	の参加	優れた技術を国際標準化することにより国	WP29 の専門家会					
	て、我が国の自動車	て、我が国の自動車		際競争で優位となることから、インフラシ	合及び作業部会等	<指摘事項、業務	房運営上の課題及び			
	及び鉄道等の技術が	及び鉄道等の技術が	<その他の指標>	ステム輸出戦略(令和2年7月9日改訂	における交通安全	改善方策>				
	国際標準となるよ	国際標準となるよ	特になし。	経協インフラ戦略会議決定)の「2. 受注	環境研究所のプレ	※実績に対する諺	果題及び改善方策な			
	う、試験方法等につ	う、試験方法等につ		獲得に向けた戦略的取組」の(3)ソフト	ゼンス向上を目指	ど				
	いて積極的な提案を	いて積極的な提案を	<評価の視点>	インフラ②国際標準の獲得と認証基盤の強	し、会議に参画す					
	着実に進める。	着実に進めます。	研究成果や技術評	化の(具体的施策)において、「国際機関	る立場から、4年	<その他事項>				
	【重要度:高】	【重要度:高】	価・認証審査の知見	(WP29 等)における連携等を通じて、我	間で 3 割を超える	※有識者からの意	意見聴取等を行った			
	『インフラシステム	『インフラシステム	を活用して、我が国	が国制度・技術の国際標準化を推進」する	会議で主導した。	場合には意見を記	載するなど			
	輸出戦略』(平成 27	輸出戦略』(平成 27	技術に係る国際基	こととしており、国土交通省は、アジアの	また、官民 ITS 構					

年6月改訂)におい 年6月改訂)におい 準・試験方法のより ては、「国際標準の 獲得と認証基盤の強 戦略分野あるいは重 要施策として掲げら れており、我が国自 動車産業及び鉄道産 競争力の確保を図る 必要があるため。

我が国技術の国際 標準の獲得を目指し た国土交通省の自動 車基準調和世界フォ ラ Δ

(UN/ECE/WP29) 等における活動を支 援すること。また、 この対応のため、国 際標準化を推進する 専門の部署を設置す

るなど実施体制の強

【指標】

化を図ること。

れる専門家会合への 参加状況等(モニタ リング指標)

化」といったことが | 化」といったことが | ているか。 戦略分野あるいは重 要施策として掲げら れており、我が国自 動車産業及び鉄道産 業の活性化及び国際 | 業の活性化及び国際 競争力の確保を図る 必要があるため。

> 我が国技術の国際 標準の獲得を目指し た国土交通省の自動 車基準調和世界フォ ー ラ

> (UN/ECE/WP29) 等における活動を支

援するため、職員を

我が国代表の一員と して同フォーラムの 各専門家会合に参加 させ、国際標準等の 提案に必要なデータ 提供等を積極的に行 ●国際連合で開催さ います。これらの目 標達成のために具体 的には、同会合に 60 回程度参加する とともに、国内にお ける国際標準獲得に 向けた検討にも積極 的に参画します。こ の対応のため、国際 標準化を推進する専 門の部署を設置する など実施体制の強化

を図ります。

| 新興国を含む世界各国において、安全・安 | 想・ロードマップ ては、「国際標準の | 積極的な提案や、体 | 心な車社会を実現するとともに、日本の企 | 2019 を踏まえ高 獲得と認証基盤の強 | 制整備を着実に進め | 業がより活動しやすい環境を整備するた | め、自動車にかかる国際基準調和を積極的 | ル3」の自動運転 に推進している。

> そのため、自動車の安全・環境技術に関 | する国際基準を策定する WP29 の諸活動 に恒常的に参画し、研究部門における基準 策定支援研究の成果及び認証審査部門におし作業部会で交通安 ける審査方法の知見を活用し、新たな国際 基準の提案や、基準策定に必要なデータの 提供等を積極的に行うことによって、国土 が国の技術や検討 交通省の自動車基準調和活動の技術的支援 を行った。

> また、国際基準等の策定等に係る国際的 リーダーシップを組織的かつ戦略的に発揮 していくために、平成28年4月に、旧交 た。欧米の協力も 通安全環境研究所と旧自動車検査独立行政 | 得て、世界初の国 法人の統合に当たって、国際調和活動を専一際基準案が自動運 門に行う「国際調和推進部」を新設し、 年々増加している国際基準調和の業務に組しいて承認されると 織的かつ柔軟に対応できるよう実施体制の 強化を図った。一方で、最近の自動車の技 | 案に基づいて、日 術基準の国際調和については、自動運転、 セキュリティ対策、排出ガス不正ソフト対 動運転の技術基準 策等、新たな技術課題に対応した新たな基 | が制定された。 準や国連規則(UNR)の制定等について 以上の理由から、 議論が始まっているところである。このより中期目標以上の成 うな高度かつ複雑化した新たな技術課題に | 果を達成してお ついて、将来的な技術基準の調和を見越し た取り組み等に対応するため、平成30年 られる。 4月1日に組織改正を行い、環境研究部及 び自動車安全研究部を設置するとともに、 各部署横断的に国際基準調和に関する課題 特になし。 に取り組む必要があるため、国際調和推進 統括を設置した。

さらに、自動運転に向けた技術が急速に 進化していることから、平成30年6月の WP29 において、ブレーキ・走行装置専門 家会合 (GRRF) を改編し、自動運転専門 家会合(GRVA)が新たに設置されるとと

速道路での「レベ を実現するため、 WP29 傘下の自動 運転専門家会合及 び関連する3つの 全環境研究所が議 長職を担当し、我 中の制度をベース に、自動運転車の 国際基準を産官連 携で日本が主導し 転専門家会合にお ともに、この基準 本国内における自 り、A評定と認め

<課題と対応>

もに、自動運転に必要な基準を整備するために GRVA 傘下に4つの作業部会が設置されることとなった。それらに対応するために、令和元年7月に新たに国際調和推進のための業務を専門に行う審議役を設置し、体制の強化を図った。

国際調和推進統括の下で、環境研究部及び自動車安全研究部で行った先進的な技術要件のための研究成果に基づき、また、自動車認証審査部におけるこれまでの審査方法の知見を活かして、国が行う基準案策定を技術的に支援した。

具体的には、WP29の専門家会合及びその傘下の作業部会に、必要に応じて研究部門と自動車認証審査部から共に出席する体制とした。また、基準案原案策定のための作業部会には、若手職員を担当させることによって育成に務めた。

なお、自動運転の実現に向けた新たな技術へ対応した基準の整備が急速に行われているため、自動運転に特化した新たな専門家会合の設置が検討され、平成30年6月に開催されたWP29において、ブレーキ・走行装置専門家会合(GRRF)を改編し、自動運転専門家会合(GRVA)とし、GRRFが担当していた項目の一部を他の専門家会合へ移すこととなった。

また、GRRF が担当していたタイヤが 移管された騒音専門家会合(GRB)は、 名称が騒音・タイヤ専門家会合(GRBP) に変更された。

平成 28 年度における WP29 の会議体への出席は、WP29 傘下の6つの専門家会合(GR)に年12回(6 GR×各年2回)のべ28人が参加した。また、16の作業部会等に年42回参加し、参加者はのべ83人であった。全体では、22の会議に年54回、のべ111人が参加した。また、開催頻度が高い会議については対して、より効率的か

つ、合理的に国際会議に参加する一手法として、出張を伴わない国際電話会議へ積極的に参加するよう心がけ、34回の国際電話会議(Web会議含む)にのべ66人が出席した。

平成 29 年度における WP29 の会議体への出席は、WP29 傘下の6つの専門家会合(GR)に年13回(6専門家会合×各年2回+臨時専門家会合1回)のべ24人が参加した。その他18の作業部会等に年60回参加し、参加者はのべ82人であった。全体では、24の会議に年73回、のべ106人が参加した。また、開催頻度が高い会議については、より効率的かつ合理的に国際会議に参加する一手法として、出張を伴わない国際電話会議で参加するよう心がけ、20回の国際電話会議(Web 会議含む)にのべ27人が出席した。

平成30年度におけるWP29の会議体への出席は、WP29傘下の6つの専門家会合(GR)に年12回(6専門家会合×各年2回)のベ27人が参加した。その他19の作業部会等に年55回参加し、参加者はのべ88人であった。全体では、25の会議に年67回、のべ115人が参加した。また、開催頻度が高い会議については、より効率的かつ合理的に国際会議に参加する一手法として、出張を伴わない国際電話会議で参加するよう心がけ、32回の国際電話会議(Web会議含む)にのべ34人が出席した。

平成 30 年度から自動運転に関する議論が本格的に行われるようになったため、それに対応出来るように令和元年7月に新たに審議役を設置し体制の強化を図った。それに伴い、WP29の会議体への出席は、これまで参加しなかった WP29 とその傘下の IWVTA 専門家会合に、新たに参加することとした。WP29傘下の7つの専門家会合(GR、IWVTA)に年16回(GR×各年2回、臨時で開催された GR2 回、

IWVTA2回)、のべ32人が参加し、また、WP29には審議役が2回参加した。その他21の作業部会等に年79回参加し、参加者はのべ142人であった。全体では、29の会議に年97回、のべ176人が参加した。また、開催頻度が高い会議については、より効率的に国際会議に参加する一手法として、出張を伴わない国際電話会議で参加するよう心がけ、上記会議への出席の他、86回の国際電話会議(Web会議含む)にのべ133人が出席し、全体では183回の国際会議にのべ309人が参加した。今和2年度におけるWP29の会議体への出席は、WP29傘下の7つの専門家会合(GR、IWVTA)に年16回(GR13回、

令和2年度における WP29 の会議体への出席は、WP29傘下の7つの専門家会合(GR、IWVTA)に年 16 回(GR13回、IWVTA3回)、のべ46人が参加し、また、WP29には審議役が2回参加した。その他21の作業部会等に年118回参加し、参加者はのべ239人であった。全体では、29の会議に年140回、のべ288人が参加した。

交通安全環境研究所は、平成 27 年度以前において恒常的に WP29 の専門家会合及び作業部会等に参加してきたが、平成28 年度から、交通安全環境研究所の益々の存在感の向上を目指して、これまえでの会議に参加する立場から、会議を主導する立場を目指し、作業部会等の議長職(議長、副議長、事務局)を担当し、日本の主張を基準に反映させるように議論を主導していくこととしている。

平成28年度と平成29年度は、下記の表の通り9の作業部会やTFにおいて、議長、副議長及び事務局を交通安全環境研究所が担当した。平成30年度は10、令和元年度は13、令和2年度は10の議長職を担当した。

交通安全環境研究所が参加している会議 の総数に対して、議長職等により議論を主

導している会議数の割合(主導している会 議数÷全参加会議数)を主導率と定義し、 今中期においては主導率は 30%以上であ った。 WP29 傘下の各専門家会合、及びその傘 下に設置された作業部会等において、以下 の活動を行った。 (i) 自動運転作業部会(平成 28 年度~ 平成 30 年度) 自動運転作業部会 (Intelligent Transport Systems and Automated Driving: ITS/AD) は、自動運転の基準 化に必要な定義等の検討を行っており、日 本と英国が共同議長を務め、交通安全環境 研究所が事務局として、共同議長を補佐し 会議の円滑な運営に貢献している。 自動運転技術が実現されるには、国際道 路交通法との整合性を調整する必要があ り、サイバーセキュリティやデータ保護に 関する対策が必要となる。交通安全環境研 究所は論点整理のための資料作成に積極的 に貢献し、課題を解決する道筋を示した 「サイバーセキュリティとデータ保護に関 するガイドライン」をドイツと共同で作成 した。これは平成 29 年 3 月の WP29 にお いて成立した。交通安全環境研究所は、 ITS/AD の事務局として、日本の自動車メ ーカーのサイバーセキュリティ対策等に基 づく提案を行い、を基に認証審査や車検制 度に適用可能な観点から、ガイドラインの 原案の作成において中心的な役割を果たし さらに、自動車のセキュリティやソフト ウェアアップデートなど、自動運転や外部 との情報通信を活用する自動車の普及に伴 う新たな課題や対策を検討する TF の設立 に直接的に貢献し、交通安全環境研究所が 英国運輸省とともに共同議長を担当するこ ととなった。自動車のセキュリティは、平 成 28 年 9 月に軽井沢で開催された G7 交 通大臣会合でも重要課題として位置づけられているため、WP29 においてどのように本課題に取り扱って行くかについて具体的な提案を行うこととしている。自動車のセキュリティが安全性を確保する上で重要な要素であるため、国土交通省や日本の自動車メーカーと共に検討した TF における議論の方向性を示すための資料や報告などを通じて、TF における主導的な役割を担い、世界初となるサイバーセキュリティの国際基準の策定に主導的な役割を果たしてきた。

また、自動運転車車両の認証のための試験法等について詳細な議論を行うため、自動運転認証 TF (AutoVeh TF) が設置され、議論の端緒となる論点整理を行った。ITS/AD は平成 30 年6月の会議をもって発展的解消となり、検討中の課題を新たに設立した GRVA に移管した。これらの活動すべてにおいて交通安全環境研究所が重要な支援を行った。

(ii) 一般安全専門家会合(GRSG)

日本から、間接視界の基準である国連規 則第46号(UNR46)に、直前直左に直右 及び近接後方を加えた視界の確保(ミラー ではなく CMS (Camera Monitor System)、ソナー、直視でも可)の提案を 行っており、交通安全環境研究所が実施し た日本の事故データを基に近接視界の必要 性を主張してきた。その結果、車両近接に おける視界を確保するための VRU-Proxi (Vulnerable Road Users Proximity) 作 業部会が新たに設置され、交通安全環境研 究所が議長を務め、大型車の自転車乗員左 折巻き込みに対する安全性に関する新たな 国連規則のとりまとめに貢献した。本規則 案は、平成31年3月に開催された第176 回 WP29 にて成立した。さらに、日本に おいて車両後方ソナーの人検知の可能性を

検証したうえで、車両後退時の歩行者安全 確保に対する新たな国連規則のとりまとめ に貢献した。本規則案は、第182回WP29 (令和2年 11 月) にて成立した。現在、 乗用車の発進時の歩行者安全確保に対する 新たな国連規則のとりまとめに向けて、イ ンフォーマル会議の運営を主導している。 また、自動車の衝突時に、エアバッグの 展開信号をトリガーとして自動で緊急コー ルセンターに情報を発信する AECS (Accident Emergency Calling System) の要件を検討するに当たり、日本における 事故データから衝突時にエアバッグが展開 しない場合も認められたため、手動トリガ 一の必要性を提唱し法規へ反映させた。情 報発信装置の耐衝撃性を把握するためのス レッド試験における加速度波形の要件につ いても、実現可能性を検証した結果を法規 に反映させた。この法規は、新国連規則と して平成29年11月に開催された第173回 WP29 で成立した。 新たに GRVA の傘下に設置された EDR/DSSAD (Event Data Recorder/Data recorder Storage System for Automated Driving) 作業部会は、 EDR が GRSG 担当となるため、作業部会 立ち上げに際し、EDR/DSSAD 作業部会 の共同議長を担当している日本が GRSG との意見調整を行った。 (iii) 衝突安全専門家会合(GRSP) 歩行者保護の国連規則第 127 号 (UNR127) に関して、GRSPにおいて、 今後に改正提案を実施するための前段階と して、交通安全環境研究所職員が実施した 歩行者保護に関する調査内容を2回に分け て報告した。 歩行者保護基準の GTR である GTR-9

で、脚部インパクタを Flex PLI に変更する Phase2 改正に関して、 Drafting

meeting に当研究所職員が参加し、作業に 貢献した。また、アクティブ保護装置の試 験方法の明確化を目的とした DPPS (Deployable Pedestrian Protection Systems) IWG では、日本が検知試験用 インパクタの調査を行い、その報告を交通 安全環境研究所職員が参加して報告した。 また、アクティブボンネットの振動の影響 について調査を行い、その影響が小さいこ とを交通安全環境研究所職員が参加して報 告し、振動の影響を無視することで合意し た。また、試験時の歩行者の挙動の考え方 を議論中であり、交通安全環境研究所職員 が実施した調査結果を提供して会議に貢献 した。 国連規則第 16 号 (UNR16) (シートベ ルト)に関して、日本が各国(韓国、欧州 委員会 (European Commission: EC) 及 びフランス)を牽引して共に日本が共同提 案したシートベルトリマインダー (Safety Belt Reminder) の義務化改正提案は議論 の上最終的に合意された。 また、デンマークのベルト/リトラクタ 適応表の記述に関する修正提案に対し、場 外で日本がさらなる修正を提案した。自動 車認証審査部の自動車認証審査官を中心に 議論を行い、デンマークと共同で最終案を 作成して GRSP に提案し合意され平成 28 年 11 月の WP29 に上程された。 ヘッドレストレイントの GTR である世 界統一技術規則第7号(GTR-7) Phase2

ヘッドレストレイントの GTR である世界統一技術規則第7号 (GTR-7) Phase2 改正のための作業部会において、日本はテクニカルスポンサーとして基準のドラフト作成を担当し、交通安全環境研究所がその主要メンバーとして貢献し、WP29で採択された。

ヘッドレストの国連基準 (UNR17) で、GTR-7 Phase 2 の改正内容を織り込む にあたり、基準改正案の作成に交通安全環 境研究所の職員が関与した。

チャイルドシート国連規則第 44 号

(UNR44)において、交通安全環境研究所 の職員が実施した試験調査結果を報告し た。また、先進チャイルドシート国連規則 第129号 (UNR129) 改正内容の合意を目 的とした Drafting meeting が開催され、 交通安全環境研究所が参加し、日本の意向 を主張して改正案に反映させた。さらに、 ECRS(Enhanced Child Restraint System)の基準に関する取扱説明書のデジ タル化について、交通安全環境研究所職員 が議論に参画し、ユーザーの安全性向上に つながる改正案修正に貢献した。 欧州議会で採択された GSR (General Safety Regulation) の改正内容を UNR に 織り込む議論をする TF において、前面衝 突基準、側面衝突基準及び後面衝突基準で 交通安全環境研究所が日本の法規状況を報 告し、日本が受け入れ可能な内容にして合 意した。 また、歩行者保護基準では、歩行者頭部 保護試験範囲を前面ガラス部まで拡大する 改正案に対し、交通安全環境研究所職員が 実施した調査結果を提供し、会議に貢献し バス乗員の子供の安全に関する新基準の 策定を目的とした STCBC (Safer Transport of Children in Busses and Coaches) IWG では、交通安全環境研究 所で実施した調査結果を報告し、今後の調 査内容の進め方の決定に貢献した。 また、日本は国際基準を採択していない ため、バスに関する日本の国内法について 交通安全環境研究所職員が紹介した。 EVの安全性に関する EVS 作業部会は平 成 24 年にスタートし、議長は米国、副議 長は EC と中国、事務局は日本で交通安全 環境研究所が担当している。EV の安全に 関する9つの要件について個別に議論する ための TF が GTR の下に設置され、バッ テリの充電率に関する TF のリーダーは交 通安全環境研究所が担当した。交通安全環 境研究所が日本政府の代表及び事務局とし て会議を主導し、バッテリの安全性、耐久 性に関する「電気自動車の安全性に関する GTR(案)」のとりまとめに大きく貢献し た。これは、新たな GTR20 の Phase 1 と して平成30年3月に開催された第174回 WP29 で成立した。本 GTR20 の内容は、 UNR100-03 として国連規則に導入され、 令和3年6月より日本国内でも TRIAS と して施行される。本件、国連規則に導入に 際しては、EC-JP-OICA の会議 UNR100 改訂のための会議体が設定され、交通安全 環境研究所の職員が HOD として会議対応 を行った。現在、EVS は Phase 2 として、 バッテリの熱連鎖試験、振動試験、被水試 験の議論が行われている。交通安全環境研 究所の職員が事務局として会議運営を担当 し、アジェンダやスケジュールの管理を行 っている。

(iv) ブレーキと走行装置専門家会合 (GRRF)

GRRF では自動運転に関係する基準の 議論が急速に展開されている。10km/h 超 での使用が禁止されている自動操舵に関す る国連規則第79号(UNR79)を改正する ため、自動操舵 (Automatically Commanded Steering Function: ACSF) の作業部会が行われており、日本 とドイツが共同議長となっている。日本 は、令和2年までに完全自動運転を含む高 度な自動運転 (レベル3以上) の市場化・ サービス化の実現を目標としていることか ら、自動運転技術に必要な機能である自動 車線変更機能等の早期国際基準化を目指 し、ACSF 作業部会を主導している。交通 安全環境研究所は、共同議長である国土交 通省を補佐するとともに、交通安全環境研 究所の研究成果及び審査の知見を基に、自 動車線維持機能(ハンドル保持)に必要な 要件の提案を行い、UNR79 の改正案の策

4 I	(v)自動運転専門家会合(GRVA)	
	自動運転に特化した基準扱う専門家会合	
	として、GRRF を改選して新たに設置さ	
	れた専門家会合である。平成30年9月に	
	開催された第 1 回 GRVA では、本会議で	
	扱う自動運転の作業項目等について審議が	
	行われた。第2回 GRVA では、WP29 よ	
	り提示された自動運転に関する優先作業項	
	目のうち、GRVAで扱う項目について、4	
	つの作業部会で今後の作業に取り組むこと	
	等が審議された。また、乗用車用 AEBS	
	については、AEBS 作業部会から提出され	
	た新規則ドラフトが合意され、令和元年6	
	月の WP29 に上程されることとなった。	
	かじ取り装置に関する UNR79 を改正する	
	ため、ACSFの作業部会で審議が行われて	
	おり、日本とドイツが共同議長となってい	
	る。交通安全環境研究所は、共同議長であ	
	る国土交通省を補佐するとともに、第2回	
	GRVA において、ACSF 作業部会の進捗状	
	況を議長の代理として報告を行った。平成	
	30 年度の ACSF 作業部会の活動は、5回	
	の作業部会が開催され、交通安全環境研究	
	所が実施した、自動運転レベル3の自動運	
	転で高速道路を走行中に、システムからド	
	ライバに運転が移行する時のドライバの挙	
	動に関する調査結果を報告した。この結果	
	を踏まえて、自動運転レベル3の ALKS	
	(Automatically Lane Keeping System)	
	の新規則について議論が行われ、低速型	
	ALKS の新規則ドラフトを令和2年2月の	
	第4回 GRVA に提出する方向で作業を継	
	続している。AEBS 作業部会は、平成 30	
	年度は4回開催され、M1/N1 カテゴリ用	
	AEBS の新規則ドラフトの作成作業を行っ	
	た。対車両及び対歩行者 (1st ステップ)	
	について、新規則ドラフトを第2回 GRVA	
	にフォーマルドキュメントとして提出し、	
	合意された。対自転車については令和元年	

度以降に改めて検討することとなった。ま た、新たに VMAD (Validation Methods for Automated Driving) 作業部会が設置 され、会議の活動計画(Terms of Reference: TOR)、フレームワーク文 書、安全性評価手法の検討方法等について 議論が行われた。 令和元年6月に開催された第 178 回 WP29 において、自動運転に関するフレー ムワーク文書が日本主導のもと合意され、 GRVA では令和2年3月までに同一車線内 の低速型自動運転システムである ALKS の新規則ドラフトを策定することとなっ た。作業はパート毎に GRVA 傘下の4つ の作業部会で取り組むこととなり、ALKS の機能要件についてはACSF作業部会、自 動運転車の新たな試験法については VMAD 作業部会、サイバーセキュリティ 及びソフトウェアアップデートについては CS/OTA (Cyber Security and OTA issues) TF、データ記録装置については EDR/DSSAD 作業部会にて作業が行われ た。ACSF 作業部会は日本とドイツが共同 議長となり、ALKSの機能要件及び機能要 件の確認のための試験法のドラフトを作成 し、令和2年2月に開催された第5回 GRVA に提出した。交通安全環境研究所は 日本の意見・提案を取り入れたドラフトの 作成に貢献するとともに、第4回 GRVA では共同議長の代行で状況報告を行った。 VMAD 作業部会は日本とオランダが共同 議長となり、ALKS を対象とした自動運転 車の新たな試験法のドラフトを作成し、第 5回 GRVA へ提出した。交通安全環境研 究所は共同議長を担うとともに、交通シナ リオを用いた安全性検証方法等の日本提案 等を通じて新たな試験法のドラフト作成に 貢献した。ALKSの基準案は令和2年3月 に開催された第6回 GRVA で合意され、 令和2年6月に開催された第181回WP29 で採択された。その後、ALKSの機能を拡 張するための議論を行う会議体として、令和3年1月以降、Special Interest Group on UNR157 が設立され、令和3年3月末までの間に3回の会議が開催され、交通安全環境研究所も同会議に参加した。

サイバーセキュリティ TF は、ITS/AD から移管され、GRVA 傘下に置かれると共に IWG へと格上げになり継続して活動している。日本と UK、米国の3者が共同議長となり、日本の議長には交通安全研究所の研究員が担当している。自動車に特化したサイバーセキュリティとソフトウェアアップデートの基準案は第 181 回 WP29 会議で採択され、令和3年1月に正式に発効となった。サイバーセキュリティの基準案では、車両型式についてのセキュリティ機能の審査に加え、車両メーカーの組織的なセキュリティの取り組みについても審査する新しい仕組みが提案されている。

なお、ソフトウェアアップデートに関し ても同様に自動車メーカーの組織に関する 審査を行う仕組みとなっている。ちなみ に、この国連において策定された新しい仕 組みは世界に先駆け日本で制度化され、令 和2年度から実施されることとなってい る。DSSAD/EDR インフォーマル会議は 日本とオランダ、米国の3者が共同議長と なり、活動を続けてきた。日本の議長には 交通安全環境研究所の研究員が担当した。 このデータ記録装置は、自動運転における 運転の主体(システムかドライバか)を記 録する要件を定めており、運転における責 任の切り分けにおいて重要なデバイスとな るため、道路交通の上でも必要不可欠な装 置であり、自動運転車の社会受容性にもか かわる重要な基準となる。基準案は、 ALKS の基準に組み込まれた。第5回 GRVA において ALKS の新規則ドラフト 及びサイバーセキュリティ/ソフトウェア アップデートの新規則ドラフトが審議され

た結果、一部残課題が指摘され、令和2年 3月に臨時で第6回 GRVA が開催される ことになった。第6回 GRVA での審議の 結果、ALKS の新規則ドラフト及びサイバ ーセキュリティ/ソフトウェアアップデー トの新規則ドラフトが合意され、令和2年 6月の WP29 において自動運転技術に関 する世界初の国際基準として成立する予定 である。なお、ALKSの機能要件のうち、 運転操作引継ぎ要求提示後の猶予時間 (10 秒)の要件及び運転操作引継ぎ要求 の警報を段階的に強める要件については、 交通安全環境研究所で実施したドライビン グシミュレータ実験の結果が技術的根拠と なった。 乗用車用 AEBS の UN 新規則(00 シリ ーズ) が第 178 回 WP29 で採択され、 GRVA 傘下に設置された AEBS 作業部会 (日本とECが共同議長) において、00シ リーズ改正案及び 01 シリーズ改正案を作 成する作業が行われた。交通安全環境研究 所は共同議長を支援するとともに、日本の 意見・提案を取り入れた改正案の作成に貢 献した。また、第 10 回 AEBS 作業部会で は、交通安全環境研究所が実施した AEBS の不要作動試験シナリオに関する調査結果 のプレゼンを行った。 UNR79-03 シリーズの ACSF カテゴリ B1 (車線維持支援機能) 及び ACSF カテ ゴリ C (車線変更支援機能) に関する改正 提案が第4回 GRVA で業界より出され た。その後、提案者と有志国による小グル ープによる議論を行い、修正案を作成する こととなり、交通安全環境研究所は改正提 案の趣旨を十分理解した上で、日本の意 見・提案を修正提案へ反映させることに貢 献した。修正提案は第5回 GRVA で審議 され、一部を除き合意された。 (vi) 排出ガス・エネルギー専門家会合

(GRPE)

排ガス・エネルギー専門家会議には多く のインフォーマル会議が設置されており、 交通安全環境研究所の職員は、WLTP、 EVE、EPPR、RDE、PMP の5つのイン フォーマル会議に参加し、WLTP と EVE の会議で副議長を担当している。また、一 時的に EPPR の副議長も担当した。 平成26年3月に成立した、GTR15であ る WLTP で残された課題を解決するた め、GTR Phase1b の活動が行われた。交 通安全環境研究所は、交通安全環境研究所 で得られた試験結果を提出し議論に加わる とともに、作業部会の副議長として WLTP 改正案のとりまとめに貢献した。 平成 28 年 11 月に開催された第 170 回 WP29 において、GTR15Phase1b が成立 し、現在、Phase2 に向けた議論を行って いる。Phase1b に引き続き、交通安全環 境研究所が WLTP 作業部会の副議長、及 びEVサブグループの共同議長を担当し、 会議の運営に貢献しており、第78回 GRPE で承認された GTR15 の走行抵抗及 び補間法等の改正案と、世界統一技術規則 第 19 号 (GTR19) (WLTP EVAP (Evaporative Emission)) の設備要件追 加の修正案の作成に貢献した。令和2年1 月に開催された第 80 回 GRPE において WLTP の UNR が合意された。現状の乗用 車排出ガス規制に関する国連規則第83号 (UNR83) は燃料・最高速度の違い等に より日本での採用は出来ない状況であった が、このことにより日本においても排出ガ ス・燃費の UNR の採用が可能となった。 WLTP 作業部会において交通安全環境研 究所は副議長を担当しており、特に交通安 全環境研究所としては日本国内での運用経 験や日本が先行している FCV や EV とい った部分において WLTP-UNR 策定に貢献 した。 平成 30 年 6 月に開催された第 77 回 GRPEにおいて、GTRのためのRDE作業

部会の設置が提案され、第1回 RDE 作業 部会が平成30年9月に開催された。欧州 の RDE 試験法をベースに GTR 試験法が 検討され、日本から、交通安全環境研究所 が路上走行を行った結果を基に試験成立性 の修正提案を行った。 EPPR (Environmental and Propulsion Performance Requirements) 作業部会で は交通安全環境研究所が副議長を担当して おり、二輪・三輪自動車の排出ガス技術基 準(世界統一技術規則第2号(GTR-2)) の改正作業と OBD2 の技術基準(世界統 一技術規則第 18 号 (GTR-18)) 策定を行 った。分析方法、試験結果確認方法に関し ては交通安全環境研究所からの提案を盛り 込んだ日本提案の内容が本文へ反映され た。同時に二輪・三輪自動車の耐久試験技 術基準(新 GTR)の策定を行っている。 欧州法規を元に試験法を議論しているが、 日本国内での運用、四輪自動車 (WLTP) での耐久試験をもとにした日本提案作成に 貢献した。 また、電動車のモータ・エンジン出力定 義や駆動用バッテリの性能劣化評価試験の 検討を行っている EVE (Electric Vehicles and the Environment) 作業部会において はハイブリッド車のようにエンジンとモー ターといった2つ以上の動力源を持つ電動 車両のシステム出力の定義を定めた新たな GTR が第 182 回 WP29 (令和 2 年 11 月) において成立した。現在、バッテリ耐久の 要件に関する GTR の検討を行っており、 第84回 GRPE (令和3年6月) に基準案 の提出を目指して検討を進めている。交通 安全環境研究所は副議長を担当しており、 これらの基準策定の議論を主導している。 PMP (Particle Measurement Programme) 作業部会では粒子状物質の 測定基準を作成しており、23nm 以下の粒

子を対象とする測定方法が検討され、乗用 車については GTR に反映され、重量車に

ついては将来の GTR 化に向け、統合決議 (Consolidated Resolution) の形でまと められる予定である。 (Ⅶ) 騒音専門家会合 (GRBP) ハイブリッド車等の静音性対策として、 音で車両の接近を知らせる車両接近通報装 置の UNR が平成 28 年3月に開催された 第 168 回 WP29 において可決された新た な国連規則第 138 号 (UNR138) に対し て、接近音の発音を一時的に停止する機能 の装着を禁止する提案を日本から行い、平 成 29 年 3 月に開催された第 171 回 WP29 において可決された。 また、トルコから車両の後退時における 安全対策として警報装置の基準策定につい て提案がなされたことを受け、平成29年 9月に開催された第 66 回 GRB で日本か ら後退時警報音の基準化の TF 設置の提案 を行い承認され、交通安全環境研究所が議 長を、トルコが副議長を担当することとな った。日本ではすでに大型車両に後退時警 報音が装着されているので、日本における 後退警報音の状況について、日本自動車基 準認証国際化研究センター (JASIC) 騒 音分科会にて行った調査結果についてとり まとめを行い、日本国内の現状を紹介し た。日本の警報音は海外のものと比較して 音量が小さいものの安全性は十分に担保さ れていると思われること、日本の警報音で も夜間は近隣住民の苦情の元となることを 説明した。また TF の議長として、GRBP へ進捗報告を毎回実施した。 四輪車の騒音規制に関する国連規則第 51 号 (UNR51) では、試験法で規定され ている加速走行の条件だけ騒音が小さくな るようにすることを防止するための規定が あるが、その確認方法が煩雑で効果が見込 めるかが不透明であるとの課題から、作業 部会を設置して試験法の見直しを行ってい

る。交通安全環境研究所が副議長を担当

し、各国と連携して会議を進めている。第 13 回の作業部会においては、議長が急遽 不参加となったが、議長を代行することに より、会議を成立させた。また、同作業部 会では、二輪車の騒音規制に関する国連規 則第 41 号 (UNR41) についても、 UNR51 同様に加速走行の条件だけ騒音が 小さくなるようにすることを防止するため の規定の強化も合わせて検討が開始されて いる。これまでに基準案策定に必要とする データ取得を JASIC 受託調査を通じて実 施し、その結果を同作業部会にて報告し て、基準案へ反映させている。 (Ⅷ) 灯火器専門家会合(GRE) 国連規則第53号(UNR53) 二輪自動車 の灯火器取付けに、DRL(Daytime Running Lights) と前照灯の自動切替え 要件を追加する改正提案を日本から行って いるが、照度を測定するセンサに課題があ るため反対意見が出されたので、平成 29 年4月に開催された第 77 回 GRE におい て、交通安全環境研究所が実施した調査結 果を基に日本提案の妥当性を主張し、日本 の提案に基づく UNR53 の改正案の作成に 貢献した。これは、平成30年9月に開催 された第80回GREにおいて承認された。 令和元年 10 月に開催された第 82 回 GRE、令和2年 10 月に開催された第 83 回 GRE において、1952 ブラッセル作業部 会(GTB)は、前照灯の配光制御により 車両前方に情報提示を行う路面描画につい て、ADB の規定範囲内で運用可能とする フォーマルドキュメント (GRE/2020/4) を提出した。交通安全環境研究所は、路面 描画の安全性を検討するために、自車両前 方の路面描画を注視するドライバが先行車 の減速にどの程度速やかに気づくことがで きるか調べる実験を実施した。また路面描 画を他の交通参加者が見た場合の影響につ いても調査した。これらの結果について

は、安全性を客観的に議論するためのデータとして GRE インフォーマルワーキング 第 38 回 SLR、第 83 回 GRE において報告 を行い、国際的な議論に貢献した。 平成 31 年 4 月 に開催された第 81 回 GRE において、 の い ドランプ な リ・・ナ・・
GRE において、ヘッドランプクリーナー について調査を行い、調査結果をもとに当 該会議に提案し、提案内容が認められた。

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報					
I. 3. (2). ①②	我が国技術の国際標準化等への支援					
	鉄道技術の国際標準化					
	①ISO、IEC 等への参画					
	②国際的な認証・安全性評価の推進					
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合材	幾構法第 12 条		
施策	17 自動車の安全性を高める	など)				
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、199	192、193	197、198	204、205

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプッ	ト(アウ	ウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
国内での ISO、IEC 等 の専門家会議へ参加	14 回 程度	14 回程度 (国内で開催される専門家会議の実績)	15 回	15 回	22 回	18 回	17 回	予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	1,186
認証審査及び規格適合 性評価に係る受託契約 の完遂率を100%		100% (受託契約につい ては全て完遂す る。)	100%	100%	100%	100%	100%	決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	2,280
								経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	1,659
								経常利益(百万円)	153	126	51	34	625
								行政サービス実施コ スト(百万円)	729	864	814	1,924	1,716
								従事人員数	43	43	43	43	43

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己	2評価及び主務大臣による評価								
	中期目標 中期計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価											
				業務実績自己評価		(見込	評価)	(期間実	 [績評価)			
	ISO(国際標準化機	ISO(国際標準化機	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_			

棹	事)) 、		ΙE	C	(E	肣	7 =	冟	気
標	票	售	会	諺	(车)	0)	囯		祭	標
1	生	Ľ	活	動	b 13	_参	\$1	山	l	∠ \		我
カ	3	玉	0) 信	憂	れ	1	<u>-</u> (鉄	ì	首	技
徝	芀	•	規	l格	f 0)[E]	祭	根	Ę į	準	化
0) :	推	進	焦し	2	貢	南	大`	す	7	5	ک
ع	<u>,</u> 0											
	=	戝	が	国	[] 釤	ţj	首:	技	犲	Ť(D	玉
No.	兴	的	な	: 展	計	月を	-	支	技	空之	す	る
1	- 2	Ø		認	信	FÆ	<u> </u>	杳	<u> </u>	7 1	バ	規

に行うこと。

標準会議)等の国際標 準化活動に参画し、我 が国の優れた鉄道技・認証審査及び規格 | 活動に取り組んだ。 術・規格の国際標準化 の推進に貢献します。 これらの目標達成のた めに具体的には、関係 する国内での ISO、 <その他の指標> IEC 等の専門家会議へ 特になし。 70 回程度参加しま

目標達成のために具体 | 体制整備を着実に進 的には、認証審査及びしめているか。 規格適合性評価に係る

受託契約の完遂率を

100%とします。

- 構)、IEC (国際電気 |・国内での ISO、 IEC等の専門家会 議へ参加
 - 適合性評価に係る 受託契約の完遂率 を 100%

<評価の視点>

鉄道の国際標準化活動に参画 A し、我が国の優れた鉄道技術・規|我が国の優れた鉄 格の国際標準化を推進するための | 道技術・規格の国

関係する国内での ISO、IEC 等の 係する国内での 専門家会議として、国際標準化機 ISO、IEC 等の専 構の鉄道分野専門委員会(ISO/TC │ 門家会議へ 87 回参 │ 269)、音響専門委員会 (ISO/TC | 加 (達成率 124%) 43)、及び高度道路交通システム (ISO/TC 204)、並びに、国際電 また、鉄道認証室 気標準会議の鉄道用電気設備とシーの体制強化を図る 我が国鉄道技術の国 | 研究成果や技術評 | ステム専門委員会 (IEC/TC 9) 及 | ことにより、完遂 際的な展開を支援する | 価・認証審査の知見 | び生体影響に関する電磁界計測の | 率 100%を達成する ため、認証審査及び規 を活用して、鉄道の 標準化専門委員会 (IEC/TC 106) 格適合性評価を積極的 | 格適合性評価を積極的 | 国際規格への適合性 | に係る国内の専門家会議に、第1 に行います。これらの | 評価等を行うための | 期中期期間において計 87 回参加 | (達成率124%)し、中期計画を達 成した。

> 参加した国内委員会における顕|画開始時点では認 著な成果としては、次の活動が挙 げられる。

(平成 28 年度)

ISO/TC 269 について、対処意見 ター) から認定を を国内委員会でとりまとめて提案 | 受けた認証対象規 した結果、TR (技術報告書)「鉄 | 格は IEC 62425 の 道分野-鉄道プロジェクト計画策 1 規格のみであっ 定手順(ISO/TR 21245)」が平成 | たがその後 IEC 28年11月に発行された。

(平成 29 年度)

IEC/TC 9 について、IEC 62597 | 間で認証対象規格 (鉄道における電磁場の測定方 として4規格(鉄 法)の発行済の TS(技術仕様書) が国際規格化される際、EN 規格 出する際に認証書 (欧州統一規格)をCD(委員会原|を求められる主要 案) へ流用する提案がなされた な国際規格全て) が、国内委員会で対処意見をとりしの認定を取得し まとめて日本の測定器を排除させした。 ないように CD を取りまとめ、国 以上の理由から、

際標準化の推進に|善方策> 具体的には、国際標準化活動に「貢献するため、関

> とともに、教育機 能の強化により、 今後の需要増加に も対応できる基盤

を構築した。

さらに、本中期計 定機関(独立行政 法人製品評価技術 基盤機構 認定セン 62279、IEC 62280 及び IEC 62278 の 認定を受け、4年 道製品を海外へ輸

<評定に至った理由>

<指摘事項、業務運営上の課題及び改

※実績に対する課題及び改善方策など

<その他事項>

※有識者からの意見聴取等を行った場 合には意見を記載するなど

際会議へ提案した。 中期目標以上の成 果を達成してお (平成 30 年度) り、A評定と認め ISO/TC 269 の車両小委員会に られる。 おいて発行済みの TR (技術報告 書) (ISO/TR 21245) の part1 及 <課題と対応> び part1 の改訂が審議されること 特になし。 となり、国内委員会において part1及びpart2を一つの規格とす る改訂案を作成した。その後、日 本が提案した改訂案を元に ISO/TR 21245 が一つの規格として発行さ れた。 (令和元年度) IEC/TC9について、CDV(国際 規格原案)及びFDIS (最終国際規 格案)の作成において、日本の測 定器を排除させるような各国から の意見照会に対し、交通安全環境 研究所が保有する特許の知見を提 供するなど、国内委員会における 日本案とりまとめに貢献した。そ の結果、令和元年7月には日本案 が採用された国際規格が発行され た。 (令和2年度) 日本の技術が排除されないよ う、研究成果に基づいた知見等を 提供した。 特に IEC/TC 9 における IEC 62597 の活動においては、国内委 員会において交通安全環境研究所 が保有する特許情報(特許 4353465) に係る知見を提供し、 その内容が規格に反映される等、 我が国の優れた鉄道技術・規格の 国際標準化の推進に貢献した。 112

認証審査及び規格適合性評価に 係る受託契約について 100%完遂 し、平成28年度から令和2年度ま でに終了予定案件56件全てに対し 成果物を発行した。うち新規の認 証審査については第1期中期期間 に認証書を合計 23 案件(規格数と しては合計 30 件) 発行した。特 に、令和2年度は、受託契約額が 約9千万円となり、例年(過去3 年度の平均:約4千8百万円)と 比べ、著しく増加したが、鉄道認 証室の体制強化を図ることによ り、完遂率100%を達成するととも に、教育機能の強化により、今後 の需要増加にも対応できる基盤を 構築した。 受託契約した認証審査及び規格 適合性評価の成果物は、我が国鉄 道関連メーカーによる海外プロジ

エクトへの参画や鉄道製品の鉄道 展開に貢献した。

また、認証審査等の業務遂行と 平行して、各種規格の審査ノウハ ウの情報収集及び研修を通じた各 審査要員における審査基準の統一 など、認定取得のための取組みを 進めた。

その結果、第1期中期期間開始 時点では認定機関(独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センタ ー) から認定を受けた認証対象規 格は IEC 62425 (セーフティケー ス) の1規格のみであったが、そ の後、平成 28 年度には IEC 62279 (ソフトウェア)及び IEC 62280 (通信)、平成 30 年度には IEC 62278 (RAMS) の認定を受け、 認証対象規格として4規格の認定 を取得した。

平成30年度末に鉄道関係メーカ ー各社に対して行ったニーズ調査 結果によれば、この4規格の認定 取得によって、鉄道製品を海外へ 輸出する際に認証書を求められる 主要な国際規格全てについて認定 を取得したことになる。 なお、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、認定機関による定 期検査及び臨時検査へ適切に対応 するとともに、令和元年度には認 定機関側の審査基準改正に対応し た規程改正を実施、令和2年度に は、認定機関より、再認定を取得 (令和2年10月27日:有効期間 4年)し、認定を維持した。 また、認証審査した鉄道製品に 対して少なくとも年1回定期的に 実施するサーベイランスについ て、鉄道認証室の実績を評価、及 び他の認証機関における鉄道製品 以外の製品のサーベイランスに係 る規程を調査し、認証審査に関係 する文書類の改訂や製品の製造予 定が無い場合に限りサーベイラン スを2回まで延長できる特例の措 置を設けた。これにより、令和2 年度以降、サーベイランスの審査 に係る業務等の効率化が図られ さらに、令和2年度には、 RAMS 製品認証について、第7段 階(製造)までから、第8段階 (据付) まで、又は第9段階(機 能と安全性検証)まで、認証対象 範囲を拡大(令和3年2月16日に 関連規定を改定し、4月1日から 施行) し、企業ニーズへの対応を 図った。 これらの鉄道認証室の取り組み に対し、令和3年4月16日に東日

 _	
本旅客鉄道株式会社国際事業本部	
長より、感謝状が授与された。	

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報					
I. 4. (1) (2)	その他国土交通行政への貢献					
(3)	盗難車両対策					
	点検・整備促進への貢献					
	関係期間との情報共有の促進					
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文	独立行政法人自動車技術総合	機構法第 12 条		
施策	17 自動車の安全性を高める	など)				
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200 198、199	192、193	197、198	204、205

2. 主要な経年	データ												
① 主要なア	ウトプット()	アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
検査員研修	1,000 回程	1,000 回程度	1,149 回	1,197 回	1,222 回	1,202 回	1,173 回	予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	17,008
等への講師	度												
派遣回数													
								決算額(百万円)	15,041	14,723	16,070	14,345	19,229
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	12,755
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	609
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	15,755
								スト (百万円)					
								従事人員数	949	949	992	992	992

3.	各事業年度の業務に	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務大臣により	る評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価		主務大臣に	こよる評価	
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間	実績評価)
	自動車の盗難防	自動車の盗難防	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
	止等を図るため、	止等を図るため、	・検査員研修等への	自動車の盗難防止等に貢献す	В	<評定に至った理由>			
	車台番号の改ざん	車台番号の改ざん	講師派遣回数	るためネットワークシステムを	業務実績のとおり着				
	等の盗難や不正が	等の盗難や不正が		活用し、車台番号の改ざん事例	実な実施状況にある	<指摘事項、業務運営	上の課題及び改善方策		
	疑われる受検事案	疑われる受検事案	<その他の指標>	を全国展開することにより、職	と認められる。	>			
	があった場合に	があった場合に	特になし。	員による改ざん等に関する確認		※実績に対する課題及	び改善方策など		
	は、速やかに国土	は、速やかに国土		能力の向上を図り、車台番号の	<課題と対応>				
	交通省へ通報する	交通省へ通報しま	<評価の視点>	改ざんが疑われる自動車を全国	特になし。	<その他事項>			
	こと。	す。	計画通り着実に実行	で 421 件発見し、国土交通省へ		※有識者からの意見聴	取等を行った場合には		
	適切な点検・整	適切な点検・整	できているか。	通報を行った。このうち 26 件		意見を記載するなど			

備及びリコール改|備及びリコール改 修の促進のため、 修等に講師を派遣し修等に講師を 努めること。 【指標】

●国土交通省が実 施する検査等に係 る研修等への講師 の派遣状況(モニ タリング指標)

いては、検査等のしいては、検査等の 情報の一元化を検|情報の一元化を検 討しており、その一討しており、その 一環として、中期一環として、中期 目標期間中の早期|目標期間中の早期 に、軽自動車検査して、軽自動車検査 協会が保有する検協会が保有する検 査情報を国土交通 | 査情報を国土交通 省が集約する仕組 | 省が集約する仕組 みを構築すること
みを構築すること としている。

自動車機構にお 自動車機構にお いては、国土交通しいては、国土交通 省が保有する車両 | 省が保有する車両 の不具合等の情報 の不具合等の情報 を共有できる仕組 を共有できる仕組 みを中期目標期間 | みを中期目標期間 中の早期に整備す一中の早期に整備し ること。

修の促進のため、 国土交通省と連携 | 国土交通省と連携 して啓発活動を行して啓発活動を行 い、また、国土交い、また、国土交 通省が行う指定整|通省が行う指定整 備工場の検査員研|備工場の検査員研 するなどの支援に 5,000 回程度派遣 するなどの支援に 努めます。

国土交通省にお 国土交通省にお とされています。

ます。

は、盗難車の発見に繋がった。 また、盗難車の発見に貢献した 職員は業績表彰の対象にするこ ととし、職員の意欲向上に努め

東京、大阪、名古屋で開催さ れたカスタムカーショーにおい て、不正改造防止のための啓発 活動を実施した。加えて、リコ ールに該当する不具合の早期発 見と迅速な措置に繋がるよう車 両の不具合情報の収集に努め、 設計製造に起因するおそれのあ る不具合情報を 17 件国土交通 省に報告した。適切な点検・整 備を促進する観点から、街頭検 査や各種キャンペーン等の機会 を捉え、国土交通省と連携し、 チラシの配布やポスターの掲 示、また、各種キャンペーンに おけるイベントへ参加し、点 検・整備の重要性を周知する等 の啓発活動を実施し、継続検査 時等においては、審査結果が不 適合であった車両の受検者に対 して、測定結果等の審査結果情 報を提供した。

また、国土交通省が行う指定 整備工場の自動車検査員研修に 5.943 回派遣するとともに、審 査事務規程の内容について分か りやすく解説を行った。

リコール技術検証部門におい て、国土交通省及び軽自動車検 査協会と連携して、軽自動車の 検査で不合格となった車両の情 報を入手・分析し、設計製造に 起因する不具合の発見に繋げ た。

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
Ⅱ. 1. (1) (2)	業務運営						
(3)	一般管理費及び業務経費の効率化目標等、調達の見直し、	業務運営の情報化・電子化の取組					
2. (1) (2)	組織運営						
(3)	要員配置の見直し、その他実施体制の見直し、人事に関する	る計画					
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205

2	2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

中期目標	中期計画	主な評価指標		法人の業務実績	績・自己評価			主務大臣は	こよる評価	
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間]実績評価)
一般管理費(人	一般管理費(人	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			<評定と根拠>	評定	-	評定	_
件費、公租公課等	件費、公租公課等	特になし。	一般管理費(人件費	費、公租公課等の所頭	要額計上を必要とする	В	<評定に至っ	た理由>		
の所要額計上を必	の所要額計上を必		経費及び特殊要因に、	より増減する経費を	除く。) については、	業務実績のとおり				
要とする経費及び	要とする経費及び	<その他の指標>	一般管理業務に係る消	肖耗品の購入費等を削	削減するなどにより経	着実な実施状況に	<今後の課題	i >		
特殊要因により増	特殊要因により増	特になし。	費削減を図った。業績	务経費(人件費、公 和	租公課等の所要額計上	あると認められ	※実績に対す	「る課題及び改		
減する経費を除	減する経費を除		を必要とする経費及で	び特殊要因により増	減する経費を除く。)	る。	善方策など			
く。) について、	く。) について、	<評価の視点>	についても、審査業務	客に係る消耗品の購力	入費等を削減するなど					
中期目標期間中に	中期目標期間中に	計画通り着実に実行	により経費削減を図っ	った。また、予算の	執行状況を踏まえ、四	<課題と対応>				
見込まれる当該経	見込まれる当該経	できているか。	半期ごとに配賦額を記	周整することで経費?	を抑制し、目標を達成	特になし。	<その他事項	:>		
費総額(初年度の	費総額(初年度の		した。				※有識者から	の意見聴取等		
当該経費相当分に	当該経費相当分に				(単位:千円)		を行った場合	合には意見を記		
5を乗じた額)を	5を乗じた額)を			一般管理費	業務経費		載するなど			
6%程度抑制する	6%程度抑制しま		達成目標	2,735,283	3,588,285					
こと。	す。		基準値	581,975	732,303					
			平成 28 年度	581,975	732,303					

課等の所要額計上 課等の所要額計上 制すること。

における調達等合しにおける調達等合 理化の取組の推進 埋化の取組の推進 について」(平成 について」(平成 27年5月25日総 27年5月25日総 務大臣決定)等を | 務大臣決定)等を 踏まえ、公正かつ | 踏まえ、公正かつ 透明な調達手続に「透明な調達手続に よる、適切で迅速しよる、適切で迅速 かつ効果的な調達 かつ効果的な調達 ら、毎年度策定すしら、毎年度策定す 計画」に基づく取し計画」に基づく取 組を着実に実施すし組を着実に実施し ること。具体的に ます。 具体的に は、機械警備業」は、機械警備業 務、回線利用料、一務、回線利用料、 健康診断などの複 | 健康診断などの複 数年契約の実施 数年契約の実施 や、守衛業務、電や、守衛業務、電 力契約、施設内変 | 力契約、施設内変 電施設等につい電施設等につい 所と一体で契約す | 所と一体で契約す

また、業務経費 また、業務経費 (人件費、公租公) (人件費、公租公 を必要とする経費 を必要とする経費 及び特殊要因によし及び特殊要因によ り増減する経費をしり増減する経費を 除く。) につい 除く。) につい て、中期目標期間一て、中期目標期間 中に見込まれる当一中に見込まれる当 該経費総額(初年 | 該経費総額(初年 度の当該経費相当 度の当該経費相当 分に5を乗じた 分に5を乗じた 額)を2%程度抑 額)を2%程度抑 制します。

「独立行政法人」 「独立行政法人 を実現する観点かしを実現する観点か る「調達等合理化」る「調達等合理化 て、隣接する研究して、隣接する研究

平成 29 年度	552,238	711,030
平成 30 年度	478,923	642,317
令和元年度	483,835	647,025
令和2年度	539,090	702,044

「令和2年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化 計画」に基づき、契約監視委員会において点検・見直しを実施 するとともに、同計画において調達の改善等を図る観点から、 重点的に取り組む分野に掲げた審査上屋における改修工事に関 する調達については、入札情報の業界誌への掲載依頼等周知ツ ールを活用した結果、競争入札における1者応札の割合は 31%となった。

また、他の機関との共同調達の実施については、従来から実 施していた自家用電気工作物の保守契約等に加えて、電子複写 機の賃貸借及び保守や、タッグ名札等の購入に関する調達を隣 接する研究所と共同で実施した結果、共同調達の件数は5件と なった。

独立行政法人自動車技術総合機構内の効率的な情報共有及び 適切な意思決定等のため、自動車検査独立行政法人と交通安全 環境研究所においてイントラネット・メール等を用いて電子的 に情報共有を行っている。また、旅費や会計等のシステム統合 を行うことで業務運営の効率化を行った。

継続検査件数は、指定整備率の向上及び軽自動車へのシフト により、中長期的に減少傾向が続いている。一方、近年の基準 改正に対応するため、検査における確認事項の増加 など実質 的な業務量は引き続き増加している。

このような状況の中、今中期目標期間中に実施してきた不適 切事案を二度と発生させないための措置を踏まえて、非常勤職 員を含めた要員配置の見直し、検査コース数の見直し、職員に 対する研修の充実及び高度化施設の更なる利活用に取り組み、 厳正かつ効率的な業務の実施に努めた。

組織統合における合理化効果を発揮するため、引き続き間接 部門の共通化・効率化を図り、合理化により得られたリソース を重点化すべき情報セキュリティ等の業務に配置した。

本部の移転について、道路運送車両法の一部を改正する法 律) 令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。) におい

ることにより、引しることにより、引 化、コスト縮減を | 化、コスト縮減を 図ること。また、図ります。また、 同一敷地にある国 同一敷地にある国 の運輸支局等と警しの運輸支局等と警 備、清掃業務、消 備、清掃業務、消 防・空調設備の保 防・空調設備の保 守点検等の共同調 | 守点検等の共同調 であり、今後と であり、今後と 率化、コストの縮 | 率化、コストの縮 減に努めること。 減に努めます。

底に向けて~」 底に向けて~」 定)に基づき、自一定)に基づき、自

き続き調達の効率 き続き調達の効率 達を可能な限り実 達を可能な限り実 施しているところ 施しているところ も、共同調達の実しも、共同調達の実 施により調達の効 施により調達の効

また、随意契約 また、随意契約 については「独立 については「独立 行政法人の随意契|行政法人の随意契 約に係る事務につ 約に係る事務につ いて」(平成 26 年 | いて」(平成 26 年 10月1日付け総管 10月1日付け総管 查第 284 号総務省 | 查第 284 号総務省 行政管理局長通 行政管理局長通 知)に基づき明確 知)に基づき明確 化した、随意契約 化した、随意契約 によることができしてよることができ る事由により、公 る事由により、公 正性・透明性を確し正性・透明性を確 保しつつ合理的な 保しつつ合理的な 調達を実施するこ 調達を実施しま

「国の行政の業 「国の行政の業 務改革に関する取る改革に関する取 組方針~行政の | 組方針~行政の ICT 化・オープン ICT 化・オープン 化、業務改革の徹 化、業務改革の徹 (平成 26 年 7 月 | (平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決 25 日総務大臣決

て、電子的な検査に必要な技術情報の管理を自動車機構が一元 的に行うことが新たに定められ、自動車機構が電子的な検査を 適切かつ円滑に実施するにあたり、様々な関係機関との調整業 務が新たに発生するなど、自動車機構に求められる役割が大き く変化することとなったことから、関係機関と調整のうえ、改 正法を受けて発生する新たな業務の状況を把握した上で、関係 機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方につ いて検討することとなった。

役職員の給与については、国家公務員に準じた給与体系とし ており、ラスパイレス指数は 98.8% (平成 28 年度) 、99.3% (平成 29 年度) 、98.4% (平成 30 年度) 、98.9% (令和元年 度)、99.1%(令和2年度)であり、国家公務員の給与水準に 照らし適切なものとなった。

的適業によ効と い社す自に検構な切務取り率。 自て会る動係査造情な運り、化 動は的た車る、等報意営組業を 車、要めの審街変典思のむ務区 機新請、型査頭更	の効率 動車機構内の効率 有及び 的な情報共有及び 決定等 適切な意思決定等 電子化 業務運営の電子化 ことに に取り組むことに 運営の より、業務運営の るこ 効率化を図りる
適業によ効と い社す自に検構お一切務取り率。 自て会る動係査造けルな運り、化 動は的た車る、等る技意営組業を 車、要めの審街変審術思のむ務区	決定等 適切な意思決定等 電子化 業務運営の電子化 ことに に取り組むことに 運営の より、業務運営の
業によ効と い社す自に検構お一選り、化 動は的た車る、等る技営組業を 車、要めの審街変審術のむ務区	電子化 業務運営の電子化 ことに に取り組むことに 運営の より、業務運営の
によ効と い社す自に検構おしり、化 動は的た車る、等る技組業を 車、要めの審街変審術を務し	ことに に取り組むことに 運営の より、業務運営の
よ効と い社す自に検構おしり率。 自て会る動係査造けル東、要めの審街変審術を書る、等る技機新請、型査頭更査検	運営の より、業務運営の
効と 自て会る動係査造けル を機新請、型査頭更査検	
と。自て会る動係査造けれて会る動係を事る、等る技のの審街変審術	引るこ 効率化を図り、
自な会な動は、要めの審街変審術が、型を選びがある。	
い社す自に検構おいた。要めの審街変審術が関連を通りである。	す。
いて会のをある。というでは、要めのを事るをををををををををををして、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、というできるが、これが、というできるが、これが、というできるが、これが、これが、というできる。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、	
社会のおります。 社会のおります。 をおります。 というます。 というまする というます。 というまする。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまする。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまする。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまする。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というます。 というまする というます。 といまする。 というます。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまするまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 というまする。 という	構にお 自動車機構には
するため、自動車の型に係る審査 検査、街頭 構造等審査 おける審査	技術やいては、新技術や
自動車の型 に係る審査 検査、街頭 構造等変更 おける審査 ール技術検	に対応 社会的要請に対応
に係る審査 検査、街頭 構造等変更 おける審査 ール技術検	今後、するため、今後、
検査、街頭 構造等変更 おける審査 ール技術検	式認証 自動車の型式認認
構造等変更 おける審査 ール技術検	や新規に係る審査や新規
おける審査 ール技術検	検査、 検査、街頭検査、
ール技術検	検査に 構造等変更検査は
	、リコおける審査、リコ
重点化する、	証等に 一ル技術検証等に
	こと。 重点化します。
このため	、継続 このため、継続
検査におけ	
	化を的 業務量の変化を的
	した上 確に把握した」
	置の見 で、要員配置の身
	、重点 直しを行い、重点
	の強化 化する業務の強化
	。併せ を図ります。併せ
	に関すして継続検査に関す
	ス数のる検査コース数の
	施する 見直しも実施する
	削減コーとともに、削減コ
	活用を一スの有効活用を
行うこと。	
	これらし一方で、これら
	検査業 の検討は、検査
	不適切 務において不適り
	二度と「審査事案を二度と
	いため 発生させないため
進めること。	

自動車機構の業	自動車機構の業			
務が全体として効	務が全体として効			
果的・効率的に実	果的・効率的に実			
施されるよう必要	施されるよう必要			
な見直しを行うと	な見直しを行うと			
ともに、統合・移	ともに、統合・移			
管定着後における	管定着後における			
組織・経費の合理	組織・経費の合理			
化効果を発揮する	化効果を発揮する			
ため、間接部門の	ため、間接部門の			
共通化・効率化を	共通化・効率化を			
図り、合理化によ	図り、合理化によ			
り得られたリソー	り得られたリソー			
スを重点化すべき	スを重点化すべき			
業務に配置するこ	業務に配置しま			
と。	す。			
また、今後、国	また、今後、国			
土交通省におい	土交通省におい			
て、自動車検査登	て、自動車検査登			
録事務所等の集	録事務所等の集			
約・統合化の可否	約・統合化の可否			
の検討を行う際に	の検討を行う際に			
は、自動車機構の	は、自動車機構の			
事務所等の集約・	事務所等の集約・			
統合化の可否も併	統合化の可否も併			
せて検討するこ	せて検討します。			
と。				
なお、本部の移	なお、本部の移			
転について、統合	転について、統合			
後の管理部門の合	後の管理部門の合			
	理化や経費削減の			
観点を考慮しつ	観点を考慮しつ			
	つ、中期目標期間			
中の早期に結論を	中の早期に結論を			
	得ます。			
	年功主義にこだ			
	わらない能力に応			
	じた適正な人員配			
	置を行い、給与水			
	準については、国			
家公務員の給与水	家公務員の給与水			

準も十分考慮し、	準も十分考慮し、				
手当を含め役職員	手当を含め役職員				
給与の在り方につ	給与の在り方につ				
いて厳しく検証し	いて厳しく検証し				
た上で、その適正	た上で、その適正				
化に取り組むとと	化に取り組むとと				
もに、その検証結	もに、その検証結				
果や取組状況を公	果や取組状況を公				
表すること。	表します。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
Ⅲ. (1) (2) (3)	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資産の見直し										
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205				

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報		

			価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣は	<u> こよる評価</u>
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
中期目標期間におけ	中期目標期間におけ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 -	評定 -
る予算、収支計画及び	る予算、収支計画及び	特になし。	独立行政法人会計基準の改訂に	В	<評定に至った理由>	
資金計画について、適	資金計画について、適		伴い運営費交付金の会計処理は業	業務実績のとおり		
正に計画し健全な財務	正に計画し健全な財務	<その他の指標>	務達成基準を採用し、業務の進行	着実な実施状況に	<今後の課題>	
体質の維持を図るこ	体質の維持を図りま	特になし。	状況と運営費交付金の対応関係が	あると認められ	※実績に対する課題及び改善方策など	
と。	す。		明確である活動を除く管理部門の	る。		
独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	<評価の視点>	活動については期間進行基準を採			
準の改訂(平成 12 年	準の改訂(平成 12 年	計画通り着実に実行で	用した。	<課題と対応>	<その他事項>	
2月 16 日独立行政法	2月 16 日独立行政法	きているか。	また、期末における運営費交付	特になし。	※有識者からの意見聴取等を行った場	
人会計基準研究会策	人会計基準研究会策		金債務に関し、その発生原因ごと	る見込みである。	合には意見を記載するなど	
定、平成 27 年 1 月 27	定、平成 27 年 1 月 27		にロードマップを作成し、執行状			
日改訂)等により、運	日改訂)等により、運		況を管理した。			
営費交付金の会計処理	営費交付金の会計処理					
として、業務達成基準	として、業務達成基準		研究・試験・研修施設の外部利			
による収益化が原則と	による収益化が原則と		用の促進、受託研究等の獲得を実			
されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、		施しつつ、自己収入の確保・拡大			
収益化単位としてⅢの	収益化単位としてⅢの		を図った。			
「一定の事業等のまと	「一定の事業等のまと					
まり」ごとに予算と実	まり」ごとに予算と実		保有資産については、その利用			
績の管理を行うこと。	績の管理を行います。		度等に照らして、現時点において			
また、各年度期末に	また、各年度期末に		は自動車機構の業務上必要不可欠			

おける運営費交付金債	おける運営費交付金債	なものであることから、その有効	
務に関し、その発生状	務に関し、その発生状	利用の可能性については不断に検	
況を厳格に分析し、減	況を厳格に分析し、減	討しつつ、現有資産の活用により	
少に向けた努力を行う	少に向けた努力を行い	本来業務の質の確保を図った。	
こと。	ます。		
知的財産権の実施許	知的財産権の実施許		
諾の推進、研究・試	諾の推進、研究・試		
験・研修施設の外部利	験・研修施設の外部利		
用の促進、受託研究の	用の促進、受託研究の		
獲得拡大及び競争的資	獲得拡大及び競争的資		
金への積極的な応募に	金への積極的な応募に		
より、収入の確保・拡	より、収入の確保・拡		
大を図ること。	大を図ります。		
保有資産について	保有資産について		
は、資産の利用度のほ	は、資産の利用度のほ		
か、本来業務に支障の	か、本来業務に支障の		
ない範囲での有効利用	ない範囲での有効利用		
の可能性、経済合理性	の可能性、経済合理性		
などの観点に沿って、	などの観点に沿って、		
その必要性について、	その必要性について、		
自主的な見直しを不断	自主的な見直しを不断		
に行うこと。	に行います。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
IV	短期借入金の限度額										
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192, 193	197、198	204、205				

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3.	各事業年度の業務に	孫る目標、計画、業	務実績、年度評価	面に係る自己評価及び主義	務大臣による評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	ミ績・ 自己評価		主務大臣は	こよる評価	
				業務実績	業務実績 自己評価 (見込評価) (期間		(見込評価)		ミ績評価)
		予見し難い事故	<主な定量的指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
		等の事由の他、年	標>	実績無し	_	<評定に至った理由>			
		度当初の運営資							
		金、収入不足への			<課題と対応>	<今後の課題>			
		対応のための経費	くその他の指標		特になし。	※実績に対する課題及び	改善方策など		
		が必要となる可能	>						
		性があるため、短							
		期借入金の限度額				<その他事項>			
		を 3,000 百万円と	<評価の視点>			※有識者からの意見聴取等を行った場合には意見			
		します。				を記載するなど			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
V. (1) (2) (3)	自動車の設計から使用段階までの総合的な対応						
(4) (5)	施設及び設備に関する計画						
	人材確保、育成及び職員の意欲向上						
	広報の充実強化を通じた国民理解の醸成						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205

2	2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣は		による評価	
			業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	ミ績評価)
自動運転システム、燃料電池	自動運転システム、燃料電池	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_
自動車等の最新技術を搭載した	自動車等の最新技術を搭載した	特になし。	(1)シナジー効果を最大限	В	<評定に至った	理由>		
自動車に、迅速かつ適切に対応	自動車に、迅速かつ適切に対応		発揮できるよう理事長及び全	業務実績のとお				
するためには、自動車メーカー	するためには、自動車メーカー	<その他の指標>	理事からなる技術戦略本部に	り着実な実施状	<今後の課題>	>		
の研究開発動向、国際標準化に	の研究開発動向、国際標準化に	特になし。	おいて技術戦略に特化して各	況にあると認め	※実績に対する	る課題及び改善		
向けた国際会議での議論状況、	向けた国際会議での議論状況、		部門が保有する情報を自動車	られる。	方策など			
型式認証及び使用段階での評価	型式認証及び使用段階での評価	<評価の視点>	機構全体で共有し、自動車機					
手法の改善の必要性、不具合発	手法の改善の必要性、不具合発	計画通り着実に実行	構内の技術に関する企画・立	<課題と対応>				
生状況等に関して、詳細かつ俯	生状況等に関して、詳細かつ俯	できているか。	案を行っている。平成 28 年度	特になし。	<その他事項>	>		
瞰的に各部門が共通の問題意識	瞰的に各部門が共通の問題意識		から令和2年度においては、		※有識者からの	の意見聴取等を		
を持ちつつ、対応する必要があ	を持ちつつ、対応する必要があ		技術戦略本部を合計 22 回開催		行った場合には	は意見を記載す		
る。旧自動車検査独立行政法人	ります。旧自動車検査独立行政		した。		るなど			
と旧独立行政法人交通安全環境	法人と旧独立行政法人交通安全		シナジー効果を発揮する具					
研究所が統合され自動車機構と	環境研究所が統合され自動車機		体的な施策としては、以下の					
なった今、シナジー効果を効率	構となった今、シナジー効果を		取組みを実施した。					
的に創出することが期待され	効率的に創出することが期待さ		①平成 28 年度にトラック・					
る。	れます。		バスの新規検査の負担軽減や					
その効果が最大限発揮される	その効果が最大限発揮される		検査機器・改善及び調達コス					

よう、理事長及び全理事からなしよう、理事長及び全理事からな る技術戦略本部を設置し、技術 る技術戦略本部を設置し、技術 戦略に特化して各部門が保有す | 戦略に特化して各部門が保有す る情報を自動車機構全体で共有しる情報を自動車機構全体で共有 し、自動車機構内の技術に関す る企画・立案を一手に担う場と | る企画・立案を一手に担う場と しての機能を持たせること。

【重要度:高】

自動車検査独立行政法人と独立 行政法人交通安全環境研究所の 統合の最大の目的は、自動車の 設計から使用段階までを総合的 に対応することによるシナジー 効果の創出を通じ、自動車に係 る国民の安全・安心の確保及び 環境の保全を図ることであり、 そのシナジー効果の最大化に向 けた措置は、統合の目的達成の ために重要である。

【指標】

●技術戦略本部の開催状況(モー●技術戦略本部の開催状況(モ ニタリング指標)

設の計画的な整備・更新を進め | 設の計画的な整備・更新を進め るとともに、適切な維持管理に│るとともに、適切な維持管理に 努めること。

し、自動車機構内の技術に関す しての機能を持たせます。

【重要度:高】

旧自動車検査独立行政法人と旧 独立行政法人交通安全環境研究 所の統合の最大の目的は、自動 車の設計から使用段階までを総 合的に対応することによるシナ ジー効果の創出を通じ、自動車 に係る国民の安全・安心の確保 及び環境の保全を図ることであ り、そのシナジー効果の最大化 に向けた措置は、統合の目的達 成のために重要である。

【指標】

ニタリング指標)

業務の確実な遂行のため、施工業務の確実な遂行のため、施 努めます。

施設・設備の 内容	予定 額 (百 万 円)	財源
(一般勘定)		
自動車等研究		独立行
施設整備費		政法人
新交通シス	430	自動車
テム車両の		技術総
安全性評価		合機構
試験施設の		施設整
整備(P)		備費補
実走行環境	210	助金

トの適正化に取組んだ。

②検査部門において、登録 車の検査時に検査官が設計又 は製作に係わる不具合のおそ れがある車両情報を収集して おり、この情報をリコール技 術検証部へ提供してもらい、 技術検証に活用する仕組みを 平成 29 年度に新たに構築し た。これにより、提供された 検査情報が自動車メーカーの 主張を覆す根拠となり、検査 部門と統合した効果が発揮さ れ、効果的な技術検証につな がった。また、平成30年度に おいては、この技術検証に活 用する仕組みについて、全国 会議等を通じて地方事務所等 への周知を行い、統合効果に よるリコール技術検証の迅速 化、効率化を図った。

③平成 29 年度に検査部門の 高度化システムに記録される 検査情報について、研究部門 において基準策定等に係る研 究業務に活用できるよう、「統 計分析システム|を新たに構築 した。これにより、年間約600 万台の検査車両について研究 用途に最適化したデータの分 析が可能となり、平成30年度 においては、ブレーキ試験に おける合否判定、制度効率値 等について分析を行い、今 後、ブレーキローラの磨耗状 況の検出等に活用できる可能 性があることが示された。

④平成29年度及び平成30年 度においては、より一層の連 携を図るため、自動車機構職 員について、本部と交通安全

性能評価試		
験施設の整		
備		
2.1.		
(審査勘定)		
審查施設整備		独立行
費		政法人
審査場の建	1,242	自動車
替等		技術総
審査機器の	5,120	合機構
更新等		施設整
審査上屋の	8,188	備費補
改修等		助金
基準策定•	4,480	
改正等に伴		
う試験設備		
の導入・改		
造		

※本部移転に関する結論(現在 は賃貸) によっては、本部の 施設整備費が追加される場合 がある。

自動車機構の役割に合致した 自動車機構の役割に合致した 人材の確保に努めること。ま 人材の確保に努めます。また、 た、国や関係機関、各部門間の | 国や関係機関、各部門間の人事 人事交流、適正な業務を行うこ | 交流、適正な業務を行うことが とが出来るような研修プログラ | 出来るような研修プログラムの ムの整備・実施、基準策定・国 | 整備・実施、基準策定・国際相 際相互承認の推進のための国際 | 互承認の推進のための国際会議 会議参加や研究発表等を通じ一参加や研究発表等を通じて、人 材育成に取り組みます。

さらに職員の業務への取組意 | さらに業務改善の提案等の実 績や緊急時の対応状況等を評価 し、表彰することなどにより、 広報の充実強化を図るととも | 職員の業務への取組意欲の向上

> 自動車機構の活動について、 広報の充実強化を図るととも に、情報提供を積極的に進めま

環境研究所間の内部異動を実 施するとともに、新規採用職 員の研修を合同で開催するな どの取組みを行った。また、 保険の共同調達を行うことに より、共通経費の削減を図っ

⑤電子装置の状態を監視 し、故障を記録する OBD を活 用した検査について、国土交 通省の設置する「車載式故障 診断装置を活用した自動車検 査手法のあり方検討会」に参 画し、自動車機構における平 成 29 年度の調査結果の報告等 を行うとともに、合計 57 回に 及ぶ国内外の関係者との打合 せを実施し、平成31年3月13 日に公表された最終とりまと めの策定に大きく貢献した。

また、OBD 検査には車両の 技術情報が必要となるため、 各検査実施主体(自動車機 構、軽自動車検査協会及び指 定自動車整備事業者) が適切 に検査を実施できるよう、自 動車機構が車両の技術情報を 一元的に管理することとし、 当該内容を改正事項に含む道 路運送車両法の改正業務(平 成 31 年 3 月 8 日閣議決定、本 年5月24日公布)への積極的 な協力を行った。

加えて、上記法改正及び最 終とりまとめを受け、平成 31 年4月に本部に「OBD 検査業 務準備室」を設置し、システ ム構築及び運用面の検討を本 格的に開始した。

さらに、OBD 検査の実施に 向けて必要となるシステム・

て、人材育成に取り組むこと。

欲の向上を図ること。

自動車機構の活動について、 に、情報提供を積極的に進める を図ります。 こと。

「「独立行政法人の業務の適正 を確保するための体制等の整 | を確保するための体制等の整 備」について」(平成 26 年 11 月 | 備」について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知) に基づき、業務方法書に定めた | に基づき、業務方法書に定めた 事項を確実に実施すること。

また、理事長及び全理事から なる内部統制委員会及び同委員 なる内部統制委員会及び同委員 会に設置しているリスク管理委 | 会に設置しているリスク管理委 員会の取組を強化するととも | 員会の取組を強化するととも に、検査業務の適正化について に、検査業務の適正化について も同じく理事長及び全理事からしも同じく理事長及び全理事から なる検査業務適正化推進本部をしなる検査業務適正化推進本部を 設置するなどにより、自動車機 | 設置するなどにより、自動車機 構の長のリーダーシップのも 構の長のリーダーシップのも 態把握、継続的な分析、必要な「態把握、継続的な分析、必要な 見直しを行うこと。

部統制のモニタリングが実施さ | 部統制のモニタリングが実施さ れる等、監査が適切に実施されしれる等、監査が適切に実施され るよう、体制を整えること。

については、「研究活動における | については、「研究活動における 不正行為への対応等に関するガ | 不正行為への対応等に関するガ イドライン」(平成 26 年8月 26 | イドライン」(平成 26 年8月 26 日文部科学省)に従って、適切 日文部科学大臣決定)に従っ に取り組むこと。

す。交通安全環境研究所につい ては、対外的プレゼンス向上等 の取組の一つとして、研究所の 業務・成果を広く国民に網羅的 に紹介する交通安全環境研究所 フォーラム及びタイムリーな特 定のテーマにかかる研究成果等 を紹介する講演会をそれぞれ毎 年1回程度開催するとともに、 研究所の活動について広く国民 の理解を得るため、研究所の一 般公開を毎年1回程度実施しま

「「独立行政法人の業務の適正 28 日総務省行政管理局長通知) 事項を確実に実施します。

また、理事長及び全理事から と、内部統制の取組について実 と、内部統制の取組について実 見直しを行います。

また、監事監査において、内 また、監事監査において、内 るよう、体制を整えます。

研究不正の防止に向けた取組 研究不正の防止に向けた取組 て、適切に取り組みます。

機器の技術的要件等を調査・ 検討するため、OBD 検査業務 準備室及び交通安全環境研究 所が連携・協力し、自動車機 構、軽自動車検査協会、コン サルティング会社、システム メーカー及びツールメーカー からなるプロジェクトチーム を立ち上げ、令和元年度及び 2年度において、システム構 成や主要課題について検討を 行った上で、OBD 検査で必要 となる、①自動車メーカーか ら提出される技術情報を管理 するシステム及び②当該技術 情報を活用して OBD 検査の合 否判定を実施するシステムに ついて、要件定義を実施した 上で、これらのシステムの設 計・開発に係る調達手続きを 開始した。

また、OBD 検査機器の利用 時における課題の洗い出しの ため、全国の 10 検査部・事務 所において、無線通信に係る 電波環境の調査・分析を実施 するとともに、実際の検査業 務フローを確認した。

さらに、上記②のシステム の試作版を活用し、自動車メ ーカーや整備事業者等の関係 者とも連携しつつ、車両から の電子的な故障情報の読出し に係る検証や、システムの基 本的な機能や使用感の確認を 行う等、検査現場で顕在化し 得る課題等の洗い出しを進め た。(再掲)

⑥令和元年度及び令和2年 度において、OBD 検査の更な

個人情報の保護、情報セキュ	個人情報の保護、情報セキュ	る高度化を目指し、研究部門	
	リティについては、「サイバーセ	において、OBD ポートを利用	
	キュリティ戦略」(平成27年9月	した ECU のソフトウェアに予	
	4 日閣議決定)等の政府の方針を	め設定されている特定の値を	
の強化を図ること。	踏まえ、情報セキュリティの強	読み取ることで、ソフトウェ	
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	化を図ります。	アのバージョンや改ざんの有	
	前中期目標期間中からの繰越し	無を検出する手法の研究が進	
	積立金は、中期目標期間中に自	められていることから、米国	
	己収入財源で取得し、本中期目	の OBD 検査における不正防止	
	標期間へ繰り越した有形固定資	対策の調査を実施するととも	
	産の減価償却に要する費用等に	に、汎用のスキャンツールを	
	充当します。	用いて、ECU を始めとする自	
		動車に搭載されているソフト	
		ウェアバージョン番号及び改	
		ざん検出のための番号の取得	
		調査を実施し、検査に手法を	
		取り入れるための課題等につ	
		いてとりまとめたほか、欧米	
		の検査機関へのヒアリング	
		や、OBD 情報の読取結果を改	
		ざんする不正ツールに関する	
		実態調査を実施した。	
		⑦平成 28 年度のシナジー施	
		策として導入した検査用の前	
		照灯試験機の測定精度を向上	
		した判定ロジックについて、	
		近年の前照灯技術の多様化に	
		伴い、人の目で見た予想エル	
		ボー点と異なる位置にエルボ	
		一点があるものと判定する事	
		象が出てきているところ。	
		令和元年度及び令和2年度	
		において、安定した自動判定	
		を行うためには、さらなる機	
		能向上が必要であることか	
		ら、エルボー点検出不具合解	
		消のための解析手法について	
		検討し、追加ロジックの構築	
		手法を策定するとともに、当	
		該ロジックの導入に必要とな	
		るプログラムを開発し、これ	

가 르는 NH는 가 가 LA 그는 NM 미디 > _ ~ NM 르는	
を実装した検査機器にて判定	
データを収集した	
⑧ 令和元年度において、既	
存の検査の効率化のため、ガ	
ソリン車の排出ガス検査につ	
いて、平成 23 年度の交通研調	
査結果や諸外国の動向を踏ま	
え、OBD 検査を活用したアイ	
ドル排出ガス検査の代替手法	
の要件について検討を行っ	
た。	
また、ディーゼル車の排出	
ガス検査についても、令和元	
年度及び令和2年度におい	
て、検査の効率化及び事故防	
止の観点から現行のオパシメ	
ータよりも測定感度が高い PN	
測定器を用いた検査を導入す	
るため、欧州の PN 測定器を用	
いた検査導入に向けた動向の	
調査を実施するとともに、欧	
州で導入される予定の PN 測定	
器を用いて、検査場における	
オパシメータとの比較実験を	
実施し、測定精度、相関性、	
検査場環境への影響等を検証	
した。	
⑨ 令和2年度において、街	
頭検査における排出ガス・騒	
音検査を的確かつ効率的に実	
施するため、米国で高濃度排	
出ガス車を発見するために導	
入されている非接触式測定装	
置(RSD:Remote Sensing	
Device)や、交通安全環境研	
究所で研究が進められている	
深層学習方式(AI)を活用し	
て走行騒音から近接排気騒音	
に係る基準適合性を推断する	
装置の導入を検討し、これら	
の装置による測定又は推断結	
139	

果と実際の判定値との比較検
証を行うこと等を通じ、運用
にあたっての課題を整理し
た。
(2) 平成 28 年度から令和 2
年度の施設及び整備について
は、使用年数が長く、故障発
生の可能性が高い検査機器の
老朽更新等を優先的に進め
た。
また、更新にあわせて、審
査機器の設定判定値に人が介
在しない機器を導入する等、
施設の適切な維持管理に努め
た。二輪車を審査する審査機
器について、全ての事務所の
設置が完了したほか、全国の
審査上屋について、耐震評価
が低い事務所の耐震補強改修
工事が完了した。
(一般勘定)
自動車等研究施設 180
整備費
(審査勘定)
審査機器の建替等 1,469
百万円
審査上屋の更新等 4,481
百万円
審査上屋の改修等 7,597
百万円
基準策定・改正等 519
に伴う試験設備の「百万円」
導入・改造
(3) 交通安全環境研究所の
所内セミナーについては、各
部門からの話題提供により各

職員の自動車機構全体業務の
理解促進や、若手研究者によ
る学会発表内容を共有する場
として活用する等、平成 28 年
度から令和2年度にかけて計
64 テーマ(平成 28 年度:10
テーマ、平成 29 年度: 13 テー
マ、平成30年度:13テーマ、
平成 31 年度: 15 テーマ、令和
2 年度:13 テーマ) を実施し
人材育成に取り組んだ。
また、業務への取組意欲の
向上を図るため多様な業務を
取り上げ、以下のとおり業務
表彰を行った
(平成 28 年度)
→ 連続無事故を長期間達成し
た 13 事務所
★ 街頭検査において優れた取
組を行った3検査部
▶ 自動車審査を確実に遂行
し、不正受検を見逃さない
責任観念に徹した職員
京日節心で版とた物具
(平成 29 年度)
→ 連続無事故を長期間達成し
た 12 事務所
★ 街頭検査において優れた取
A
▶ 自動車審査を確実に遂行
し、不正受検を見逃さない
責任観念に徹した職員1名
● 優れた業務改善提案を行っ
た3事務所
▶ 特に優れた功績をあげたリ コール技術検証部門2チー
ム及び認証部門1チーム
(亚成 20 年度)
(平成 30 年度) ■ 連結無事故な長期間達成 1
▶ 連続無事故を長期間達成し 134
134

と 10 東欧武
た 13 事務所
→ 街頭検査において優れた取 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は
組を行った 5 検査部
▶ 自動車審査を確実に遂行
し、不正受検を見逃さない
責任観念に徹した職員3名
▶ 優れた業務改善提案を行っ
た2事務所
▶ 特に優れた功績をあげた4
チーム
▶ 技術指導教官として研修受
講者から最も高い評価を得
た教官1グループ とおり という
(令和元年度)
▶ 連続無事故を長期間達成し
た 13 事務所
▶ 街頭検査において優れた取
組を行った6検査部
▶ 自動車審査を確実に遂行
し、不正受検を見逃さない
責任観念に徹した職員7名
▶ 優れた業務改善提案を行っ
た2事務所
⇒ 特に優れた功績をあげた 2
名、5チーム
は 対 対 対 対 指 導教官として研修受 1 2 3 3 4 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7
講者から最も高い評価を得
た教官1グループ
(令和2年度)
● 連続無事故を長期間達成し
た 24 事務所
→ 新型コロナウイルス感染拡 +にお用する鉄トル社会様
大に起因する厳しい社会情
勢下での街頭検査を着実に
行った8地方検査部等
自動車審査を確実に遂行
し、不正受検を見逃さない
責任観念に徹した職員6名
▶ 特に優れた功績をあげた 6
135

名、5チーム、1事務所	
▶ 技術指導教官として研修受	
講者から最も高い評価を得	
た教官1グループ	
(4)自動車機構の活動につ	
いては、ホームページを利用	
して積極的に情報提供すると	
ともに、台風、地震等、自然	
災害による検査コースの閉鎖	
があった場合には、その情報	
をホームページに掲載するこ	
とにより、利用者に迅速に周	
知した。また、令和元年5月	
に開催された自動車の検査・	
整備関係業界や学生等が多数	
来訪するオートサービスショ	
-2019 において、自動車機構	
の業務や採用案内について広	
報するとともに、最重要課題	
である OBD 検査の導入に向け	
た取組みについて、前年度ま	
での調査結果や令和元年度以	
降の取組みを紹介し、自動車	
機構の役割、取組みの意義の	
周知を図った。さらに、令和	
2年1月には、令和元年度の	
OBD 検査プロジェクトの成果	
を披露するため、関係機関・	
団体向けに実証実験の見学会	
を開催した。	
また、交通安全環境研究所	
については平成 28 年度から令	
和2年度において研究所の業	
務・成果を広く国民に網羅的	
に紹介する交通安全環境研究	
所フォーラム及びタイムリー	
な特定のテーマにかかる研究	
成果等を紹介する講演会をそ	
れぞれ1回開催した。また、	
交通安全環境研究所の活動に	
136	

ことと 2 同日 の理知 2 周 7	
ついて広く国民の理解を得る	
ため、研究所の一般公開を行	
った。	
(口) 如本公式以上自動車井	
(5)独立行政法人自動車技	
術総合機構の発足と同時に内	
部監査室を設置し、本部を内	
部統制委員会の事務局とし、 世界での他内が体制にかかる	
規程その他内部統制にかかる	
各種規程の改正を行い、内部 統制体制を整備した。また、	
運用状況については業務全般	
に対して理事長巡視、内部監	
査、本部・地方検査部役職員	
による調査・指導等を実施し	
たほか、Web 会議システム等	
の活用による情報共有の充	
実、コンプライアンスに関す	
るセルフチェックの実施及び	
情報セキリュティ対策として	
自動車技術総合機構 CSIRT(シ	
ーサート)を設置、更に各種委	
員会(内部統制委員会、コン	
プライアンス推進委員会、リ	
スク管理委員会及び検査業務	
適正化推進本部会合)を開催	
し、各年度取り組む自動車機	
構のリスクを選定し対策を講	
じるとともに、平成 27 年度に	
発生した神奈川事案の再発防	
止対策の実施状況を確認する	
など、内部統制を図ってい	
る。	
内部監査室による監督・指	
導体制の強化や運用の見直し	
を行い、基準適合性審査、不	
当要求防止対策及び事故防止	
対策の実施状況に関し、平成	
28 年度から令和2年度まで合	
計で一般監査を 68 箇所、重点	
監査を7箇所実施するととも	
137	

に、無通告の調査についても	
実施した。なお、監査実施結	
果は他事務所等に横展開し、	
他事務所等における好事例の	
取入れ及び改善指摘があった	
事項の自己点検を促し同種事	
案の予防処置を図った。	
内部統制のモニタリング	
等、監事監査が適切に実施さ	
れるよう、監事の事務補助者	
を確保する等して体制を整え	
た。	
自動車技術総合機構 CSIRT	
を設置し、情報システムのセ	
キュリティ対策製品の導入や	
システム保守契約のセキュリ	
ティ対策項目の拡充を通じ	
て、情報セキュリティの強	
化・充実を図った。	
(6)前中期目標期間中に自	
己収入財源で取得し、今中期	
計画期間に繰越した繰越積立	
金のうち、一般勘定 281 百万	
一	
り崩して当年度の減価償却費	
に要する費用等に充当した。	
に女りる其用寺に儿ヨした。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処	分等に関する計画					
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199, 200	198、199	192、193	197、198	204、205

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)		29 年度	30 年度	令和元年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報			

3. 各事業年度の業績	客に係る目標、計画、	、業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務	大臣による評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣は	こよる評価	
			業務実績	自己評価	(見辺	込評価)	(期間実	 [表表]
	なし	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 一		評定	_
			実績無し	_	<評定に至った理由>			
		<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>			
					※実績に対する課題及び	び改善方策など		
		<評価の視点>						
					<その他事項>			
					※有識者からの意見聴	取等を行った場合には意		
					見を記載するなど			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
VII	重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192, 193	197、198	204、205

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報

3. 各事業年度の業績	客に係る目標、計画、	、業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務	大臣による評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣は	こよる評価	
			業務実績	自己評価	(見辺	込評価)	(期間実	 [表表]
	なし	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 一		評定	_
			実績無し	_	<評定に至った理由>			
		<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>			
					※実績に対する課題及び	び改善方策など		
		<評価の視点>						
					<その他事項>			
					※有識者からの意見聴	取等を行った場合には意		
					見を記載するなど			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報						
VⅢ.	剰余金の使途						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)		29 年度	30 年度	令和元年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報			

3. 各事業年	年度の業務に	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務を	大臣による評価					
中非	期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣は	による評価		
				業務実績	自己評価	(見込	込評価)	(期]間実績評価)	
		施設・設備の整	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_	
		備、広報活動、		経営努力に係る認定取	_	<評定に至った理由>				
		研究費への繰り		得により、前年度の特						
		入れ、海外交流	<その他の指標>	許収入である 350,281	<課題と対応>	<今後の課題>				
		事業(招聘、ワ		円について目的積立金		※実績に対する課題及び	び改善方策など			
		ークショップ、		とすることが認められ						
		国際会議等)に	<評価の視点>	た。この目的積立金を						
		使用します。		活用し、「2018 交通安		<その他事項>				
				全環境研究所フォーラ		※有識者からの意見聴	取等を行った場合には意			
				ム」の開催 経費とし		見を記載するなど				
				て充当した。						

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
	一定の事業等のまとまり(道路運送車両法に基づく執行業務等(保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リ	コールに係る技術	的検証等)(1.(1	$1) \sim (3), 2.$	$(2) \sim (3), 4.$))			
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205			

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 達成目標 (前中期目標期間最終年度値等) 基準値 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各	事業年度の業務に	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務	大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 主務大臣によ			による評価						
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(見込評価)		(見込評価)		(期間]実績評価)
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_				
					A	<評定に至った理由>							
			<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題> ※実績に対する課題及び	が改善方策など						
			<評価の視点>			4.7.0.1k. 東西、							
						<その他事項>	応然たな、お担人には辛						
							取等を行った場合には意						
						見を記載するなど							

4. その他参考情報

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均に最も近い評定が「A評定」であること、また、下記事項を踏まえ「A評定」とした。

【項目別評定の算術平均】

 $(A 4 点 \times 4 項目 + B 3 点 \times 4 項目) \div (8 項目) = 3.50$

※なお、算術にあたっては、評定毎の点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については、加重を2倍としている。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
	一定の事業等のまとまり(自動車及び鉄道等の研究業務等(2.	(1), 3.))									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
易度		(行政事業レビューシート番号)	199、200	198、199	192、193	197、198	204、205				

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 達成目標 (前中期目標期間最終年度値等) 28 年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (前中期目標期間最終年度値等) (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (本書) (本書)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	_	
					A	<評定に至った理由>				
			in the line							
			<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>				
						※実績に対する課題及び	が改善方策など			
			<評価の視点>							
						<その他事項>				
						※有識者からの意見聴耳	取等を行った場合には意			
						見を記載するなど				

4. その他参考情報

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均に最も近い評定が「A評定」であること、また、下記事項を踏まえ「A評定」とした。

【項目別評定の算術平均】

 $(A 4 点 \times 2 項目 \times 2 + A 4 \triangle \times 2 項目 + B 3 \triangle \times 1 項目 \times 2 + B 3 \triangle \times 1 項目) \div (6 項目 + 3 項目) = 3.67$

※なお、算術にあたっては、評定毎の点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については、加重を2倍としている。